

591
5



0006140-000

591-5

総選挙読本

藤沢利喜太郎・著

岩波書店

昭和3

ABE





藤澤利喜太郎著



選舉讀本

普選總選舉の第一回

岩波書店發行



目次

端し書き

自一至四

第一節 普選法成立の經過

自五至五七

普選案原案全文の漏洩……………一五

普選案立案審議の經過……………一六

衆議院議員の總數……………二一

バーデン式比例代表法の注釋……………二六

供託金……………二六

ドループ・クオータの注釋……………三一

區制……………三一

ジェリマンダリングの注釋……………三六

選舉權及び被選舉權の年齢……………三七

住所と住居……………四一

華族の戸主の選舉及び被選舉權……………四三

連坐の規定……………五二
 無投票當選及び推薦候補者……………五三
 町村別開票……………五五

第二節 問題の所謂貧困缺格條項及び拾遺

自五八至七四

貧困の爲め公費の救助を受くる者……………五九
 自活の途を有せざる者……………五九
 貧困の爲め公私の救恤を受くる者……………五九
 生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受くる者……………六四
 貧困に因り生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受くる者……………六五
 政府は兩院協議會で修正の際缺格者の範圍は狭い意味のものとしてこれに同意した……………六七
 兩院協議會の成果……………六八
 拾遺……………七〇
 第一回普選總選舉郵便物統計……………七二

第三節 基本資料

自七五至二〇八

黨派別の名稱……………七七
 候補者の議員經歷別……………七八
 法定得票数……………八〇
 ドンド式の注釋……………八一
 黨派別得票数に案分すれば……………八二
 府縣の配列順(統計局順)……………八四
 選舉區別基本資料……………自八五至二〇八

第四節 總選舉の結果批判

自二〇九至二四八

別表の沿革……………二〇九
 無投票當選……………二一一
 黨派別當選者數及び得票数(總選舉當日に於ける各候補者標榜の黨派別)……………二一九
 得票数の統計的特色○得票数の少い例○得票数の異常に多い例○得票数接近の例……………二二六
 番狂はせの増減……………二三〇
 大衆は巨象の如く歩む……………二三二
 地方的色彩の減退……………二三四

豫想を裏切つた舊本黨系の當選率	二三六
衆議院議員の年齢に関する研究	二三七
棄権率が少かつた原因	二四三
衆議院議員總選舉の結果諸表	二四六

第五節 黨派別得票數に案分すれば

自二四九至二七七

比例代表の種類	二五一
名簿式を徹底的に排斥すべき理由	二五四
何が故に歐洲大陸諸國では名簿式が行はれてゐるか	二五九
英國に於ける比例代表論の趨勢	二六四
補正式比例代表法	二六六
黨派別得票數に案分すれば決算	二七〇
假想大選舉區案分の決算	二七三

第六節 選舉干涉の統計的研究

自二七八至三二五

北海道○青森縣○岩手縣○宮城縣○秋田縣○山形縣○福島縣○栃木縣○千葉縣

○新潟縣○石川縣○長野縣○三重縣○大阪府	自二八一至三〇三
兵庫縣○次點者昇格に関する提案○鳥取縣	自三〇三至三〇八
岡山縣○選舉干涉の效驗よりも反感の方が強かつた場合	三〇八
広島縣○愛媛縣○香川縣○熊本縣○沖繩縣	自三一六至三二一
鳥瞰的觀察	三二一

第七節 我が代議政治の進趨

自三二六至三四九

二大政黨の妖夢	三二六
四月五日の座談會	三二七
中立候補者	三三一
黨籍變更に伴ふ選舉の仕直し	三三一
總選舉直後の言論界の錯覺	三三三
小選舉區還元の妄想	三三五
歐羅巴中で一番愉快な俱樂部	三三七
衆議院の門戸解放	三三九
無産黨の進出	三四二

大選擧區の頃合ひ……………三四四

括結の辭……………三四六

追ひ書き
(補缺選舉)

三五〇

目次終り

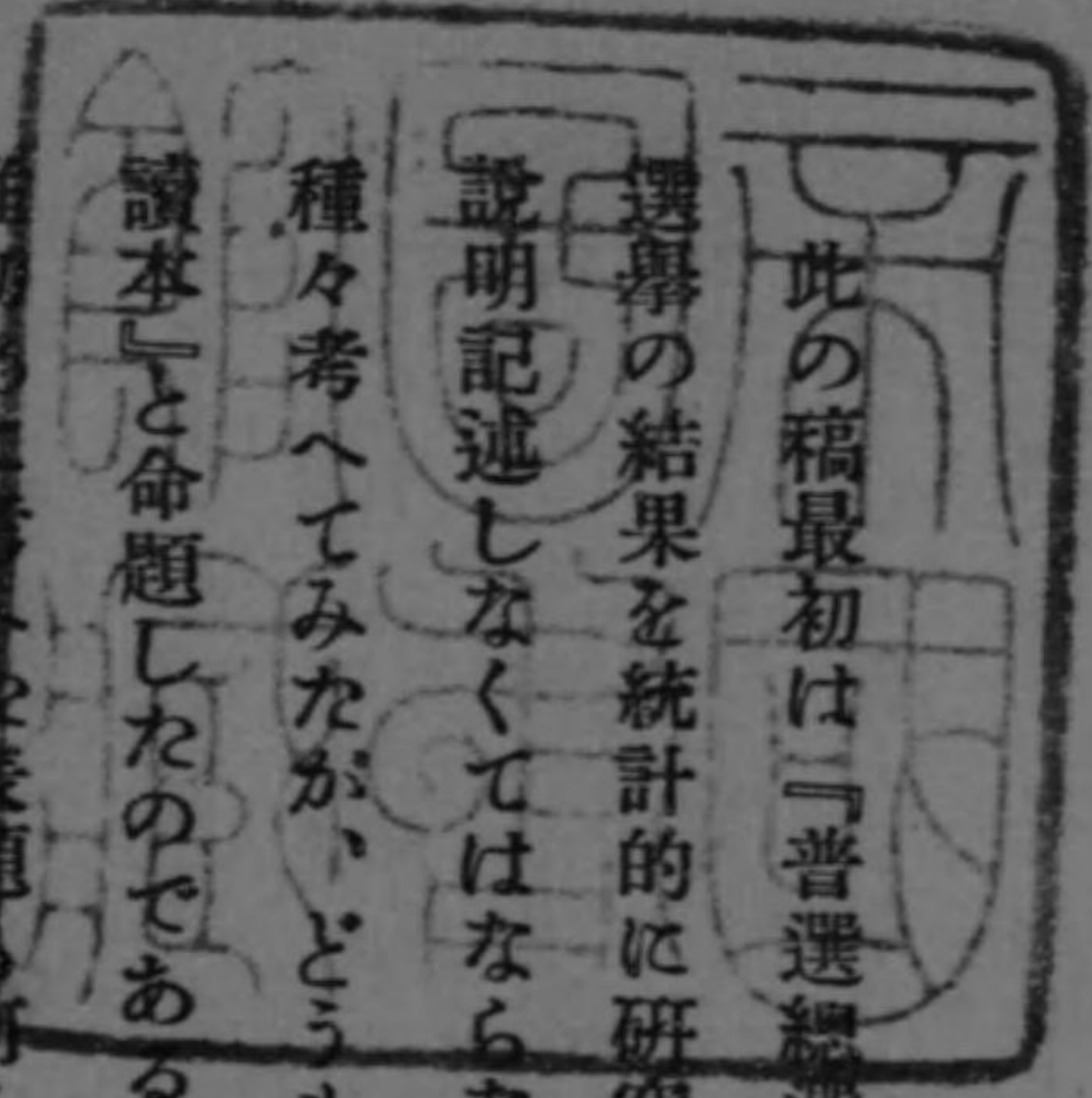
附録

最初の普選法

總選舉讀本

普選總選舉の第一回

端し書き



此の稿最初は「普選總選舉の第一回」と命題し、昭和三年二月二十日に行はれた、我が國始めての普選總選舉の結果を統計的に研究するを目的としたのである。然るに研究の進むに従がひ自然選舉の凡般に涉つて説明記述しなくてはならないやうになつた。表題と内容とが餘りに懸け離れてゐるのも面白くないと思ひ、種々考へてみたが、どうもよい思ひつきもでなかつたが故に、近頃流行の「讀本」といふ辭を用ゐる『總選舉讀本』と命題したのである。今や稿成り之を通讀して、それが却つて相應しい表題であるかのやうに感じた。唯初めに考へた表題も何んとなくそれに未練が残るやうな氣がしたが故にそれをも添記することとした。

今回の總選舉は我が立憲政治の發達上に於ける、眞に劃時代的一標識である。此の選舉の結果に關し、できるだけ正確な統計を後世に残すは、今人の重大なる責任であると感じ、此の信念の下に今回の調査研究を思ひ立つたのである。

選挙統計の精髓、本書に於ては基本資料と命名した統計、それは各選挙区に於ける候補者の党派別及び其の得票数である。得票数の方は可なり正確であると認めらるるものを得るにさまでの困難を感じなかつた。党派別の方も候補者の総数九百六十餘人の中で、その約九割五分に就ては明かであつたが残餘の約五分に就ては、その党派別を適當に認定することは此の調査に於ける難事中の至難なるものであつた。爰に党派別といふのは勿論総選挙の期日當日に於ける各候補者の党派別であつて、其の後の異動の如きは此の調査の關するところではない。

言ふまでもなく統計の使命は現實の状態を誠懇に描寫するにある。統計は無心冷酷のものでなくてはならない。かうありたい、さうあれかしといふが如き欲望を包藏するは統計學上の大禁物である。偕て官廳からでる調査統計類は一種の惰性的權威をもつてゐる、それを世人が信用するのは無理ならぬことである。然し今回の場合に於て所謂選挙干渉の中樞、選挙干渉の渦中に於てなされた党派別の認定、それに對する偏頗の掛念が如何に世の中に普遍してゐたかは、各新聞社が選挙の結果を報道するに當り、各候補者の得票数は官廳報告の數字を用ゐる場合に於ても党派別は銘々本社調査といふことになつてゐたのを見てもわかる。然し歲月は遠慮なく過ぎ去り、健忘なる世の中にはさういふ掛念が薄らぎ、置き去りにせらるる危険がある。唯官廳からでた統計なるが故に、それを妄信するといふが如きことが將來起らないであらうか。そんなことが眞摯なる後世の研究者を誤るが如きこともなきか。さういふやうな老婆心も亦此の調査を思ひ立つた一つの動機である。

偕て如何にして此の認定をしたか、詳しいことは後に譲るのであるが、此の邊の事情に精通し、且此の種の調査に深い趣味を有せらるる幾多同好知人の熱心なる贊助と月餘に亙り諸方面を尋釋の結果によつて、大體誤なからんと思はるる認定をなしたのである。得票数の方は官廳の報告によつてもさしたる差異はなかつたのであるが、それも念の爲め其の出所に就て調査し、最も正確であると判断した數字を採擇し、斯くて基本資料ができあがつたのは、昭和三年四月二十日第五十五帝國議會開會の數日以前であつたのである。総選挙の直後約五十日間に亙り慘澹たる苦心の結晶ができあがつたのであるから、すぐにも之を公表したいといふ人情の弱點に教唆されたのであるが、此の結果が偶々政争の具に供せられ、徹頭徹尾學術的見地を離れざる、此の調査研究に何らかの陰翳をきたさんことを慮つて公表を中止したのである。

爾來此の基本資料によつて、或は選挙區毎に比例代表法が行はれたと假定したらば如何なる結果を生ずるか。或は各選挙區に就て仔細の觀察を試み、選挙干渉が全體に於てどれだけの効果があつたか、先づさういふやうな研究に従事してゐたのである。

大正十三年五月十日施行の第十五回総選挙、その頃普選が近きに行はるる氣運は充分に熟してゐたのであるが、いつ何時からそれが實現せらるるかといふことはまだまだ判然とした見當はつかなかつた。然し今日からして見れば此の総選挙が制限選挙の最終のものであつたのである。其の當時全く別方面の動機により此の総選挙の統計を整理検討したのである。其の結果は今日まで未だ公にしなかつたのであるが、さういふ材料が手元にあつたことは眞に勿怪の幸であつて、制限総選挙の最終のものと普選総選挙の最初のものとを比

較對照して、そこに種々面白い現象を認識した。さういふやうな譯で調査したい、研究してみたいと思ふことは、それからそれへと、綿々として容易に盡きないが、さりとて際限もないことである。且又いづれ近き將來に必然起るべき現行選舉法改正の問題、その解決に多少なりとも貢献したいと思ひ、暫定的に調査を打切つて本書を公にすることとしたのである。さういふ譯で本書の骨子精髓ともいふべき基本資料に就ては充分に校覈し、此の類の統計にあつては其の性質上實際に可能なる最大限度に正確であると信ずるのであるが、其の他の部分に於ては杜撰な點もあらんかと危ぶまれ、如何に急げばとて、推敲の足らざるものを世に公にするに就ては心竊に慙愧に堪へないのである。

第一節 普選法成立の經過

普通選舉の理論的根據に就ては幾多の疑義を挾む餘地があるが、代議政治の發達が何時かは普通選舉の段階に到達すべき必至の運命を有するは世界的の趨勢である。我が國に於ても夙に識者の間に豫想せられてゐたのであるが、實際に於ける我が國普選案の具體的生育の經過は概要次の通りである。

所謂普通選舉法案なるものが甫めて議會に發芽したのは、普選法が成立した大正十四年、それより遡ること二十三年前の明治三十六年第十八議會に於て自由黨代議士板倉中氏外五名の提案に係はるもの、それは納税資格全廢、滿二十歳以上の男子の總てに選舉權を與ふるを骨子とした、頗る急進猪突的のものであつた。さういふ氣運は間もなく起つた日露戰役の爲めに全く遮斷せられたのである。

それから程經て明治四十一年第二十四議會に於て松本君平氏外五名の提出に係はる普選案が出たのであるが、それはいはば偵察的のものに過ぎなかつた。明治四十四年第二十七議會に於て日向輝武氏外二十一名の提出に係はる、滿二十五歳以上の帝國臣民たる男子の總てに選舉權を與ふるといふ案は、衆議院に於ては可決せられたが、貴族院に於て滿場一致否決せられた。其の後の衆議院に於ける普選案の提出は年中行事の如くに行はれたのであるが、大正十四年第五十議會に於て政府案として提出せられたまではいつも衆議院に於て否決せられたのである。

大正八年第四十一議會に於て我が國の立憲政治上に特筆すべき、始めての平民宰相を戴ける、原敬内閣は、選舉權の納稅資格を十圓より三圓に低下したのである。我が國に於ける通貨の價值の大々的の下落を觀察の中に置けば、明治二十三年に帝國議會が始めて開かれた、その當時の約十分の一に急激に低減したのに相當する。政治の實際に於ける種々の行掛や情偽に超越し、冷靜に考へて、又他の一面には普選の氣運が漸く熟さんとしつつあつたに鑑み、大體に於て時宜に適した改正であつた。

大正九年第四十二議會に於て政府反對側の提出に係はる普選案は衆議院に於て餘り多からざる差を以て否決せられた。さうして其の曉に、青天の霹靂、衆議院は解散せられた。解散の口實ともいふべきか、表面の理由といふものはかうであつた。それは普選案といふやうな重大なる案件は僅かの差で衆議院が否決したからとて、それで満足すべきでない。これは新たに總選舉によつて國民の意志に問ふべきものである。さういふことであつたのであるが、事實は政府黨なる政友會の議席を増加せんが爲めに解散せられたのである。果然政友會は臨時總選舉によつて一躍して壓倒的絶對多數を得たのである。此の點はそれより四年後の大正十三年十月の英國の臨時總選舉の結果として保守黨が従前の比較多數から一躍して壓倒的絶對多數を得たのに酷似してゐる。此の前後に於ける原君の主張は、僅かに一年前に納稅資格を十圓から一舉に三圓に低下した許りである、それを唯の一回も實施せずに急轉直下すぐに普選へ一足飛びに移るといふのは餘りに激變に過ぐるといふにあつた。さうすると反對側は政友會は明治三十六年の昔に早く既に普選を主張してゐるではないかと應酬した。元來政治家といふものは屢々心にもないことを言ふものであるから、原君の眞意が那邊に

あつたかはわからないが、兎に角に此の霹靂解散をなすに就ては、原君は異常の決心をせられたのである。一説に原君は死を覺悟し、その數日前に遺言狀を訂正せられたといふことが傳へられてゐる。それはそれとして、凡てが歴史的の過去となつた今日から見れば原君の説は至極尤な主張であつた。それから僅かに五年を隔て普選が成立したのであるが、此の歐洲大戰終結直後の五年間は我が國に於ても思想の變遷上平素の十年二十年にも相當する。さればこれは先見の明があつたとか、誰々の功績であるとかいふやうな徑路によらず、推移の偶然にも我が國に於ける普選は丁度適當の時機に適當の段階を踏んで實現せられた。既に代議政治が行はるるからには普選は必至の運命を有するのである。殘る問題は唯それが如何なる徑路を辿つて彼岸に達するかといふに過ぎない。それが大體に於て順調に遅からず早からず行はるるやうになつたことは、我が立憲政治の發達の爲めに大いに祝福してもよいことである。

選舉資格の變遷に關する實際の經過は、滿二十五年以上の帝國臣民たる男子に限るといふことは始終今日まで變はらない。納稅資格は最初の明治二十二年には十五圓、それから十一箇年後の明治三十三年にはそれが十圓に減ぜられ、更に十九箇年を経過した大正八年には急激に三圓に低下され、それから僅かではあるが、深き意義を有する六箇年を経た大正十四年に納稅資格が全く撤廢せられ、昭和三年二月二十日の總選舉に於て普選が甫めて行はれたのである。

普選案成立の當時にあつては普選尙早論は相當の權威を有してゐたが、所謂天下の大勢に抗する能はず、普選案は萬難を排して芽出度く安産したのである。既に普選が行はれてゐる今日に於てさへも老成者流の中

には普選尙早論に未練の秋波を送る人がないことはない、さういふ人達の意識眼には普選法は政黨者流が俗論に媚びんが爲めに成立したものであるといふ幻影が執拗に彷徨しつゝある。然し政黨者流が最も活氣ある少壯者間に澎湃として漲り溢れる所謂俗論なるものに媚びざるを得ざるに至つた、そこには時代が要求する牢平として抜くべからざる趨勢が認められる。普選法が曲がりなりにも大正十三年に成立したことは我が立憲政治の漸進的健全なる發達の爲めに喜ばしいことであつたことは普選總選舉の第一回の結果に照らして首肯せらるるのである。

明治二十三年即ち最初の總選舉が行はれた頃の内地の人口は約四千二百萬人であつて、其の中に四十五萬人乃至五十萬人の有権者があつた。原則としては一區一人の小選舉區制で議員數は三百人であつた。明治三十三年の改正の頃の内地の人口は約四千五百萬人であつて、有権者の數は納稅資格が十五圓より十圓へ低下されたが爲めに三倍強に當る約一百五十萬人となり、原則としては一府縣一選舉區又は二選舉區の大選舉區制で議員數は三百六十九人であつた。大正八年の改正の頃の内地の人口は約五千五百萬人、有権者の數は納稅資格が十圓より三圓へ低下の爲めに二倍に當る約三百萬人となり、原則としては一區一人の小選舉區制へ逆戻し、議員數は明治三十三年以後に北海道及び沖繩縣が加はつたが爲めに既に三百八十一人となつてゐたのに更に八十三人を増して四百六十四人となつたのである。大正十四年普選法成立の頃の内地の人口は約六千萬人(大正十四年十月一日の中間國勢調査の結果は五九、七三六、八二二人)、有権者の數は約一千二百萬人。されば國民全體の約五分の一が參政權を享有することとなつたのである。選舉區制は以前の小選舉區と大選

舉區との間に位する中選舉區といつたやうなものである。議員定數は殆んど變はらないと言つてもよい、僅かに二人を増した四百六十六人(普選法第七十九條の補闕選舉の規定により實際の議員數が定數より減ずるのが普通の常態である)である。兎に角に有権者の數が一躍して従前の四倍強になつたことは、特り我が國に於てのみならず、廣き世界に於ける選舉權擴張の歴史上罕に見る激變である。

昭和二年普選法第十七條による選舉人名簿確定期日十二月二十日に於ける有権者の總數は一千二百五十三萬人である。又大正十四年十月一日の中間國勢調査に依れば内地の男子總數は三千一萬人、此の内滿二十五歳以上は一千三百三十九萬人である。計算の方式は繁を避けて省略するのであるが、大正十四年十一月一日より昭和二年十二月二十日に至る間に於ける滿二十五歳以上の男子の數の増加を三十六萬人と推算したのである。さうすると昭和二年末の名簿確定期日に於ける滿二十五歳以上の男子の總數一千三百七十五萬人の内、その九割一分一厘強に當る一千二百五十三萬人が有権者であり、残りの八分九厘弱に當る一百二十萬人が無権者である。

無権者の内には普選法第六條の所謂缺格條項によりて選舉權を失ひたるものと普選法第十二條によりて同一町村内に引續き一年以上住居せざりしが爲めに選舉權を有せざるものとが含まれてゐる。後者に就ては先進諸國の例に參照して一年以上とある期間は長が過ぎるといふ意見もあるから、無権者の内譯を知ることには普選法改正の前途の爲めに参考上望ましいことである。さういふ調査の據るべきものは無いのであるが、その内譯の概略のだけでも推測し得る材料工夫もないかと種々苦心をしてみたが、遺憾ながら遂に何等の手掛

をも得なかつたのである。

大正十二年九月二日關東大震災の翌日に成立した山本内閣、此の内閣の使命の中には普選法の成立もあつたかのやうに世に傳はつてゐるが、其の壽命の僅か四箇月間は震災の善後策に忙殺せられて又他を顧るの追なく、虎の門事件に躓きて頓挫したのである。其の後を受けて大正十三年一月七日にできた清浦内閣、此の内閣は眞に珍無類の變體內閣であつて清浦子は實質的には内閣の組織を擧げて第三者に委任したと言はれ、清浦子意中の唯一の閣員、内相の候補者有松英義氏まで第三者の反抗に會つて沙汰やみとなつたといふことがその當時世に傳へられたのである。されば政黨者流といはず冷靜なる識者階級までが第三者の傍若無人の振舞に對して極度に憤慨したのである。内閣組織の大命を拜受したる者自ら閣員を詮衡し自ら内閣を組織すること能はざれば之を拜辭するより外に道がないのである。此の大任を實質的には第三者に委任し、自らは唯徒らに虚位を擁し單に名儀上の主班者たる、斯くの如きは時の古今を問はず。世界何れの國に於ても嘗て見ざる眞に珍無類の政治的現象である。果然清浦内閣のなるやいなやすぐさま猛烈なる護憲運動が宛も響の聲に應ずるが如く勃然として興つた。大正十三年一月三十一日清浦内閣が亂暴にも衆議院を解散した、其の日の衆議院の議場に於て演壇に立てる閣員を引摺り下ろすといふやうな珍事が起つた。斯くの如き暴行は如何なる場合に於ても決して容赦せらるべきものでない。然るに人情の弱點と言ひながら、それが世の物議を醸すに至らざりしに徴するも、清浦内閣の存在そのことが不都合であるといふ感念が如何に滿天下に漲つてゐたか、その一端が覗はれるのである。

清浦内閣が槿花一朝の榮をあとにして哀れ果敢なく没落してから間もないときのことである。或る物好き、な閑人が不圖氣づいたのである、それは職員録の出版期の關係からして清浦内閣はいつの職員録にも載つてゐないといふ争ふべからざる事實である。されば後世の學者が職員録を漁つても清浦内閣を載せたものを發見することができない。斯くて偶然と言ひながら清浦内閣が職員録の上だけでも抹殺せられてゐることはせめての慰安であると閑人が感じた。さういふ話が世に傳はつてゐる。これは勿論一瑣事に過ぎないが、その當時にあつて清浦内閣の存在そのものに對する國民總動員的の反感が如何に峻酷であつたかを如實に寫出してゐる。

本書の第六節は普選總選舉の第一回に於ける選舉干涉、その効果がどれだけあつたか、それを成るべく合理的に研究するを目的とするものである。その爲めに大正十三年五月十日清浦内閣の下に行はれた、最終の制限總選舉に係はる諸統計を參考する上に於て、清浦内閣が選舉干涉を行つた乎、若し行つたとしたらばどれだけの効果があつたかといふことを知ることは此の困難なる研究を完うする上に重要な意義を有するのである。それ故に敢て餘事に涉るの嫌ひを冒して、普通の所謂超然内閣とは異なる清浦内閣の一種獨特の變體的性質及び特り政黨者流といはず識者階級は勿論、世捨人の閑人に至るまで、同内閣に對する反感が如何に熾烈であつたかを略叙したのである。要するに清浦内閣は選舉干涉をしなかつたのではない、それができなかつたのであるといふのが真相に近く、實狀を穿つてゐるのである。

清浦内閣が選舉干涉を行つたとしたならば、それは微温的ながら清浦内閣を支持せんとした政友本黨を庇

護せんとしたものである。又實際和歌山縣舊第二區に於て政友會の岡崎邦輔氏が餘り世に名が知られてゐない本黨の候補者との競争の爲めに僅かに三十七票の差で辛うじて當選せられ、齒はたたなかつたが廣島縣舊第九區に於て政友會の望月圭介氏に對する狙ひ打が試みられたといふやうなことが無いことはなかつたのであるが、干涉の効果は一向になかつたのである。さうして本黨が清浦内閣を支持したるものは、いつまでも清浦内閣に忠ならんとするにあらずして、總選舉に勝を制して以て取つて代はらんことを庶幾したのである。元來本黨が心ならずも清浦内閣を支持せざるを得ることになつたのは、分裂前の政友會の内部に於ける不思議な行掛から起つたことである。本黨が世の正論大勢に逆抗して存在そのものの不條理なる變體内閣を支持せんが爲めに如何に辭柄に窮したかは餘所の見る目にも悲哀の幻影を感じしめたのである。果然因果應報とか天罰觀面とは箇様のことをいふものにあらざるなき乎。その時々的情僞に超越し歴史的に觀察すれば、爾來本黨は見るも氣の毒哀れ悲痛な漸凋漸落の運命を辿つたのである。如何に政治家といふものは心にもないことを言つても差支ないといふやうな誤れる思想が今尙ほ世に低迷しつつあるとはいへ、如何に政治家の離合集散は常人の端倪を許さないとはいふものの、嘗ては皇室に對する敬虔の態度に於て異なるものありと天下に聲明し、それより暮年ならず、此の聲明が潑瀾として世人の記憶に新たなるに顧慮するに迫らず倉皇として所謂憲本合同に一條の活路を見出さざるべからざるに至つた、其の末路は眞に悲慘の極であつたのである。

餘り他事に外れ迷路に入るの危険があるから、詳しい事は省略するのであるが、第十五回の總選舉に於け

る選舉干涉の有無、設しあつたとしたらば其の程度に就ては、實際その衝に當つた當局者數氏の性格を觀察することも必要である。其の他種々の方面より觀察し、それ等の諸觀察を綜合して下せる斷案は、選舉干涉があつたとしてもそれは極めて微弱なものであり、其の効果はあつても極めて稀薄であつたといふに歸する。而して此の斷案は當らずと雖も遠らざるものであると信ずるのである。第六節に於て引用する第十五回總選舉の選舉統計、それが今述べたやうな背景を有するものであることを此の處にて豫じめ明かにしておくのである。

大正十三年六月十一日加藤高明子（後に伯）を首班とせる、憲政會、政友會、革新俱樂部の三派聯合の所謂護憲内閣成る。成立直後に開かれた第四十九特別議會はその性質上應急の政務を處理するにとどまつたのであるが、此の内閣の重要使命の一つである普選實行は次の第五十通常議會を期して必ず實現せしむる意氣込を以て政府は時を移さず普選案の原案作成に着手したのである。

言ふまでもなく普選とは資本的（經濟的）條件即ち實質的には納稅條件の全廢を意味するものである。偕て少くも普選の初期に於ては納稅條件を全廢するにしてもそれに何等かの限定的附隨條件を伴はしめたいといふ、人情の機微を藏した希望は先進諸國に於けると同様に我が國に於てもあつたのである。例へば憲政會が多年一日の如く固持してゐた獨立生計の條件の如き、又學者側及び其の他の方面から屢々提唱せられた最小限度の教育程度の條件の如きはそれである。遡れば原内閣が納稅資格の最小限を三圓に低下したときに憲政會は三圓を二圓に下げ、別に知識階級として中學校、師範學校及び之と同等以上の學校卒業者に選舉權を

與ふべしといふ修正案を提出し、又その時に國民黨は更に兵役義務を了へたるものにも選舉權を與ふべしといふことを主張したが、兩方とも成立しなかつたのである。又ずつと後に、普選案が既に具體化した曉にて本黨の普選法修正案の中には、帝國臣民にして年齢滿二十五歳以上の世帯主には男女を問はず選舉權を與ふるといふ條項があつた。これは一面には保守的に見へるが他の一面には女子の參政權をも認むるといふやうな急進的色彩をも帯びてゐたのである。且又世帯主とあるに就ては大正九年の國勢調査の折に既に經驗してゐるのであるから、假令採用せられざるまでも、少くも一顧の價値はあつたのであるが、さういふ主張者側から見れば、名案が少しも顧られなかつたのは、本黨が清浦内閣支持の不面目を何とかして彌縫せんと藻掻き抜いたあげくに世間體を繕はんとするものにあらざるなき乎。さういふやうな猜疑の陰翳に覆はれてゐたからである。それはそれとして、普選の附隨條件に關しては大正十三年一月發行の國家學會雜誌第十八卷第一號に載つてゐる『選舉法改正管見』と題した小野塚博士の論文は參考に値する文獻である。

要するに選舉權の有無を甄別すべき標準目標は、之を簡單明白なる事實に求めざるべからざるは理の酷だ嗜易きところである。さうして從來提唱せられた幾多の附隨條件はいづれも此の點に於て缺如し望蜀の感を伴はしむるものである。そこで護憲内閣は斷然附隨條件を排して普選法の成立に突進した、さうしてその爲めに後に非常な難局に遭遇したのである。附隨條件に類似せる普選法第六條の所謂缺格條項中の第三項『貧困に因り生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受くる者』とある、此の項がかういふ形ちで世に生れるが爲めに貴衆兩院の協議會に於て普選法の成立が危機一髪によつて繋がれた、その顛末は後ちに譲る。

普選案原案全文の漏洩

記事の順序は前後するが、後に叙述の脈絡の中斷を避けんが爲めに、ここで記しておく。大正十三年十月九日の東京朝日新聞に『今議會に提出さるる普通選舉法案の全文』と題し。

『前後六年の間我が政界の懸案となつてゐた所謂普選案も現内閣の出現と共に三大政綱の一つに掲げ、政府は與黨三派の提案を汲んで具體案を作りそれぞれ關係當局間に研究を重ねつつあつたが、八日法制局の審議を了へ同夜直ちに加藤首相を始め各閣僚に配布され愈々今日閣議に附せらるることとなつた衆議院議員選舉法案並に別表全文は左の通りである、閣議決定次第樞密院の諮詢を求め、第五十議會に提案される筈。』

かういふ前置きを添へた普選法が載つてゐた。此の日朝日以外の他の新聞にも載つてゐるであらうと人々は期待したるに、然らずして單り朝日のみ載つてゐた。朝日が伯林會議に於けるブローウキッツの記憶を新たにするやうなことをしたのである。即ち拔駟の功名的に何處からか原案の全文を得、忌諱を冒して、之を公にすることを敢てしたのであつた。偕て此の案は樞密院の諮詢を経ていづれ議會に提出されるのである。提出された案と此の原文とを對照比較すれば、樞府に於てどこが修正せられたかが直ぐに明白にわかる、そこに平素から樞府の小言に怯えてゐる當局者の懊惱があつた、それ故に何人が全文を朝日に漏らしたか、その詮議が湧いて大騒が起つたのである。當局者の衷情は寔に同情に値するのであるが、著者の如き草莽一介

の學究の爲めには之はまた勿怪の幸であつた。それは普選に對する感想の廣い世の中に於ける異同、その年齢的分布、境遇的分布を考察する上に於て此の原文は貴重なる參考資料であつて、その當時早く既に本書の研究を夢みてゐた著者は天が炎旱に慈雨を恵んだかのやうに感じたのである。此の日偶然全く別の用向で大騷の震源地内務省を訪れて不思議の奇遇に興味が唆られたのである。

朝日新聞によつて漏れた原文の中には普選法第六條第三項の旨意若しくはそれに類似の箇條は全く見當らない。もう一つ注目に値するは華族の戸主にも選舉權及び被選舉權を與へてゐることである。尙ほ選舉人被選舉人の年齢制限は雙方共に滿二十五年以上、又現行法には同一市町村に一年以上住居したる者となつてゐるところが六箇月以上となつてゐる。

普選案立案審議の經過

普選案が立案に着手せられてからそれぞれの審議機關を経て遂に最終の形ちをとるに至つた經過は概要次の如し。

大正十三年七月十九日第四十九特別議會が閉會を告ぐるや、豫期の如く政府は時を移さず普選案の立案に着手し、與黨三派の側に於ても特別議會開會中に早く既にその爲めに交渉會を開き、爾來銳意案の成熟を圖り、幾何もなくして協定案の骨子を得た。それから政府側と三派委員とは九月中に三回聯合協議會を開催して政府と與黨三派との協定案の大綱を決定したのである。更に整理完成し、此の間恒に政府と與黨三派との

聯絡協調を保持し、斯くて出來あがつたのが朝日新聞の漏洩によつて甫めて廣い世の中に見えた全文である、それが十二月九日の閣議で確定し直ちに樞密院へ廻附せられたのである。

樞密院の精査委員會は年末より翌年の二月中旬に掛けて二十四回の委員會を催し、審議の結果十數點の修正を政府に要求し、政府は其の修正意見に忍從し、恒例により再提出の形ちをとつたものが二月二十日の樞密院の總會に於て可決せられ、同日中に實質的には政府の最初の原案を樞密院が修正したるものを政府案として衆議院へ提出した。

衆議院に於ては審議の結果三月一日の本會議に於て政府案に四箇所の修正を加へたるものを可決し、之を貴族院へ送つた。

貴族院は審議の末衆議院より送附の案に貴族院の修正を加へたるものを三月二十六日の本會議に於て可決し、直ちに之を衆議院へ送附した。

衆議院は二十七日午前の本會議に於て貴族院の修正全部を否決し、院議尊重といふことになつた。そこで兩院協議會ができ、貴族院の修正に對する協議をなすこととなつた。協議會は同日午後五時から開かれたが雙方俱に院議尊重を固守して互に相譲らざるが爲めに遂に纏まらず、翌日に持越すこととなり、二十八日は終日協議をつづけたるも何等の進境をも示さず、殆んど絶望の深淵に臨まんとした。協議事項中最大難關は普選法第六條第三項の缺格條項であつた。設し此の條項が廣汎の意義を有するものならば普選は蛻けの殻の有名無實のものとなる。さればとてここまで來たのであるから何んとかして曲がりなりにも成立させたい。

此のときの衆議院の苦衷は總てが歴史的の過去となつた今日から見ても眞に察するに餘りあつたのである。もう一時間餘で會期（あとで二日間延長）が盡きるに迫つた午後十時半過ぎに、最後の妥協案として衆議院側から第六條第三項の貴族院修正案の冒頭へ「貧困に因り」の五字を加へ、即ち

「貧困に因り公私の救助を受け又は扶助を受くる者」

といふ案を提出し、それが貴族院側の容るるところとなつて、辛くも決裂の危機を免れた。翌二十九日協議案は兩院を通過した、斯くて大正十四年三月二十九日午後五時といふに、普選案は難産の後芽出度く呱呱の聲を擧げたのである。

第五十議會の會期は三月二十五日に盡き、それが一日、二日又二日と三度延長せられた。斯くの如きは我が議會史上稀有の現象である。加ふるに普選尙早論は或る方面に於ては可なり強硬に主張せられてゐたのである。されば此の前後に於ては議院の内外を問はず近時罕に見るの活氣、眞劍味、緊張の氣分が漂つてゐた。普選案の立案審議中に現はれた意見、議論、觀察の中で、將來選舉法の改正に際して参考上有益ならんと思はる事項を叙述せんとするのである。その中にはその當時にあつては餘り世人の注意を惹かなかつたこともあれば、又その當時即ち事前に中々に喧しい議論のあつた事柄で、兎に角に一回だけでも普選が實行された事後の今日から回顧して興味を唆るものもある。これからそれへ移る前に後世の研究者の爲めに内閣所屬の衆議員議員選舉法調査會編纂の調査資料目錄を掲げておく。之は勿論非賣品ではあるが、相當の部數が出版せられ、可なり多方面へ配布せられたのであるから、幾多の年月を経たる後と雖も篤志の研究者が參考の

便宜を得るにさまでの困難なからん。

衆議院議員選舉法に關する調査資料目錄

内 國 の 部

- 一 衆議院議員選舉法
- 二 選舉權に關する調査資料
- 三 被選舉權に關する調査資料
- 四 選舉の方法に關する調査資料
- 五 選舉運動方法の取締に關する調査資料
- 六 選舉法に關する參考書
- 七 小學校教員被選舉權要望運動狀況
- 八 僧侶被選舉權獲得運動狀況
- 九 女子政社並政談集會參加制限撤廢運動
- 一〇 衆議院議員選舉法罰則對照調
- 一一 衆議院議員選舉違犯者調
- 一二 地租營業税の地方委讓に依る衆議院議員失權見込者數調
- 一三 選舉訴訟及當選訴訟に關する大審院判決要旨

外國の部

- 一四 各國選舉事情
- 一五 各國選舉法罰則
- 一六 英國改正選舉法（一九一八年二月）
- 一七 英國投票法（一八七二年七月）
- 一八 一八八八年英國地方行政法
- 一九 一八九四年英國地方行政法
- 二〇 英國貧民救濟法
- 二一 英國新選舉法に依る選舉資格（一九一八年國民代表法）
- 二二 オルターネーティヴ・ヴォート及其の効果
- 二三 比例代表法の成績及各方面の意見並運動の狀況
- 二四 佛國選舉法
- 二五 佛國の比例代表法採用の場合に於ける議會委員會の報告
- 二六 白耳義選舉法
- 二七 獨逸選舉法（一九二〇年四月）
- 二八 舊獨逸帝國議會議員選舉法

- 二九 普國選舉法
- 三〇 舊普國下院議員選舉法
- 三一 普國東部六州制
- 三二 普國東部六州市制普國東部七州町村制
- 三三 獨逸共和國憲法制定國民議會議員選舉法（一九一八年十二月）
- 三四 舊奧太利帝國下院議員選舉法
- 三五 伊太利選舉法（一九一九年九月）
- 三六 瑞西選舉法
- 三七 土耳其選舉法（一九二三年四月）
- 三八 リスアニア共和國憲法（一九二二年八月）
- 三九 ラトヴィア共和國憲法
- 四〇 國民投票の制度に就て

衆議院議員の總數

大正八年の選舉法改正の折には議員の總數が三八一より一躍して四六四に増したのであるが、普選法の立案に際しては大體此の總數を増減しないといふ方針の下に於て、大正九年十月一日の國勢調査の人口を標準

として、人口十二萬人に付一人の割を概略の目安としたのである。實際大正九年の國勢調査の内地總人口は五五、九六三、〇五三であつて、之を十二萬で割れば四六六となり、殆んど不思議と思はれるほどに普選法別表の定員數ときつかり合つてゐる。普選法が成立した大正十四年十月一日の、第一回中間國勢調査の總人口五九、七三六、八二二を十二萬で割れば四九八となる。又定員數の四六六の方を押へれば人口約十二萬八千人に付議員一人の割になる。

普選法立案の當時には此の點に就て何等これといふ議論もでなかつたのであるが、潜伏的意識としては多年一日定員數を増さなくてはならない、少くもそんなことがあるかも知れないといふやうな考があつたやうに思はれる。稜々たる鐵骨が巍然空を摩して永田町の丘陵に崛起し、東京全市を睥睨し、遙に富嶽と對峙し、遠く東海を威壓する、我が新議院建築、あの中には五百の議席が設けられ、最大限度六百三十席まで設け得らるる設計になつてゐる。

議員の總數に不變的制限を設くるの必要な言ふまでもないが、普選法第一條で選舉區及び各選舉區に於て選舉すべき議員の數は別表を以て定むることになつてをり、別表が變らざる限りは議員の總數は一定してゐる、即ち議員の定數があるのである。此の點は獨逸現行の選舉法が所謂バーデン式（注後出）を採用してゐるが爲めに議員の總數は不定であるのとは全く趣を異にしてゐる。尤も實質的にはたいした違ひはないが、根本の旨趣に於て異つてゐる。

普選法の議員の定數四六六、これは事實的には最大限度を示したものである。補缺選舉のことは後に更めて

論ずるのであるが、兎に角に現行法に於ては同一選舉區内に二人以上の缺員がなければ、補缺選舉を行はなざることになつてゐるから、實質的には多くの場合に於ては實數は此の定數よりも減つてゐる。又可なり多く減る場合も豫想ができる。現に第一回の普選總選舉が二月二十日に行はれてから僅かに五箇月の間に早く既に四人の缺員を生じ、補缺選舉に關する規定が改められざる限りは、それが急に補缺せられる見込は先づなざつてもよいのである。それは兎に角に寧ろ偶然ではあるが大體に於て議員の定數を變へないといふ根本方針の下に普選法が立案せられたのは寔に喜ばしいことである。

大正十四年の半ばに於ける英國（北愛蘭をも含む）の人口は四四、九四〇、〇〇〇である。議員の定數六一五より、特殊のものである大學選舉區に屬する員數一二を減じた六〇三で人口數を除すれば七四、五一〇となり、約人員七萬七千に付議員一人の割合となる。然し英國に於ては識者の間には現在の議員定數は多過ぎるといふ議論がある。極端の論者の中には思ひ切つて百二十人ぐらゐまでに激減すべしと説く者さへある。唯英國人の保守的國民性と、増す方は容易なれど一旦増したものを減らすのは難事中的難事であるといふ人間通有の弱點とは相ひ俟つて議員定數削減論をして未だ充分の威力を發揮せしめないに過ぎない。凡てかういふ事柄に就ては英國の範例が恒に目先きにちらつくを免れざる我が國民的心理状態の下に、人口は我が國の四分の三に過ぎない英國に於てさへ議員定數は大學選舉區の分を省きても尙ほ六〇三を算す。我が國に於ても此の定數を増さなくてはならないといふやうな、似て非なる僻論が、多年一日何等かの機會に擡頭するが如きこともあらんかと、杞憂の餘り事前に豫防線を張り頂門の一針を刺しておくのである。

世の中には唯何といふことはなしに譯もなく出合頭に、十人が十人まで、かうであるとかさうであるとか、思ひ、餘程深く考へ、遠く察しなければ誤りの誤りなることが知れにくい、所謂百發百中の誤解がある。

人口が増せば議員の定数を増す、それは當然すぎるほど當然のことである。さういふ誤つた議論は所謂百發百中の誤解の好適例である。要するに人口十二、三萬人に付議員一人といふが如き目安には何等深い根據はない。さうして其の何等深い根柢を有せざる標準を我れ知らず無意義に合理的のものであるかのやうに考へ、それに拘泥せんとするの結果として、上述の如き誤解に陥るのである。

惟ふに一國の議員の總數と其の國の人口との間には之といふ關係は無い、唯既に總數を定めてから、それを各選舉區へ割當てるに際して成るべく選舉區の人口に比例するやうにするに過ぎないのである。偕て此の總數が無闇に多くなつては始末がつかないことになる。此の點に就て多少參考となるのは英の六一五（千九百十八年より千九百二十二年に至る南愛蘭と分離の直前の四年間に於ける英國の議員數七〇七は古今世界に於ける議員數の多きレコードである）、佛の六一二、獨の四九三、米の四三五などであるが、蓋し英佛の總數の六百有餘が最大限であり、而かも英國、佛國に於ては各々特殊の國情により、又前々からの行掛りによつて斯くの如き大數になつてゐるのであると思はれる。我が國に於ては議員總數の最大限を那邊に置くのが適當であるか。其の點に就て著者が前々から考へてゐたことは他日稿を改めて詳述し、以て大方の批判を請はんことを期し、ここでは單に結論だけを述べて置くに止める。それは我が國に於ては、普選法成立前の總數四六四をどこまでも保持したいといふのである。さういふ譯で普選法の立案に當り此の總數を變へない方針

であると聞いて著者は喜んだのである。且又之が先例となつて將來の選舉法改正に際しても此の總數を變へないといふことになるであらうと思ひ更に喜びを増したのである。

議員の總數を定むるに多くの國々に於ては人口若干に付議員一人の割を目安としてゐるのであるが、瑞典國に於ては人口總數の二百三十分の一毎に議員一人の割といふことになつてゐる。従つて總人口の増減如何に拘はらず、議員の數が二百三十人に固定してゐる。我が國の如きも最初の三百人から段々と殖へて四百六十六人になつたのであるから、此の邊で打切ることとして、今後は瑞典國の例に倣ひ、人口が増せば議員數の増すのが當然でありとするやうな錯覺を、その未だ發芽せざるに先だつて早く已に豫防しておくのが得策であると思はれる。因みに記す。墨西哥は物情恒に騷然たる國である。同國のことは常規を以て律することはできない。従つて餘り參考にはならないかも知れないのであるが、同國現在の議員數は五十八人であつて、それが既に少いの、更に之を半減せんとする議が將に成立せんとしつつある。若しさうなれば議員數が二十九人となり、人口約五十萬人に付議員一人の割となる。之が議員數の少いことに於ける世界のレコードとなるのである。今此の人口五十萬人に付議員一人といふ割を目安として、假りに人口四億五千萬人の統一された隣邦支那を夢想すれば、そこに九百人の議員より成る支那議院ができてくるのである。さういふ議院が如何に混沌たるものであるか、之を想像するだに身の毛のよだつを禁ずることができない。さういふやうなことを考へても議員數は人口の増加に伴ひ増さなくてはならないといふ議論の不合理なることが明かに解かるのである。

若しそれ著者の考が間違つてゐたとしても、前述の如く増すは易く一旦増したものを減らすのは非常に困難であるから、將來議員總數を増すといふ議が、何等かの機會に、何等かの動機から萬一起つた場合に、當事者が深く思ひを此の點に致されんことを今から希望しておくのである。

注 バーデン式は獨逸の新憲法に據る現行選舉法に於て採用せられてゐるのであるが、其の源はバーデン國の新憲法の中にある。同國憲法の第二十二條にかういふことがある。それは黨派の名簿に對する投票數一萬毎に選出議員一人を割當て、さうして残つた端數は全國を通じて合算し、又々一萬票毎に一人の議員を其の黨派に與ふるのである。其の又殘數が七千五百以下なれば切捨て、以上なれば繰上げて一萬と看做すのである。即ちバーデン式は投票の端數を處分する方法の一種であつて、比例代表法の目的を最も徹底的に達せしむる方式である。千九百二十年四月二十七日發布の獨逸現行選舉法は此のバーデン式を採用してゐるので、議員の總數は勿論各選舉區に於ける數も定つてゐない。尤も定つてゐないと言つても大體はさまつてゐるのであるが兎に角に定數の無いのはその特色である。

供託金

普選法第六十八條により議員候補者の届出又は推薦届出をなさんとする者は議員候補者一人に付二千圓の現金又は國債證書を供託することになつてゐる。さうして候補者の得票數が其の選舉區内の議員の定數を以て有效投票總數を除したる商の十分の一に達せざるときは保證金は沒收せらるるのである。これは所謂泡沫

候補者に對する制裁である。又候補者が選舉期日前十日以内に辭退する場合にも沒收せらるることになつてゐる。これは始めから眞面目の意志なく選舉の間際になつてから辭退して他の候補者の得票を有利ならしむる所謂策略候補者に對する制裁である。以下泡沫候補者といふ辭の意味を推擴めて策略候補者をも含むこととする。

普選案の立案に際して最初は普選の主意に相應しからぬ保證金沒收の制を除外して、何とかして泡沫候補者を制裁する名工夫もないかといふので、種々考案せられたのであるが、どうしても名案が浮ばなかつたが故に、已むなく英國の例に學び保證金の制を採用したのである。偕てさうなつてから爰に面白いことは政府側は千圓を提唱し與黨三派側は二千圓を主張したことである、さうして結局は三派側の主張が通つたのである。因みに記す。英國に於ける保證金額は百五十磅、又千九百二十四年の最近の總選舉に於ける供託金沒收人員は六十八人である。

當然のことではあるが、社會的現象として面白いと思はれるのである。早晚普選が行はるることは何人も疑はなかつたのであるが、もうか、まだかといふやうな雰圍氣の時代を脱して實施の見當が付き彼岸が見へたときに、保守的の方面に於ては急に普選尙早論が層一層の硬度を増したるに對比して新聞紙によつて代表された世間が一層突飛的急進的になつたことがそれである。此の相乖離する心理的傾向は最もよく保證金に對する兩側の考の上に顯はれてゐる。

諮詢の府といふものの、實質的には審議機關である樞密院に於ても、衆議院の反政府側に於ても、又貴

族院に於ても保證金の制に對してはこれといふ議論もでなかつたのである。然るに廣い世間に於ては、特に少壯者の間には、此の制に對して可なり強硬な反對論がでた。其の要旨を摘んでみれば、大體次の如き意見である。

普選の趣旨は一つに納税資格條件の撤廢を根本義とするのであるから、立案には終始一貫して此の趣旨を以て望まなければならない。然るに今回立案の普選案を詳細に吟味すれば、そこには幾多の資本主義的な點が含まれてゐる。就中保證金の制の如きは其の最も甚しきものである。元來この制度は泡沫候補者を防止せんが爲めに英國の例に學んだものであるが、爰に保證金を提供させ金の有無によつて法定候補者たる与否とを定めんとするは事實上被選舉權の資格に物的條件を附すると同じ意味になる。且又二千圓といへば普通の人には大金である。名實共に泡沫候補者ならざるものにあつても最小限度の選舉費の調達にさへ困難を感じてゐる、其の上此の多額の保證金を工面せしむるのは殘酷である。萬一その爲めに有爲の人物が出られないこともなれば、明かに普選の趣旨を没却するものである。

保證金の制度に依らずして何等かの方法で泡沫候補者を拘束することができればそれは寔に結構である。普選法立案の當初に於ても政府側に於て種々の研究を積まれたのであるが遂に良案を得るに至らず、已むを得ず保證金の制度に落着いたのである。保證金もそれが所謂見せ金に了はる場合は苦いながらもそれほど苦痛にはならない譯であるが、眞面目な名實共に泡沫候補者ならざる、而も選舉費の調達に純眞の苦痛を感じた候補者の保證金沒收は如何にも氣の毒である、著者は嘗て一旦は沒收することにして、あとでゆつくり

充分に詮議して泡沫ならざることが明白になつたときはそれを返へすといふやうなことはできないものかといふやうなことを思つたこともある。そんな譯で保證金沒收の實例統計は著者の興味を唆つたのである。

今次の總選舉に於ける候補者總數九六六、其の内落選者の數は五〇〇、其の又落選者中の供託金不還附候補者の數は一六である。此の中で選舉間際に辭退したが爲めに沒收せられたものは、僅かに四人に過ぎない。斯くて沒收數の總數に對する割合は一割二分、沒收數の落選者數に對する比は二割三分強に當る。

黨派別供託金沒收數の候補者の數に對する割合は政友會七厘、民政黨八厘、革新黨二割四分、實業同志會二割六分、無産諸派一割五分、中立二割である。計算の基數が少ないのであるから此の割合は餘り當てにはならないが、實業同志會が最高率を示してゐるを見ては一番苦痛のないところに沒收が一番多くあつたかのやうに意識し天の配劑の妙なるを想はしめ、二番目に多い革新黨の場合に於ては同黨の逆境を偲び氣の毒な感じがする。

大正十三年の最終の制限總選舉の折りには保證金の制は無かつた。此の時の區制は大正八年五月改正の選舉法に依つたものであつて、一區一人の區が二九三、一區二人の區が六八、一區三人の區が一であつて、大多數は一區一人の選舉區であつた。此の總選舉に於ける候補者總數は一一〇六、此の内當選者四六四、落選者六四二であつた。その當時設し現行選舉法の保證金の制があつたならば、此の六百四十二人の落選者中保證金を沒收せられてゐる筈の人の割合は勿論今回よりもずっと多いのである。尤も保證金の制裁があつたならば候補者の數、從つて落選者の數も激減してゐたであらうと想像されるのである。斯く觀察すれば保證

金の制は確かに泡沫候補者の出現を防遏する上に於て大なる効果があつたのである。將來のことを考へれば、普選の精神に背くといふ理由で保證金廢止論が段々盛になることと思はれる。又妥協折衷説として減額論が擡頭することも豫想せられるが、著者は寧ろ有效投票數を定員數で割つた商の十分の一以上とあるを或は十分の一或は二十分の一として、寛和を圖ることを勸告せんと欲するものである。

因みに記す。大正十五年六月衆議院事務局から出た『第十五回衆議院議員總選舉一覽』と題した有益な參考材料がある。此の書の中にはドループ・クオート（注後出）の十分の一以上を得た候補者に限り其の氏名が載つてゐる。一區一人の場合にはドループ・クオートは有效投票數を二で割つたものであるから、其の十分の一は有效投票數の二十分の一に當り普選法第六十八條の沒收規定の票數の半分に相當する。

昭和三年二月二十日を期して普選第一回の總選舉が行はるることが知れてからは約どのくらゐの候補者が簇出するであらうかといふ豫想が人々の興味を唆つた。さうして多くの人は制限選舉時代の前例に參酌して定員數の約三倍に近ゝところを目安としてゐたのである。然るに選舉當日より一週間前の普選法第六十七條の締切期日になつて蓋をあけてみれば豈圖らんやそれが定員の二倍を僅か許りしか越さなかつた。依つて選舉の日が定まつてから當日までの間が短かつたこと、何んといつても、甫めての普選であつて全く見當がつかなかつたこと、保證金の制が新たに設けられたことなどが其の推測理由の中に擧げられたのである。著者は最大の原因は矢張り保證金の制裁にあつて、此の制裁が以前からあつたならば從來の總選舉に於ても候補者の總數が定員の二倍前後邊りまで激減してゐたであらうと思ふ。

注 **ドループ・クオートの説明** 若干の總投票數によつて一人の當選者を出す場合には何人かの得票が總投票數の半分よりも一票でも多ければその人の當選は確實である。二人の當選者をだす場合には何人かの得票が總投票數の三分の一よりも一票でも多ければ其の人はきつと當選する。同じ譯で若干の定員數を出す場合には定員數に一を加へたものを以て總投票數を除して得べき票數に一を加へたもの、何人かの得票がそれ以上なれば其の人の當選は疑ひない、之は勿論單記投票に就ていふのである。此の確實なる最低限度の當選票數をドループ・クオートと稱するのである。標準當選點といふ譯語もあれど、かういふ特殊の方式で算出した結果であるから矢張り特異の名稱を附しておいた方が紛はしくなくてよいと思はれる。定員數に一を加へたものを除數とし最後に一を加へることは、比例代表の單記委讓式の提唱者トーマス・ヘアの友人であつた、ドループといふ英國の辯護士が、千八百六十九年に言ひだしたことであつて、始めて實際に用ゐられたのは千八百九十五年瑞西國內の或る州の選舉からである。我が國の衆議院あたりでは此の計算の方式を林田式と唱へてゐる。これは衆議院の名書記官長であつた故林田龜太郎氏の功績を偲びたるものであると思はれる。何か紛はしくない特異の名前でさへあればよいのであるから我が國では之を林田式と唱ふることにするのにも一案かと思はれる。

區 制

英語國ではジュリマンダリング（注後出）其の他の歐洲諸國では選舉幾何學と稱することがある。それは

選舉區制の立案の衝に當る一黨派にのみ都合のよいやうに無理偏頗な區劃をすることである、外國ではその爲めに随分困つたことがある。普選法の立案に際して、其の痕跡の無かつたことは、眞に祝福してよいのである。總じて計畫がよくて事が圓滑に運べば、それがあたりまへのやうに思はれ、計畫が杜撰であつたが爲めに運用に障礙を生じ、其の障礙を何んとか彌縫することが大功勞に認められる。世の中といふものは不公平なものである。

外國の悪いことは大抵いつかは我が國に入つてくる、我が國に於ても何時か選舉幾何學の辛酸を嘗めるやうなことが起らないか、さういふことを平素から心配してゐた著者は普選法の立案に際し區制の調査進行の經過に對して深甚の注意を拂つてゐた。偕て三派の普選調査委員會に於ては大體三人乃至五人を一選舉區の定員とする、所謂中選舉區制を採用することに略々三派間の諒解ができたのであるが、それから先きの組合せに就ては、政黨の立場から觀れば黨勢の消長に重大な影響があり、個人的立場より云へば直接利害關係があるのであるから、三派に於ても之を處理するに慎重の態度を持し、此の際は黨利黨略を加味せず、個人の利害を念頭に置かず、専ら人口及び地理に準據し最も公正に立案することになつたのである。此の時の三派委員會の立派なる態度に對して國民は大いに感謝すべきである。それにつけても今日此頃の小選舉區還元説の如きは唾棄すべきである。

そこで三派委員會に於ては更に三派各々一人より成る小委員を設けて立案の衝に當らしめ、小委員は非常な努力を拂ひ、少數の府縣に就ては尙ほ最後の斷案を下だすまでには至らなかつたのであるが、大體の成案を得てそれを三派調査委員會に提出し、委員會は互讓審議して協定案の大綱を確定し、之を政府側に送附し、政府側に於て立案の基礎たらしむるに至つたのは大正十三年九月末のことである。

第一次の決定に於て未だ全く確定してゐなかつたのは、東京府市部、大阪府郡部、神奈川縣、兵庫縣、新潟縣、栃木縣、三重縣、静岡縣、山形縣、愛媛縣、佐賀縣、鹿児島縣の二府十一縣であつた。もはや總てが歴史となつた今日必要もないことであるから大抵は略するのであるが、一例を挙げれば栃木縣の場合に於ては政友會は四人五人の二區制（結局さうきまつたのである）を主張し憲政會は各々三人の三區説を唱へてゐたが爲めに決定しなかつたのである。惟ふに凡て憲政會と政友會との間に意見の齟齬があつた場合に革新派が公平な裁斷をすると言ふやうな氣味合ひもあつたかも知れないのであるが、何んといつても三派間に於ける互讓至誠の變々滾々たるものあつたことが推測せらるるのである。

斯く推測することは必ずしも單に推測に過ぎざるものにあらず、所謂獨立選舉區廢止反對運動に對する公明なる態度は少くも此の推測の當らずと雖も遠からざるを暗示する。從來市は獨立の一選舉區又は數選舉區であつたのを廢止することになつたときに、其の當時の中正俱樂部を中心として此の問題に利害關係を有する議員が結束して相當猛烈な反對運動を興したのである。元來三派中の比較多數黨であつた憲政會は郡部に弱く市部に強く市獨立選舉區は憲政會に有利である。さういふ譯で此の時は著者の如きものまでが多少不安の念を禁じ得なかつたのである。然るに三派が此の反對を一蹴して市郡無差別の人口標準に終始したことは眞に多とすべきである。

世の中に悪いことといふものはいつのまにか起つてくるものである。八幡市の所謂微粒選挙区問題の如きはそれである。それは區制の案配によつて或る黨派には都合よく、従つて爾餘の黨派には都合が悪いやうにするのであるから矢張り一種のジェリーマンダリングである。内務當局者が兎に角一度は斷乎として之を許可せざりしことは、所謂板挟みの苦境を察し不安の念に驅られてゐた識者の感謝に値する。

區制立案の初期に於て革新派が可なり強硬に大選舉區制を主張し、一時は普選案暗礁に乗り上ぐとまで言はれたのであるが、それも程なく中選挙區に折合つた。然し革新派が苟も有爲の士が限定された選挙區から立候補するは普選の本旨に反すと高調した、その主張には眞に堂々たるものがあつた。理想に生き政界の清涼劑を以て自任せる革新派の如き政派の無くなつたのは惜みても尙ほ餘りあることである。

比例代表制採用の議は起るかと思へば息み、やむかと思へば起り、起らんとすれば又止むといふやうな曲折を経て遂に沙汰やみとなつたのである。此のことに就ては更に後に詳述する。

區制の方は段々煎じ詰めて千葉、茨城、兵庫、徳島を餘まし、更に煎じ詰めて最後に千葉、茨城の二縣を残したのである。此の最後に決定が残つた二縣の場合に於ても今日から回顧してみれば非常な難關があつた譯でなく、或る郡を分割すると寔に都合がよいがそれはしたくないといふやうなことで決定が延び延びになつたのである、さうして最終にきまつたものは達觀して何等偏頗の痕跡を残さなかつたのである。

箇々の府縣に就て考ふれば尙ほ得隴望蜀の餘地があるかも知れないが、全國を達觀すれば今回の區制は寔によく公平にできてゐると思はれ、これといふもの此の案が一黨全盛の時代でなく三派協調の下にできたか

らである。望むらくは、これが先例となり慣例となつて、選挙幾何學が將來永く我が國に於て發芽せざることを。

普選法選挙制別表の終りに

『本表は十年間は之を更正せず』

とある。これは寔によいところへ氣付かれた規定である。選挙法に限らず、凡て我が國の立法には泥繩式に超越した先見の明を藏した箇條は甚だ少くない。されば此の規定に思ひつかれた其の人の周倒なる用意に對して著者は深甚の敬意を表するものである。言ふまでもなく此の規定は時の多數黨の傍若無人ジェリー式の横暴が憲法附屬の大典の精神を蹂躪せしめないが爲めに設けられたものである。別表にして尙ほ且然り。矧や區制そのものまでも僅かに一回試みたのみで直ぐに弊害の顯著なる小選挙區制へ逆戻しせんといふが如きは言語同斷沙汰の限りである。世人はよく小選挙區還元論の動機は黨利私利にありとするのであるが、それは寧ろ選挙そのものに眞の理解を有せざるにある。尤も干渉買収といふが如き選挙の神聖を汚濁する惡事をするに小選挙區制の方が都合のよいことは明かである。

凡ての事物は衰頹の種子を包藏する。如何によいものでも永い間には疵もでき黴も生へる。此の結構な區制は勿論、所謂中選挙區制そのものまでを改正する必要が起るかも知れない。然し變へるとしたならば、革新派が普選案の立案に際してそれを暗礁へ乗上げんとまでした大選舉區の方へ進むのが順路であり理想である。又我が立憲政治の健全なる發達を庶幾するに忠實なるものである。然るに、何事ぞ、唯僅かに一回試み

たるに過ぎず、而かも其の結果が良好であつたにも拘はらず幻影的の黨利黨略に捕はれ、些々たる事務上の不便を啣つ俗僚の近視眼的意見に詔はれ、弊害浸潤の舊小選舉制へ逆戻せんといふが如きは實に寸前暗黒の盲斷である。『今や舉世滔々眼先主義、間に合せ主義、便宜主義に墮落し高遠の志趣なく深透の計策なきは我が國刻下の通弊なり』とは、移して以て小選舉區還元論に當嵌めて酷だ妙なるを感ずるのである。

普選第一回の成績が良好であつたといふことに就ては虚心平意の第三者と政黨者流とは見解を異にしてゐるのは避け難いことである。此の點に就ては後に詳論すべし。

註 ジェリマンダリング 千八百十一年ジェリーといふ人が米國マッサチューセツト州の知事となつた。此の人は極端に黨派心の強い人であつて、自分の黨派の地位を鞏固にするが爲めに、彼れの黨派の全盛時代を利用して、州の上院議員選舉法を改正し、選舉區の區畫を勝手次第に自分の黨派に都合のよいやうにしたのである、特に相ひ隣接せるウースター區とエッセックス區との場合に於て極端に偏頗な組合せをした。そこでスチュアルトといふ人が或る新聞社で選舉區區劃の地圖を見て、エッセックス選舉區の形が突飛に奇妙なるに感興を催はし、鉛筆で上の方へ嘴を、下の方へ爪を書き添へて、さうして叫んだ『見給へそこにサラマンダー(蜥蜴)がある』と。さうすると其の新聞社のラッセルといふ人が『余はそれをジェリーマンダーと呼ぶ』と當意即妙の批評をした。それがこの辭の語源である。實際或る時代の米國に於ては地理、習慣、沿革等を全然無視し、權力を占めてゐた黨派に都合のよいやうな區劃をなし、甚しきに至つては飛び地まで作つたことさへある。

選舉權及び被選舉權の年齢

普選法が成立した、その直後に内務當局者の編纂に係はる

『衆議院議員選舉法改正理由書』

と題した書物が未定稿として世に公にせられた。それが未定稿と明記しあることは、普選法の條文中にはその意義に就て當局者に於ても如何に解釋すべきかが判然しなかつたものもあることを暗示するものと思はれる。第五十議會終了直後の地方官會議に於て時の内相若槻氏が普選法に就て述べられたことは、此の理由書中の要點の梗概である。當局者の立場として無理ならぬことではあるが、此の理由書に載せた説明中には左顧右盼の痕跡を残せるものあり、窮餘一條の活路を獨斷的解釋に求めたるが如き歸趨もある。又二、三重要な點に就ては特に隔靴搔痒の感なき能はざるものもある。世に『心にもないことを言ふ者、汝の名は何、曰く政府案の説明者』といふやうなことが語はれてゐる。幾多の審議機關を経過するに際しての迂餘曲折、其の間に於ける當局者答辯の慘澹たる苦心は眞に同情に値する。答辯にかけては天下一品の稱ある時の内相が其の衝に當られ、又時の首相、農相が毀譽褒貶に超越し、大事の前の小事、よく忍従の極致に克己し、只管案の成立に専念せられたるは、普選法成立の史上永へに記念せらるべきことである。それはそれとして、此の理由書は幾多重要な點に於て當局者答辯の苦心を物語る側面史であるかのやうな氣がする。此の邊の事情が、物換はり星移る幾春秋、いつしか湮滅し、後世の史家研究者が眞相を捕捉するに難儀せられんこと

を杞憂し、一片の老婆心普選案が諸審議機關を通ほる間に修正又修正の難關に遭遇した諸點に就き、經過の
大要を記して以て補足的に普選法將來の改正のときの參考に資せんことを期す。

選舉權の年齢に就ては、明治三十六年一番最初に普選案が衆議院に現れたときには満二十歳以上といふ
突飛な提案であつた。又その後もさういふ提案があつたことはあるが、眞面目な注意を惹かなかつた。選舉
人の法定最少年齡は終始一貫満二十五歳となつてゐた。普選法の成立に際しても此の點に就ては何等議論も
でなかつたのである、然し早かれ遅かれ年齢低下論の擡頭するは唯時日の問題に過ぎない。

被選舉人の法定最少年齡は普選法最初の原案には二十五歳となつてゐる。それを樞密院が舊法の三十歳に
修正し、政府は此の修正を容認し、衆議院へ提出せられた原案には既に三十歳となつて居る。衆議院に於て
は政友會が之を二十五歳に引戻すことを強硬に主張したが遂に容れられなかつたのである。貴族院に於ては
世人の豫測に反し微温的ではあつたが二十五歳説が唱へられたのである。斯くて結果から言へば被選舉權年
齡の三十歳が兩院を素通りしたのである。

廣い世の中に於ては折角最初の原案が二十五歳であつたものを三十歳へ逆戻りすることに對して可なり強
硬な反對論があつた。その要旨は二十五歳となれば兵役も終へ、大抵は大學を卒業し、勞働者なれば一人前
の技術を修了する年齢である。又青年男子の約半数近くは満二十四歳までに結婚して一人前の社會人となつ
てゐる。多數の選舉人が國政に參與するの資格あり見識ありとして推舉し當選した者であつたならば、何ん
で之を拒む理由があらう。元來被選舉人である以上は判斷の責任は多數の選舉人にあるのであるから、二十

五歳より三十歳までの人を判斷の未熟の故を以て缺格者とする理窟はどうしても出てこない。先づ大體さう
いふやうな論旨であつた。

選舉權を有するものが被選舉權を有するのは當然である。成程選舉人は多人數中の一人であり被選舉者は
唯の一人である。然し此の一人は多數の人から推さるるほどの人物である。さういふ主義見解の下に選舉權
と被選舉權との年齢が同一になつてゐる國々が多い。言ふまでもなく議會政治の模範國英國に於ては雙
方満二十一歳の成年年齢となつてゐる、然し廣い世界には年齢の差別が設けられた國もある。戦後の歐洲新
興國の中でもチエコスロヴァキア國、ユーゴスラヴィア國などに於ては選舉權の年齢は満二十一歳であるが
被選舉權の年齢は皮肉にも我が國と同じく満三十歳になつてゐる。先頃議場内で短銃を亂射し議場を一大修
羅の巷に化し、戦前の洪牙利の議會にも増した亂暴狼藉を演じたユーゴスラヴィアの議會、あれは議員の年
齡が若すぎると議會が亂暴になる掛念があるといふ説を否定するものである。被選舉權の年齢が三十歳であ
つてもあんな亂暴が起ることがある。

英國の政治史を繙けば三十歳未滿の議員にして、其の功績の傳はれるものは決して少くない。後に首相と
なつた人に就て數ふるもピット父子、カンニング、ラッセル等はいづれも二十代で議員生活に入つたのであ
る。英國現閣員中にもバルフォア卿、チャルチル藏相は共に二十六歳のときに甫めて議會へ出たのである。

我が國に於ても明治維新の元勳及び政黨界の名士等の政治的活動の初期は多くは二十代である。吉田松陰が
知識を世界に求めんが爲めに外遊を企て失敗したのは満二十四歳、安政の疑獄に座して刑死したのは満二十

九歳のときである。政治家として大成する非凡の人物人材は暫く措き、政治家として可なりの成功を収める人の場合に於てもその人が成るべく早く議員生活に入り、その人の政治的活動の成るべく長期ならんことが望ましいのである。

既に屢々世に論ぜられたことである。現在の制度に於て、華族は満二十五歳に達すれば貴族院議員となることを得るのである。それとの權衡論からいふも被選舉權の年齢を三十歳とする、そこには一種の矛盾がある。惟ふに貴族院に於て確定議とまでには至らなかつたのであるが兎に角に一時二十五歳説が唱へられたのは此邊の斟酌考慮に基因するものであると思はれる。

今回の普選總選舉の當選者中の最年少者三人を舉ぐれば、それは明治三十年の二月、十月、十一月に生れた人々である。十一月に生れた人は選舉の當日昭和三年二月二十日には満三十歳三箇月であつた、又前々の總選舉に於ても選舉の當日辛ふじて満三十歳に達した當選者があつた。さういふ事實に鑑みるも被選舉權の年齢低下には實質的效果が期待せられる。

我が國現在の狀況を明治維新の當時に比して老成の情力が勝ち過ぎてゐる。口には昭和維新など唱ふるも所謂少壯政治家中にも孫のある人もある。孫のあるのは寔に結構ではあるが、それを世間が一向に怪まない。さういふ零團氣の中には矛盾もあれば情氣の満々たるものがある。此の點より觀察するも元氣潑瀾たる眞に少壯有爲の人士を政治の中心たる衆議院へ送ることが望ましいのである。

被選舉人が成年以上の人であるべきは常識の示すところである。我々日本國民はそれくらゐの常識を持つ

てゐる。されば被選舉人の年齢制限は全然撤廢するがよい。立候補を濫りにさせないがためには、保證金の制度が設けられた以上は尙ほ更のことである。さういふ意見はその當時特り學者間に於てのみならず進歩的の考を有する識者の間にあつたのみならず、それが廣い世の中の共鳴を得てゐた。故によし全廢とまでに至らざるも、せめては原案の被選舉權の年齢を選舉權の年齢と同一の二十五歳とすることに就てはよもや異議はあるまいと思はれてゐたのに、その豫想が裏切られたことは不可解であり、且又何處にか何等かの缺陷のあるを想はしめたのである。此のことに就ては尙ほあとで述べることとし、ここでは唯普選法第一次の改正が此の點に觸れんことを切望しておく。

住所と住居

由來官吏の間には法文中の用語は何であつてもそれを適當に解釋だにしておけばよいといふやうな氣分がある。少くも常識的に成るべく解かり易くする爲めの努力詮議に闕如せるが如き感じがする。此の點に於ては尙ほ大いに先進國特に英國に學ぶべきものがあると思はれる。第五十五議會開院式の勅語の中に「進趨」といふ新熟語があつて、その適語適所なるに感激したものは必ずしも著者一人ではなかつたのである。又我が國の議會史上嘗て原白頭宰相が「恐縮」といふを忌避せんが爲めに幾多苦心の末「恐悚」といふ耳障はりの新らしい辭を用ゐたことがある。先き頃米國の前國務卿ヒュズ卿が、米國がニカラグアの内亂に際して在留民の保護の爲めに執つた處置は「インタルヴェンション」干涉では無い、あれは「インタルポジション」

割り込みであると辯護したのは、原君の恐縮と恐悚との使ひ分けと好一對の話柄である。法律の立案に従事する我が國の官吏は大いに原君やヒウズ卿の慘澹たる苦心に學ぶべきである。考案努力を惜まざれば常識的に解かり易くすることのできる場合も尠なくない。徒らに解釋萬能主義に隠れて充分の工夫を凝さないのは職務に忠實なるものでない。普選法の成立に際して「住所」と「住居」との字義の穿鑿は、果して解り易くするといふ目的を達し得たりや否やは暫く別問題として、兎に角に今述べた點に就て最善の努力が惜まれないか、かつたといふことが注目に値する。

普選法第六條の缺格條項中に『一定の住居を有せざる者』といふ一項がある。普選法の最初の原案には「住居」が「住所」となつてゐた。之は多分舊法の用語をそのまま襲用したのであらうが、舊法の「住所」とは民法にある「住所」と同じ語であつて、これは人の生活の本據を意味し、單に法律上の抽象的觀念に過ぎないから之を「住居」と改め、住所の上に更に「すまゐ」といふ具體的の意味合ひを添へるがよいといふのが樞密院の修正意見であつて、それに政府が同意したのである。何人でも法律上の住所はある、少なくともあるべき筈である、然し何等かの有形設備を有する住居と稱し得べきものを持たない人がある。極端な例を擧ぐれば橋の下や觀音堂裏に寝泊りして居るやうな人もある。修正の主意は寔に結構であるが、果して住居といふ辭でそれだけの意味が明瞭になるかといふことは疑問である。又衆議院、貴族院の審議に際しても種々考慮が拂はれたのであるが、どうしても適當の辭が思ひつかれなかつたが故に、遂に「住居」に落着いたのである。因みに記す、英國の選舉法には「レジデンス」といふ辭が用ゐられてある。

住居の期間は舊法には選舉資格の一要件となつてゐるが、今回は選舉人名簿登録の一要件に改められたのである。其の期間は舊法に於ても英國を始めとして諸外國に於ても大抵は六箇月になつてゐる。普選法最初の原案には矢張り六箇月となつてゐる。それが一箇年となつたのは貴族院の修正に係はるものであつて、修正の理由は名簿調製上の困難の豫想にあつたのである。兩院協議會に於ては此の點に就ては雙方共に餘り議論はなかつたのであるが、問題の貧困缺格條項に關する紛糾にまぎれ、結果に於ては衆議院側の讓歩の形式により一箇年にきまつたのである。普く國政に參與せしむることを本旨とする普通選舉の精神を參酌し住居の移動の頻繁ならんとする時代の趨勢に鑑み、此の期間の成るべく短いのが望ましい。他方昭和二年末の名簿調製の實際に照らし、此の點は普選法第一次の改正の問題となるべきものである。

華族の戸主の選舉及び被選舉權

普選法第七條の第一項に

『華族の戸主は選舉權及被選舉權を有せず』

とある。これは舊法にも最初から不變にかうなつてゐたのである。普選法の元の原案には之が削除されてあり、それを樞密院が復活し、更に衆議院が削除し、貴族院が再び之を復活し、兩院協議會に於ては衆議院側の讓歩に依りて遂に存置することとなつたのである。

政府部内普選法立案の衝に當つた方面に於て、此の項を削除することに決した趣旨は、陸海軍人は其の儘

(普選法第七條第二項)であるが、舊法に於て被選舉權が與へてなかつた官公立、私立學校の學生、生徒、神官、神職、僧侶、其の他諸宗教家、政府に對し請負を爲す者等殆んど全部が解放せられて被選舉權が與へられてあるに拘はらず獨り華族の戸主のみに之を與へないのは普選の主旨徹底に背くものである、且又與へても別に貴族院令の改正とは關係がない許りでなく、さうした結果は、華族の戸主が衆議院へてゐるが爲めに辭爵隱居を敢行する面倒もなくなる譯であるから、此際斷然缺格の羈絆から解放すべきである。さういふ純眞の正論であつたのである。然るに心理狀態の懸隔、雰圍氣の相違といふものは不可解のものであつて、貴族院に於ては恰も此の缺格を一つの特權の如くに誤解してゐたことは後に記述する。

與黨三派側が華族の戸主にも被選舉權を與ふるに決した理由は、要するに普選案の實施に伴ひ今更華族が貴族院議員たり得るのみにて衆議院議員たるの資格を與へられざるは時代錯誤の甚しきものであると謂ふ理由の外に、今後貴族院制度改革の際に於て現行(其の當時の)多額納稅議員を廢止して之に代ふるに民選議員を以てする案を考慮中であるから、斯かる場合に於ける對策として衆議院に於ても華族の發言權を認めんとする意嚮より出でたものであると推測されてゐる。因みに記す、現行の多額議員は舊の多額議員に比して幾分か此の意中の民選議員に近いものである。

尙ほ以上の外に大正十三年の總選舉に於て時の政友會總裁子爵高橋是清氏が衆議院に打つて出でんとせらるるに當つて舊法の制限の爲めに困られた實例が間接ながら、上陳の決定を促す上に多少の刺戟があつたことと思はれる。此の時の高橋氏の立候補に就てはいづれ詳しいことは同氏の傳記に載ることと思はれるが我

が議會政治史上に於ても持筆大書に値する事例である。言ふまでもなく英國に於ては現首相ポールドウキン氏の場合を先例として、將來の英國の總理大臣は必ずや席を衆議院に有するものならざるべからずとする慣例が極つたのである。我が國に於ても一日も早くさういふことになつて、得體の知れぬ鶴式の總理大臣候補者が雷に實際に於てのみならず、世の中の噂を賑はすことまでも根絶することが望ましいのである。斯くの如きは實に我が政治界をして公明ならしむる所以である。特り總理大臣候補者に限らず、苟も政治の實際に活動せんとする人は必ずや衆議院に打つて出づるだけの勇氣と精力とを有する人ならざるべからずといふ原則慣例が一日も早く行はれんことを希望する。他の反面には斯くすることが衆議院の素質をよくするものであると信ず。解散なき難攻不落の貴族院を宛も龜の甲羅の如くに考へ、工合ひの悪いときはそこへ首をいつこませ、都合のよいときだけ政治界の實際に濶歩するが如きは如何にも得手勝手な行爲であるのみならず、貴族院本來の使命性質と背馳するものである。憲法第三十三條に關し伊藤公の憲法義解が指示するが如き貴族院の使命は一切の政治的野心を貴族院から一掃することによりてのみ、その目的が達せらるるのである。吾人はよく是々非々といふ聲を聞くことがあるが、是々非々といふことは是々非々が行はれざるを得ざる境遇に於てのみ行はるるものである。横行奔逸が不可能ならざる場合に或は自宜し或は要望するは人間の弱點を否定するものであり、矛盾撞着である。尙ほ此のことに就ては後に詳述する。

高橋氏は已むを得ず隱居せられたのである。然し隱居してから衆議院へ打つて出でられたといふことは、少くとも表面的に考ふれば可笑しなことである。それは先づよいとしても、高橋氏の場合に於ては既に隱居

しても法規上差支ない年齢に達してゐたのであるが、其の然らざる場合を假想すれば、心にもない小刀細工をしなくてはならないのである。高橋氏の發心は眞に我が憲政の爲めに喜ばしいことであり、それが慣例となるは即ち我が立憲政治の健全なる發達の爲めに此の上もなく望ましいことである。さういふことをするのには障礙となる制限は之を撤廢するが至當なるは議論の餘地のないことである。

序ながら記す。大正十三年の總選舉に於ける盛岡市の高橋氏對田子一民氏の選舉競争は種々の點に於て意義深いものであつた。此の場合には後にも記するが如く瞭らかに小選舉區制の弊害の甚大なるを證明するものである。盛岡市の選舉民が單に郷黨の親しみある田子氏を排して天下の高橋氏を衆議院へ送つたことは、歴史に著名なるエドマンド・バルクが彼の選舉區ブリストル市民に對してなせる名演説を回想せしめたのである。又高橋氏は一黨の總裁として長く東京を去つて選舉地に於て活動すること能はざる、其の虚に乗じて反對黨の某有力者が選舉期日の五月十日、その前日態々盛岡市に行つて執拗にも高橋氏を落選せしめんと焦慮したるが如き、世人をして坐ろに越後の謙信が甲斐の信玄に鹽を送つた故事を回想せしめ、士道の頹廢を浩嘆せしめたのである。されば選舉の結果高橋氏が八五九票を以て當選し、次點者の得票がさわかも八一〇票なることが知れたときには満天下の志士仁人はほつと息つくと同時に天道の非ならざるを感謝したのである。此のことは廣い世の中に深い印象を残したものと見へ、それから半年もたつた同年十月二十九日の英國の總選舉に於て自由黨の主領アスキス氏が勞働黨の候補者の爲めに敗られて落選の憂目をみた。そのときに當の反對黨たる保守黨が極力アスキス氏を援助したことが我が國に傳はるや、保守黨は敵將アスキスの當選

に盡す、盛岡の醜政戦は返す返すも國辱であつた、某氏慚死すべしといふ氣分が各方面に漂つたのである。

樞密院に於て華族の戸主は選舉、被選舉權を有せずといふ條項を挿入したのは唯舊法に準據したるの外に何人かの執拗なる主張に従がつたものであるといふことが世に傳つてゐる。既に前に引用した内務省に於て編纂し未定稿として出版された『衆議院議員選舉法改正理由書』には華族の戸主に選舉權及び被選舉權を附與せざる理由としてその第二五頁にかういふことが書いてある。

『華族の戸主に選舉權及び被選舉權を與へざるは、衆議院は一般國民の代表者を以て組織するに對して貴族院は特別の社會的地位能力財産を有する者を以て構成し、華族の戸主は一定の年齢に達するときは當然貴族院議員となり又は互選に依りて貴族院に列するものなるが故に、之には衆議院議員の選舉資格及び被選舉資格を與へず専ら貴族院の構成に關與せしめて兩院の特質を充分に維持せんとするに在り。』と、さういふことが書いてある。若手の官吏が、當局者たるの小天地に跼蹐し、捉はれたる環境に拘束せられ、場合によつては心にもないことを書かなくてはならない其の氣の毒さが偲ばれるのである。

樞密院に於ても此の理由書の如き意味合ひからさういふことになつたことかと思はれる。兎に角に樞密院の修正及び政府がその修正を容認したことが世に傳はるや、強硬なる反對意見が識者の間に起つた。其の要旨は、政府が自己の提案に自信なく樞密院の修正を容るるが如き弱腰にて立ち上がりしは驚くべき醜態であり、抑もの誤りである。華族の戸主は選舉權、被選舉權を有せずとの修正を容認するは、貴族院改革の根本精神を放棄するに外ならぬ。即ち華族の戸主が、多くは無能無力、禁治産者、準禁治産者と列を同じくする

といふ意味では無く、華族は特權階級にして、平民とは階を同じくして語るべからず。平民の衆議院の外に、華族の貴族院を置くべし。さういふ譯で、國民中に特殊階級を嚴存せしめんと意思に出づるものである。國民に平等の權利と機會均霑との原則の下に國政參與の權を與ふべしと云ふ普通選舉の精神、特權政治打破の眞髓を全然否定する思想より出てゐるのである。その意見に屈服したのは、取りも直さず護憲内閣の自殺否自殺よりも不名譽なる降服でなければならぬ、と云ふやうな可なり激烈なる反對論であつた。果せるかな普通選挙案が衆議院へ提出せらるるや、此の條項は直ちに削除せられ、此の削除に對しては、嘗て清浦變體内閣を支持した本黨までが反對しなかつた、或は反對し得なかつたのであるかも知れないのである。

普通選挙案が第五十議會の末期に貴族院へ回附せらるるや、同院の之に對する態度は大體かういふやうなことであつた。納稅條件撤廢を根本とする普通選挙そのものには反對でないが、何分政府案が孟浪杜撰であるので、本來ならば會期切迫の際かかる大法典の審査を強ひらるるは無理であるから、且又施行期も次回の總選挙となつてゐる以上は第五十一議會に於て慎重に審議したのであるが、既に衆議院を通過した次第でもあるから、その事を尊重し無理にも此の議會に通過を圖ることに異存はないが、それにしても一大修正を必要とするといふのであつて、最初に貴族院の修正案として世に傳つたものは可なり廣汎に互り或る部分に於ては微に入り細を穿つたものであつたのであるが、それが段々煎じつめられて、後に記するが如き六要項となつたのである。

華族の戸主の選舉、被選舉權に就ては別に強硬の意志の發露はなかつたやうであるが、附與すべしとする

説と附與すべからずとする説が兩方ともあつたやうである。然し結局は附與せざることとなつた。即ち樞密院が挿入し衆議院が削除した第七條の第一項が復活されたのである。兩院協議會に於ては第二節に於て詳述するが如く、所謂貧困問題の難關が出現し、そのどさくさまぎれに、多くの議論を見ずして、此の項が存置せらるることとなつたのである。然し今日から觀れば衆議院が復活に結局同意したことは衆議院側の一大失態であつた。

昭和二年四月田中政友會内閣の將に成らんとするや、其の最後の瞬間に於て、貴族院の或る方面から突如閣内割込み運動が起つて世人を驚かしたのである。これは若槻内閣の末期に於て心ある人の非難を買つた悪い癖をつけた、その餘波であつたかとも想像せられるのである。然るに政友會は斷乎として此の理不盡の要求を拒絶した、此の小氣味よき峻拒と政黨政派以外の超人を法相に据へたことは田中内閣成立の冒頭に於ける善事の雙壁として世人の謳歌を博したのである。此の割込み運動に對する反感が如何に全國民的であり、如何に熾烈であつたかは、その當時若い青年學生などの間に於ては此の事件が痛快事件と呼ばれ痛快事件で通つてゐたことに照らしてもわかるのである。

偕て華族が政治の活舞臺に出づることが悪いかといへば、それは決してさうではない。華族の中にも立派な人物、獨り閣臣といはず首相の器も出づることあるは、必ずしも古き昔に遡ることを要せず、近く明治維新の歴史が立派に證明してゐる。華族中の人物人材が政治上の活躍をすることは悪いどころではない、寧ろ我が立憲政治の爲めに獎勵すべきことである。議院政治の要諦は國民總動員的に、無論華族の中からも、

人物人材を政治界へ送るにある。然らば何が悪いかといへば獨り華族に限らず、貴族院議員が貴族院議員たるの資格を濫用し貴族院内の會派を背景として政治上の欲望を達せんとするのが悪いのである。なぜ悪いかといへば、それは貴族院本來の使命性質と背馳するからである。貴族院の使命は言ふまでもなく是々非々に盡きてゐる。又是々非々といふことは屢々口には唱へられてゐるのであるが、それが實際に行はれることは、人間が神さまで無い限りは無理なことである。是々非々といふことは世間體の粉飾上解釋の餘地が多くなる場合に於て充分にある。その餘地を利用することによつて政治上の野心欲望を逞しうすることの可能なる環境に於て、良心の命ずる是々非々を普通一般の人士に要求するは人間性を無視するものである。何事に限らず恒に良心の指示に忠實なる、千萬人中一人ありや否やさへ覺束ない、さういふ人は論外である。又貴族院内の會派、それは本來庶務的研究的の性質のものでなくてはならない、然しそれも實際と懸け離れた理想に過ぎない。翻つて觀察すれば、華族中の有爲活潑進取的の人物人材、さういふ人達の政治的活動が貴族院議員なるが故に阻止せらるることは人物經濟の上から見ても、我が立憲政治の健全なる發達を圖るに忠なる所以でない。されば一面には貴族院をしてその本來の目的使命を達せしむるが爲めに、他の一面には華族中の少壯有爲の人材をしてその國家に盡さんとする素志を果さしめんが爲めに、さういふ人達が實際政治の中心中樞たるべき衆議院へ出るの途を開いて置かなくてはならないのである。先きに内務省編纂衆議院議員選舉法改正理由書中より引用せる理由の如きは所謂御用理由であつて時代錯誤の最も甚しきものである。されば普選法第七條の第一頁が一日も早く削除せらるるのが望ましいのである。

世の中には時々貴族院權限縮小論が擡頭することがある。然し兩院が略々同一の權限を有せざる限りは二院制度の妙味を發揮するの不可能なるは英國の實例が之を證明して餘りある。英國にても餘りに上院の權限を縮小したことを後悔してゐる。表面にはそれほど現はれてゐないが、潜在的意識としては保守黨が現在の勢力を有してゐる間に此の點に就て何とか工夫して置かなくてはならない、然し一旦縮小したものを假令或る程度までにしても復舊するといふことは難事の中の至難なことである。寧ろ米國の上院に似たやうな第三院を作るのが一策にあらざる乎といふやうなことでが識者の間に考慮されてゐる。

兩院は略々同一の權限を有し、而かもその權限を運用する上に於て各院其の本來の使命に鑑み特に上院は恒に滿を持して放たざるの態度を以て下院の萬一の場合横暴奔逸に流るるを精神的に牽制するのが上院の目的とするところではなくてはならない。斯くの如きは勿論條文の末のよくするところではない。上院の使命性質と調和する慣例の尊重、上院の目的に相應しい雰圍氣の醸生、上院がなすところは尤もであるといふ世の信用を得るにあらざれば到底行はれざることである。それにしてもさういふ慣例さういふ雰圍氣が人間の弱點を眼界より離さざる間に於て生ずるやうな傾向方針を指導する、そこに經世家の慘澹たる苦心があらねばならない。此の視點の下に於て華族の戸主に對する衆議院の門戸開放には深い意義がある。何か少しでも氣に入らぬことがあれば直ぐさま樞密院の廢止を叫び、貴族院の權限縮小を夕べに唱へて朝たにでもできるやうに意識する氣早の政客の中には、そんな生温い迂遠なことが此の世智辛い世の中と調和することができるとかと反問する人もあらん。如何にも英國に於ては八十餘歳のグラッドストーン氏が上院に對して今に思ひ知

らせるぞと叫び、アスキス氏が若し上院がどうしても言ふことを聴かざれば貴族濫造をも敢て辭さないと威嚇するほどに上院と下院との間が行き詰つたのである。さればこそ此の難關を切抜けるにはどうしても一刀兩斷的の上院権限の大縮小を行はなくてはならなかつたのである。我が國の場合に於てはまだまだそんなどんづまりには達してゐない。爲政者の舵の取り方、識者の世に先だつて憂ふる努力とによつてさういふどん詰りに到らざるを希望するの餘地がある。他國のことはいざ知らず吾人は堅實なる我が國民性と常に我が國に幸する天佑とに信頼して此の希望の空しからざらんことを祈るものである。

連坐の規定

普選法の最初の原案には、其の第三百三十六條は

「當選人其の選舉に關し本章（第十二章罰則）に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたるときは其の當選を無効とす」

とある一項よりなつてゐたのである。それから樞密院に於ける修正による衆議院へ提出せられた原案には

「選舉事務長第一百十二條又は第一百十三條の罪を犯し刑に處せられたるとき亦同じ」

といふ第二項が加はつてゐる。そこで衆議院は此の第二項に

「但し選舉事務長の選任及監督に付相當の注意を爲したるときは此の限に在らず」

といふ但書を附加したのである。

此の但書の意味は明確を缺き、如何にも變なものであるから貴族院がそれを削除したのは至極尤なことであつた。然し衆議院側は之に重きを置き、遂に兩院協議會に於ける一協議事項となつた。協議會に於ては所謂貧困問題の紛纏にまぎれて、貴族院側の讓歩に依つて存置せらるることとなつたのであるが、貴族院側の不本意であつたことは想像に餘る。尤も此の讓歩と交換に貴族院側の希望により、第八十四條に

「第三百三十六條の規定に依り選舉事務長が第一百十二條又は第一百十三條の罪を犯し刑に處せられたるに因り

當選を無効なりと認むる選舉人又は議員候補者は當選人を被告とし其の裁判確定の日より三十日以内に

大審院に出訴することを得」

といふ第二項が新たに挿入せらるることとなつたのである。

無投票當選及び推薦候補者

普選法第七十一條の無票投當選に就ては、其の主義は早くに極つてゐたが、之を法文化するには立法的手腕が必要とせられたのである。即ち同條の第一項は選舉行爲の省略を規定してゐるが、憲法第三十四條に、「衆議院は選舉法の定むる處により公選せられたる議員を以て組織す」といふ明文がある。無投票當選は此の明文に反するものではないかといふ疑義があつた。憲法は公選即ち選舉形式としての投票行爲の實在を要求して居るのに、投票行爲を省略して、無投票當選を認めんとするは、簡易主義に囚はれ過ぎた過失ではなからうか。特に選舉自體に於て選舉形式としての投票の様式を命令し、有效當選點數を定め、更に得票が或

る限界に達せざる場合保證金沒收の制を設けたるに對し、その凡てを無視した無投票當選を認むるは、不具的立法といはなければならぬ。大體さういふやうな議論があつたのである。

普選法第六十七條の第二項に

『選舉人名簿に記載せられたるもの他人を議員候補者となさんとする時は前項の期間内に其の推薦の届出を爲すことを得』

とある。これが所謂推薦候補者を許容した規定である。然るに最初の政府案には本人の承諾を得て届出づる事になつてゐたのであるが、『本人の承諾を得て』といふ文句が樞密院に於て削除せられた、即ち本人の承諾を得ると否とに拘はらず苟も議員として適當であると認められたものは候補者として登録せらるることとなつたのである。これは選舉民の意思を尊重し、且間接には無投票當選規定をして違憲違法の非難なからしむる趣意から出たものである。此の修正は極めて妥當である、さうして此の修正に就ては衆議院、貴族院に於ても何等の異議も起らなかつた。

普選法に關する樞密院の修正は、その多くは世人の反對を受けたのである。且又その反對なるものは必ずしも反感より出でたものではなくして、寧ろ時代思想の年齢的差異より起つたのである。然るに此の修正と次に記する市町村別開票を否定する樞密院の修正とは世人の賞讃を博し、流石は老練熟達の府である、よいところに氣づかれたものであるといふ感想を世に與へた。斯くの如きは獨り普選法の場合に限らず、樞密院對廣い世の中の關係に於て稀有の現象である。

候補者を推薦するに本人の承諾を要せざることは一見些細なことに見へるかも知れない、否それどころではなく議會政治の本質に理解を有せざる人の中には、本人の承諾を経ずして其の人を推薦するといふが如きは不都合ではないかといふやうな似て非なる誤解をする人さへ、その絶無を期し難いのであるが、深く考察すれば、そこに重大なる意義が発見せらるるのである。現實の世の中に於ては到底實現せらるべくもないことではあるが「ユートピア」式の理想を言へば、總ての候補者は自ら推すにあらずして他から推される推薦候補者であつて欲しいのである。本人の承諾の有無に拘はらず何人でも選舉民が適材であると信ずる人を選挙し得ることは議會を有する國民の重大なる権利である。當選の曉にその人が議員たることを承諾するとせざるとは此の場合問題でない。自ら推す人には熱がある、他から推される人には通例熱がない。如何に立派な人物人材でも熱がなくては議員として役に立たぬ、さういふことも悲いかな浮世に免れ難い現實である。理想をいへば他から推されるほどの徳望材幹を有し、推されて當選したからには熱心が湧き出づる人である、さういふ人は多くはないのは明かであるが、立法はさういふ場合をも豫想し、間接にはさういふ傾向を奨励し、さういふ趨勢を促進せんとするは當然のことである、將たさういふ場合はない、將來も起らないといふが如きは抑も亦我々日本民族を侮辱するものである。

町村別開票

普選法成立後に郡役所が廢止せられたが爲めに、普選法中郡役所に關する諸項は郡役所の廢止に適應する

やうに改正せられたのであるが、ここでは便宜上普選成立當時の條文によることとする。

普選法第四十九條の開票方法に就ては原案は町村別で開票することとなつてゐたのであるが、樞密院の修正により之を混同して郡市別とすることに改めたのである。即ち衆議院へ提出せられた案の第四十九條第二項は

『開票管理者は各投票所の投票を混同し開票立會人と共に投票を點檢すべし、』
となつてゐる。それを衆議院は

『開票管理者は開票立會人と共に投票區毎に投票を點檢すべし、』
と改め、開票を市町村別とすることに逆戻りせしめた。さうしてそれが確定案となつたのである。

開票を町村別とすることに就ては種々の利害の交錯せるものがある、然し何といつても一番の大弊害は投票秘密主義の虧損である。ジョン・スチュワルト・ミルは文久元年の昔にかういふことを言つてゐる。それは人が自個の信ずる何人かに投票する、その公明正大なる行爲が、秘密にしなければならぬといふ理窟はないといふのである。若し人間に弱點といふことがなければ、ミルの説は一點間然するところのない正論である。然し人間の弱點といふことは動かすべからざる事實である。此の弱點は時勢の所謂進歩に伴つて益々擴大するの傾向を有するものである、そこに秘密投票の不可侵的根拠がある。歐洲の國々の中には投票は秘密にすべしと憲法中に明記したものとさへある。

これは著者が美作の國に於て、選挙干渉を體驗した折りに確めたことである。若し或る村の投票中にかくかくの候補者の得票が一票でもあつたならば、あとで目に物みせてやるぞと、其の村が威嚇せられたのである。其の後開票の結果に照らして、此の威嚇の効果がなかつたことを知り、我が國民性中には威武も屈する能はざる、頼もしいところがあることを深く喜んだのである。

町村別開票の問題に就ては著者は全然樞密院の修正意見に賛同するものであるが、それは兎に角に普選法第一次の改正に際して此の點に就き細心の注意と深甚の考慮が拂はれんことを希望して已まないものである。

因みに記す。昭和三年一月末に衆議院議員總選挙参考書と題したものが衆議院事務局から出版せられた。此の書は昭和二年九月及び十月に施行せられた二府三十七縣下に於ける府縣會議員選挙の結果である。町村別の得票數を普選法の選挙區の順に配列輯録した有益なる参考材料である。衆議院事務局に於ては更に今回の總選挙に就ても同様に各候補者の町村別得票を蒐集せられ、本書の研究に於てもそれを借用して非常な便宜を得た。それ等の材料は『第十六回衆議院議員總選挙一覽』と題し、昭和三年九月事務局から發行せられた。

普選法が諸審議機關を通過する間に於て、一番大問題となつたのは、何といつても所謂貧困缺格條項であつたが故に、そのことは節を改めて詳述する。

第二節 問題の所謂貧困缺格條項及び拾遺

朝日新聞に漏洩した普選案原案全文の第六條の缺格條項は僅かに三項より成つてゐる。それは普選法第六條の一、五、七の三項である。これは外國などでも屢々あることである、何か重要な祕密書類が漏洩し、抜駈的に新聞紙に出る場合に故意に少數箇所を或は誤傳し或は脱漏し依て以て漏洩の経路を晦らしめる策略がそれである。そんな譯で判然としたことは門外漢にはわからないが、兎に角に大正十三年十二月中旬樞密院へ廻附になつた原案の第六條の第三項には

貧困の爲め公費の救助を受くる者

といふ缺格條項があつたのである。一説には樞府へ正式に提出前に其の内意を受けて挿入したものであるといふ、然しいづれにしてもよいことであるから特に詮議調査はしなかつた。

樞密院側の主張は之を修正して

自活の途を有せざる者

と改めよといふのであつたが、此の要求に對しては普選の根本精神に牴觸するものなりとして、政府は到底忍従することはできないと考へた。即ち自活なる字義を解剖すれば「自」は「獨立」「活」は「生計」を意味し、從來から問題とされてゐた所謂「獨立の生計」といふ條件を附すると何等擇ぶところがないが故に、何

はともあれ此の一項だけは飽くまでも樞府側の諒解を求め、政府は斷じて讓步せざる決心の臍を固めたのである。

如何にも獨立生計の條件は憲政會が多年頑強に固持してゐたのである、然し其の多年の間には世界大戰の後を承け時勢は刻々に進歩し、翻つて世界の大勢を察すれば、英國の如き大戰の未だ終らざるに早く既に多年の懸案であつた女子參政權の難問題を解決してゐた。されば憲政會は世界の大勢に顧み我が國時勢の進運に鑑みて遂に此の主張を放棄し、ここに於てか普選に關する三派間の協調ができたのである。此の點に就て憲政會の變節改論を責むるものは、我が國に於ける時勢の停頓を前提とする議論であつて、斯くの如きは、我々日本民族の進取的國民性を否定し、我が國民を侮辱するものである。

一方政府側の、眞綿で包んではあるが、決心の牢乎として抜くべからざるものあり、他方樞府側も政府の苦衷を諒とし、此の間に妥協の途を求め、『自活の途を有せざる者』の代りとして原案の『公費を受くる者』とあるを

貧困の爲め公私の救恤を受くる者

と再修正する事とし、此の旨を政府に傳へ、時日急迫、議會へ提出時期の餘裕もなき折から、政府側も此の程度のものならば萬已むを得まいと觀念し、涙を飲んで此の再修正を承認したのである。「恤」といふ文字が用ゐられたのは此の時が始めてである。此の項は此の形ちに於て大正十四年二月二十日政府が衆議院へ提出した原案に載つてゐる。

此の條項の解釋に就ても幾多異論を挟む餘地はあつた。政府は急場の彌縫策として狹義の解釋に一條の活路を索めんとした、即ち元の案の『公費の救助を受ける者』に就ては別段解釋に苦しまないが、『私の救恤』の意味は此の文句だけでは充分に徹底しない。例へば自活し得るものでも貧困の爲め慈善病院其の他に於て治療を受ける者の如きは『私の救恤を受ける者』ではあるが、それは一時的臨時的である。さうして一時的状態の爲めに救恤を受けるものと半永久的とまで言はざるまでも連續的に救恤を受けるものとは截然區別ができるから、成るべく狹義に解釋する方針の下に此の項の適用が公費の救助を受ける者と、乞食浮浪人の類に限定することができらうといふ想像の下に、兎に角に此の形ちに於て議會へ提出されることになつたのである。

樞府修正政府讓歩に對する世論の反對は可なり猛烈であつて、護憲内閣が最初の氣勢に似もよらず卑屈にも膝を折つたとさへ絶叫せられたのである。反對論の要旨を摘記すれば、『貧困の爲め公私の救恤を受ける者』といふ條項を挿入したのは全く無制限普選の提唱を撤回したものであつて、獨立の生計或は世帯主の制限を認めたと變りはない。『自活の途なき者』といふ樞府の最初の修正を『貧困』と翻譯したに過ぎない。自活し得ざるものとは獨立の生計を営み得ざるものといふを表とした、裏の言ひ表はし方である。此の條項の適用如何によつては普選の精神は根柢的に覆へざる。本來納税資格の撤廢は、國民參政の資格を財産から解放して其の人格を認むるにある。富裕と貧困との區別を以て選舉資格の標準目標とするは貧困と犯罪とを同一視する長袖纏袍者流の錯覺的意識に胚胎するものである。公私の救恤といふが如き、果して其の範圍を如

何に判定せんとするのであるか。公費を以てするものに就ては調査の途もあらん、私の救恤とは一體全體如何なることを意味するものであるか。學校教育を卒へたる後に富豪の婿となつて時めく暖衣飽食の徒には選舉權があり、就職難の深淵に呻吟し具さに生活難の辛酸を嘗めつつある貧乏人は、先づ以て公私の救恤を受けてゐるや否や、その身元調を受けざれば選舉權の有無が判然しないとは如何にも悲惨な矛盾である。

政府が經濟施設産業政策を誤つて世に失業者を簇出せしめ、彼れ等は貧困である失業救済を受けてゐるといふの故を以て選舉權なしとする。何等の過失もないのに失業せしめられたる上に選舉權まで褫奪せらるるといふことが人心に悪影響を及ぼさざる乎。帝國の國防に従事し、爲めに廢兵となつた帝國軍人が、貧困にして救恤を受けたるが爲めに選舉權を奪はるといふことは、義勇奉公の精神を涵養する上に悪影響を及ぼすことなき乎。斯くの如きは特り普選の根本精神を破壊するのみならず、國家風教の上に害毒を流すものにあらざるなき乎。選舉權の大切なること、清き一票、神聖なる一票、さういふ觀念を涵養する上に於て、立法そのものの中に選舉權を輕視するが如き傾向を示すことは、我が憲政有終の美を濟すの軌道を逆行するものにあらざる乎。貧困といふが如き、到底明瞭なる限界をつけ難き觀念を捉へんとし、尙ほ其の上に私の救恤を受ける者といふが如き、個人の生活の蔭を冷酷無慈悲に穿くらねば解からず、又救恤と見るべきや否やを決し難き具體的事例の頻々として起ることの明かなる辭句を入ることに屈服し、一時の苟安を貪らんとする政府の態度に對して國民は忿懣を禁ずることができない。先づかういふやうな可なり過激な反對論が新聞に、雜誌に、演説に、言論界を賑はした。

樞密院に於ける普選案審議中、特に最終の大正十四年二月二十日の本會議に於て、主として此の缺格條項に就て激論が行はれた結果、遂に希望條件を特別上奏案とすることとなり、採決に際しては閣員も採決に加はり、最後まで反對した人も三、四名あつたといふことが世に傳へられてゐる。警告的希望決議の附帶上奏案の要旨は次の如きものであつたといふことである。

普選實施の結果、思想の悪化を誘致せしむるの恐れあれば政府はこれが取締を嚴重になすべく適當なる法規の制定、その他適當なる施設をなして弊害防遏に努めねばならぬ。又一層國民教育の普及充實を圖るべく適當の施設をなして、國民の智育德育の向上に最善の努力を拂はなくてはならない。尙ほ又普選案中には、選舉運動制限並は選舉運動費制限の新制度を採用してゐるから、これが運用上周到の注意を加へて以て取締上遺憾なきを期さなくてはならない。附帶決議の内容は大體斯様なものであつて、これにより政府は問題の治安維持法案の制定を樞府に約束したるが如き形ちになつたのである。

普選案は大正十四年二月二十日に衆議院へ提出せられ、三月二日に僅かの修正を加へて同院を通過した。案は政府案とはいふものの、壓倒的多數の三派によつて支持せられた政府の案であり、立案中にも恒に政府と三派との間に聯絡交渉があつたのであるから、實質から言へば衆議院案といつてもよいので、従つて衆議院に於ける修正が多くなかつたのは當然である。問題の條項の如きも『貧困の爲公私の救恤を受くる者』といふ形ちで、即ち樞密院と政府との互讓妥協に成れる文句のまま無傷で衆議院を通過した。

普選法の成立は貴族院に於て最も難關に逢着したのであるから、稍詳しくその經過を述べる。質問の中

には不眞面目とも聞きとれる『普選といふからには何故に性の差別を爲し、年齢の制限を設けたか』と云ふが如き、『獨立の生計とか世帯主とか公民權とかの條件を附すれば普選と云はれざるか』といふが如き意地のわるいものや、『朝鮮臺灣に本法を施行せずして鮮人臺灣人が内地に在れば之に選舉權を與ふる理由如何』、『地方自治制の改正に先だつて本法に手を着けたるは順序を誤れるものでないか』といふやうな質問が次から次へと政府に浴びせかけられたのである。偕て彌々審議に入つてからは何といつても一番の難題は、問題の缺格條項であつた。

問題の缺格條項は貴族院の審議中幾度びか改修せられ、其の經過は可なり複雑であつたのであるが、先づ最初は

『自己の資産又は勞務により生活すること能はざる者』

それから同じ意味ではあるが少し文句を變へて

『自己の資産又は勤勞に依り生活を爲すことを得ざる者』

といふのであつた。此れは民法親族篇の第九百五十九條に、扶養の義務は扶養を受くべき者が自己の資産又は勞務に依つて生活を爲すこと能はざる時にのみ生ずることになつてゐる、その扶養義務の規定に準據したものである。それから更に改訂せられて

『生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者』

となつたが、其の何れに對しても政府側は普選の根本趣旨に反し且缺格者を非常に増加せしむる結果となる

といふ見地からして反対した。即ち選舉資格の要件は最も簡單明瞭なるを要するのみならず、其の解釋が不統一を生ずるやうなものは極力之を避けなければならぬ。然るに兩修正案とも人の生活に標準を置くが爲めに疑義を孕んでゐる。それは人の生活は經濟界の事情、住所の移轉、地位又は家庭生活の状態等の變遷によつて其の内容を測定し難いからである。然るに政治的能力の有無は、外的原因に基因する經濟的生活の推移に依るものでないといふ見地からして反対したのである。

又特別委員會に於ける審議が終らんとする頃に、『貧困にして公私の救恤を受くるにあらざれば生活すると能はざる者』といふ修正意見がでたが、それは否決せられた。

さういふやうな論難曲折を経て、兎に角に貴族院の確定議となつた文句は

生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者

である。これがきまつた本會議に於て、『救助』『扶助』の意義及び範圍に就て深刻な質旋應答があつたが、答辯の要旨は、『救助』の方は政府案の救恤を明瞭にしたもので、『扶助』の方は政府案には無いが、此の中には工場法等に依る扶助、軍人遺族の扶助、罹災救助等は入らざるも、民法の扶養の義務に屬する被扶養者は勿論、自己の勤勞又は財産に依りて生活し能はざる者は總て缺格者の中に入る。かういふ答辯があつた。

衆議院は院議尊重の主意により貴族院の修正案全部を否決した。そこで兩院協議會ができた。貴族院衆議院の兩側は各々型の如く院議尊重を主張して毫も互譲妥協の氣勢を示さず、普選案はここに暗礁に乗り上げ、折角ここまで運んだものが哀れ果敢なき斷末魔を告ぐるにあらざるかを思はしめたのである。議會の開期は

將さに盡きんとして延長又延長、廣い世の中に於ては普選賛成側の壯漢が貴族院議員の若干名に對して強談暴行したといふ珍事が起り、眞に國民は手に汗を握つて普選案の運命を氣づかつた。曲がりなりにも生まれるか、將た流産するか、カンフル注射が奏功するや否や、蓋し我が國の議會史上、院の内外を問はず此のときほど緊張の氣分に溢れていたことは罕である。

兩院協議會は更に兩院議員各々五名より成る小委員を設けて熟議を重ね、種々の意見が出たが、實質に於ては雙方共に自説を固執して相譲らず、殊に衆議院側は缺格條項の緩和、華族の選舉被選舉權問題、連坐規定の三項を極力支持せんとするものである。従つて他の點に就ては貴族院の修正に同意するを辭さないが、此の三點だけは是非貴族院側の讓歩を求むる旨を力説した。然し貴族院側は絶対に讓歩の色を見せず雙方ともに別段對案を示さずして抽象的議論に枯花が咲いてゐた。

協議の事項は勿論缺格條項に限らなかつたが、何といつても難題の中心は此の條項にあつた。倦みつくし疲れ抜いた擧句、最後の瞬間に衆議院側の一協議員が、貴族院の條正案の冒頭に『貧困に因り』の五字を冠らせ、即ち

貧困に因り生活の爲公私の救助又は扶助を受くる者

とすることを提議し、協議會の容るるところとなつた。續いて兩院に於て可決せられ、即ちこの形ちに於て普選法中に現はれてゐる。

兩院通過の普選案が大正十四年四月再び樞密院に附議せらるるや、勿論兩院通過のものなるが故に、實質

的には修正の餘地は無かつたが、此の條項の解釋に就て幾多の問答が重ねられた。それは此の文句を理會する上に参考となると思はれるから、その當時の新聞紙が傳ふるところにより其の概要を記述する。要するに

政府側は成るべく狭義に解釋して普選の趣旨を完ふせんとし、樞府側は議會に於ける速記録等に現はれてゐる経過に照らし相當に廣い意味に解釋するのが至當でありとし、兩者の意見は遂に一致しなかつたのである。

〔問〕 第六條第三項の條文は字義頗る不明瞭にして案文解釋によれば「貧困により生活の爲公私の救助又は扶助を受くる者」とあるから「貧困により生活の爲公私の」は救助を受くる者のみに接続し、扶助を受くる者には接続しないものと解することもできる。斯くせば缺格の範圍は廣く解釋せらるることになるかと思ふが政府の所見如何。

〔答〕 字義不明瞭の點は政府も同感であるが、その點に於ては政府は扶助を受くる者にも接続するものとする精神的解釋をなし、従つて缺格者の範圍を成るべく狭くする解釋を採つてゐる。

〔問〕 然らば本修正案により如何なる者が缺格者として有権者中より除外せらるることになるか。

〔答〕 政府の見るところによれば政府の原案に比して本修正案により新たに缺格者となるは住居を有する乞食、勤勞を提供せざる食客くらゐであると思ふ。而して同じく救助又は扶助を受くる者にても恩給法により扶助料を受くる者、軍事救護法により救護を受くる者、民法の扶養を受くる者等の如きは法律上當然の權利であるから缺格者とはならぬ。又二十五歳以上の學生も勉學の爲めならばこれ亦有資格者と認むべきであると思ふ。第六條第三項を案文的に法律上の解釋をなせば、缺格者の範圍は廣く解釋することも出来るであらうが、

政府は兩院協議會で修正の際缺格者の範圍は狭い意味のものとしてこれに同意した

ものであるから、右の如く狭義の精神的解釋を採ることにしたのである。

〔問〕 法律上の解釋によれば、例へば三井、岩崎家の如き富豪に於ても扶養を受けてゐる家族は缺格者となるやうであるが、政府は斯くの如き例に就て如何にする積りであるか。

〔答〕 右の如きは貧困による扶助とは見られないから政府は社會通念の常識的解釋をなし、缺格者とはならぬと考へてゐる。

尙ほ貧困の解釋問答も行はれたのであるが、何としても此の條項の字義は極めて不明瞭にして、疑義の水解せらるべき見込はない。政府の如く缺格範圍を狭く解釋するのは至當でない。此の條項の文句が兩院協議會に於て斯くなつた言議の趨勢経過に徴するも、もう少し廣義に解釋すべきものである。幾度び政府と質問應答を繰り返しても、此の條項の意味は明確を缺き、究極するところ大審院の判決に待つ外はないと樞府は判断したのである。政府側も答辯となれば何か言はなくてはならないが、最終の解釋は判決によつて決するより外に途のないことを諦めてゐたのである。

地方官憲としては選舉人名簿調製上これが解釋の標準を知ることには是非とも必要であるが故に、普選法成立直後の地方官會議に於ても重要な問題として論議され、又其の後も地方官憲と當局者の間には選舉人名簿調査の實際に關する質疑應答が行はれたのである。偕て昭和二年十二月一日の選舉人名簿の實際的調製に

際して此の項の解釋適用に關して困難は全くないことはなかつたが、此の項の案文成立の經過中に於て豫想せられたほどの困難は無かつた。又名簿ができてからも大審院の判決に訴ふるといふやうなことは起らなかつた。世俗に所謂案じるよりは生むが安かつたのである。總じて概観達觀すれば、普選總選舉の第一回の成績は良好であつて、その直後に『普選亡國論も一躍禮讚に早變はり』といふやうな聲さへ聞へたのである。選舉法は將來度々改正せられることと思はれる。第六條の第三項は此れほどの迂餘曲折を経て成れる案文であるから當分は此のままにして置かれんことを希望するが、何時かは改正の對象となることも豫想に難からない。他年一日此の文句ができた經過を知らんが爲めに、浩瀚なる速記録等を涉獵するは容易ならざるのみならず、其の當時の呼吸をのみこみ、その當時の雰囲気に入るにあらざれば、其の要領を得るの困難ならんことを想ひ、一片の老婆心、後世の研究家の爲めに其の概要を叙述したのである。

兩院協議會の成果

大正十四年三月末の普選案に關する兩院協議會は我が議會史上特筆大書に値するものであると思はれるが故に、重複を顧みず協議の全斑にわたる成果を列叙する。

- 一 第六條第三項の缺格條件は貴族院の修正字句の上に『貧困に因り』の五字を加へる。
- 二 第七條の華族の戸主に選舉權被選舉權を與ふ可きや否やに就ては衆議院側の讓歩により貴族院の修正通り與へざることをする。

三 第十二條の住居の期限を六箇月とする規定は貴族院の修正通りこれを一箇年に改む。

四 第三十三條の不在投票に關する規定中『勅令を以て指定する業務に従事する』の字句、及びその次の『業務上の』四字、並に『その投票區内にあらざる爲』なる字句を削除す可しとする貴族院の修正は衆議院側讓歩して、これを承認する。

五 第七十九條の補缺選舉に關する規定即ち同一選舉區内に於て缺格者二名を生ずるまで補缺選舉を行はずとする原案を、缺格者が一人でもできたら直ぐに補缺選舉を行ふこととする貴族院の修正に就ては、貴族院側の讓歩により、原案の儘に据へ置く。

六 第三百三十六條連坐の規定に關する衆議院の修正は同條の第二項に『選舉事務長第一百十二條又は第一百三十三條の罪を犯し刑に處せられたるとき亦同じ』とある、そこへ『但し選舉事務長の選任及監督に付相當の注意を爲したるときは此の限に在らず』といふ但書を附したのである、その但書を貴族院が削除したのであるが、此の點は貴族院側の讓歩によりて但書を復活する、尤もこれに關する訴訟手續については貴族院側の希望に従ひ第八十四條にその第二項を新たに挿入することとなつた。

普選法成立當時の衆議院に於ける政府反對黨は、何といつても曾て清浦變挺内閣を支持したといふ懐みもあれば弱みもある本黨であつたのであるから、不健全の反對黨の反對は勢ひ微温的ならざるを得なかつたのである。故に政府を支持せる三派即ち衆議院であるといつてもよかつたのであるから、原案は寧ろ衆議院案といつてもよいのである。それが殆んど無修正で衆議院を通過すべきことは始めから判つてゐたが、此の案が

その當時の貴族院の情勢に鑑みて、同院に於て如何なる運命に逢着すべきか、それは豫想を許さなかつた。又世の中の普選尙早論者の中には貴族院を動かして普選を阻止せんとしたものもあつた。果然兩院協議會が非常な難關に出會ひ、普選の成否に就て滿天下が固唾を飲んで其の運命を氣遣ふやうな事態を生じたのである。

兩院協議會の進行が停滯に沈淪し普選案不成立の暗雲が低迷しつつあつたときのことである。衆議院側の一部分に於ては、此の際普選案が不成立となるの結果として、持久的に普選問題で貴族院と戦ふことは眞劍味の貴族院改革を遂行する捷徑である。さういふ意識の閃きが絶無ではなかつたと確信する。然し大勢は折角ここまで運んできた普選案のことであるから、曲がりなりにも是非成立させたいといふ氣分が協議會を支配してゐた。烏兔匆匆早く既に三年を経過した今日冷靜に歴史的に協議會の成果を達觀すれば、兩院各々自箇に都合のよい我田引水のことを主張したるが如き氣味がないことはないが、大體に於て中庸穩健の結果に落着し、臚げながらに二院制度の妙味を發揮してゐるかのやうに思はれる。

拾遺

普選法が諸審議機關を経過する、いはば胎内時代に於て、前述の外に種々の點が問題となつた。これから今尙ほ著者の記憶に存するものを掻き集めて記述するのである。

普選法はその第九十六條に於て所謂第三者の選舉運動を許してゐる。それは第三者が議員候補者の爲めに篤志の動機により、獨立して選舉運動をなすのである。これは公事に獻身的に盡瘁するものである、その美風

は大いに獎勵すべきものである。然し選舉費用の制限をむぐる抜け道となるを防がんが爲めに演説又は推薦狀に依る運動だけが許されてあるのではあるが、それにしても將來所謂第三者の選舉運動なるものが濫用される恐れなきか。現行の規定だけにてその濫用を充分に戒飭することができや否や、其の邊に就ては種々懸念せられたのではあるが、事柄が餘りに空漠なるが爲めに具體的の修正案はでなかつたのである。

普選法第十八條の第三項により、解散の場合に於ては解散の日より三十日以内に總選舉を行ふことになつてゐるが、總選舉の期日は勅令を以て二十五日前に公布するのであるから、其の間僅かに五日間を餘すに過ぎず、斯くの如く短時日に果して充分に準備が出来るや否やといふやうな心配もあつた。議會が解散せられるといふことは多くの場合に於て突發事件ではないから、前以て所謂和戰兩様の準備ができる譯でもあり、且又昭和三年年頭の經驗は明かにさういふ心配が杞憂に過ぎざることを證明した。

普選法第一百條により選舉費用が規定額を超過した場合にはその當選を無効とすることになつてゐる。其の但書中に『過失なかりしときは此の限りに非ず』となつてゐたのを樞密院にて『過失なかりしときもまた同じ』と修正し、其の結果選舉費用は全然規定額を超過し得ざることとなり、超過すれば凡て當選が無効となるやうに修正されたといふことが傳へられてゐるのであるが、試みに樞密院へ提出されたものと看做さるる朝日新聞に漏洩の全文と樞密院の修正を経たる衆議院へ提出の全文とを比較してみるに、その第一百條はその終りの方に前者には『超過額』とあるところが後者には『選舉運動の費用』と改まつてゐるに過ぎないのである。此の邊の事情に就ては判然しないのであるが、今回の實驗に照らし選舉費用の制限ほど實際に行

はれなかつたものはないのである。選挙法の改正に際しても此邊は大々の改正を要するのであるから、深い詮議はしなかつた。元來今日の普選法は選挙運動並に其の費用は選挙事務長がするを本體とし、選挙事務長が刑辟に觸るるを豫期し自ら犠牲となるを屑しとする人情の機微若しくは故意に造られた機微に對して制裁を試みたのであつて、此の點に關する立法の困難なるは理の酷だ賭易きところである。

これから普選法第四百十條第一項の選挙運動の無料郵便に就て述べるのであるが、無料郵便といふことに就て餘事ながら想ひださるるは、米國にては曾て大統領たりし人の未亡人は無料郵便の特權を持つてゐる。これは故人がありし日白聖館に於ける榮華の夢の忘らるべくもない未亡人には非常な慰安を與へるものであると聞いてゐる。又歐洲の或る國では學士院の會員が學士院と往復する文書に無料郵便の制がある。その他外國の無料郵便の制の中には掬すべく噛みしむべき溢るるばかりの愛嬌趣味を包藏したものがある。それ等の例に比しては、我が國に於ける無料郵便の嚆矢である今回の選挙運動の無料郵便が極めて雜風景のものであることは言ふまでもない。それは兎に角に我が國に於ては初めての試みなるが故に、何か弊害が伴はないかといふやうな漠たる懸念があつたが、今回の經驗によればこれといふ弊害はなかつた。左に今回の總選挙に於ける郵便物統計を掲ぐ。

第一回普選總選舉關係郵便物統計

合計が全く合はざるは計數を千位に止め以下四捨五入せるによる。有料郵便物中當選禮狀は選挙期日後十日

第一回普選總選舉郵便物統計

遞信局名	有 料 單位千通	無 料 單位千通	合 計 單位千通
京 屋	33,057	22,333	55,390
東 古	11,817	10,395	22,212
名 阪	19,793	19,231	39,024
大 島	12,041	9,358	21,399
廣 熊	12,111	11,014	23,125
熊 本	9,557	8,823	18,380
仙 臺	4,942	3,019	7,961
札 幌			
計	103,318	84,174	187,491

間の終までの計數なるが故に實數はここに示したるものよりも増加すべきも、精確の數は之を知るに由なく、

又大體の目安のためには上の計數に據りて差支なからんと思はれる。此の計數によれば有料は總數の五割五分、無料は四割五分に當る。

序ながら記するのである。選挙電報發信通數は全國合計九七一、四八二通即ち約一百万通である。

普選法第四百十條第二項の公立學校校舎の使用に就ても、そこに何か弊害の伴ふものなきやを危ぶまれたのであるが、今回の實驗に於てはこれといふ際立つた弊害はなかつたやうである。然し今回は始めてのことであり、何分にもはつきりした様子が知れなかつたが故に、無料郵便にしても、公立學校の校舎使用にしても弊害の起る餘裕が無かつたのであるかも知れず、吾人は天の未だ雨ふらざるに先きんじて隔戸を網繆するを怠つてはならない。校舎の使用に就ては、干渉官吏の一嘲一笑が校舎の管理者の意識に掩映する場合に校舎の使用が一種の選挙干渉となり得るとは、單に噂ばかりでなく、著者が體驗した事實である。

以上普選法將來の改正に際して參考にならんと思はれた事柄は、大抵は網羅した積りである。普選法は舊選舉法とは全く別に全文を書き直した法案である、且多くの新規な條文が加へられてゐた關係上、又立案審議に時日の餘裕がなかつたが爲めに、種々の點に於て不完全なるを免れなかつたのである。されば彌之を實施するに直面しては殆んど無數の疑義が簇出した。それ故に内務省警保局の編纂に係る『選舉法質義正、續編』といふ小冊子が昭和三年一月末に、即ち總選舉の期日を距る僅かに一箇月前に出版せられ、總選舉に際しては全國に滿ちた大勢の選舉運動員はいづれも此の袖珍本を懐にし、戦々競々として選舉違犯に陥らざらんことを心掛けたのである。唯質疑應答の中には、例へばその第三十一頁に

【問】 選舉人が旅館若くは料亭に於て飲食を爲す際、美貌の女性をしてこれが給仕に膺らしめ、杯盤の間秋波を送りつつ其の候補者に投票を求むる旨申込ましめたる行爲は普選法第百十二條第一項の違反なるや。

【答】 女子をして選舉運動を爲さしめたる點に於て第九十六條違反の罪の共犯たるべく、又當選を得又は得せしむる目的を以て美貌の女子をして給仕せしめたるに於ては其の行爲は第百十二條第一項に所謂應接待たるべし。(司法省)

といふやうな滑稽味ををびたものもあつて、それが日夜奔走草臥れぬいた可憐の運動員に忙裡偷閑の慰藉を與へたといふやうなことが傳へられてゐる。

第三節 基本資料

ここに基本資料と稱するは、各選舉區別、當落に拘はらず、候補者の得票数及びその色彩即ち黨派別を示す統計表である。此の中で調査上最も困難なるは黨派別の鑑定である。尤も總選舉の直後に於て當選候補者の黨派別が著るしく異動し、此の點に於て今回の總選舉が特に異彩を放つてゐるが、その事は此の統計の關するところでない。此の統計に於ては選舉の當日に於ける、即ち選舉人が投票を行つた、其の刹那に選舉人の意識に映じた黨派別を理想とするのである。

總選舉の直後に内務省警保局、地方廳、各新聞社等より選舉の結果が報告せられた。普通の場合なれば官廳發表の統計は他のものに比して信頼に値するものなれど、選舉干渉の爲めに衆議院から彈劾せられて辭職を餘儀なくせられた内相の下にあつた内務省、怪文書事件や虚偽の上奏問題の震源地であり、選舉上の伏魔殿であるかのやうに世人の意識に映射した、その當時の内務省の報告に對して世人が之を信用すること能はざりしは無理ならぬことである。いふまでもなく統計は有心故造のものであつてはならない、無心寫實であることが統計の神聖なる使命である。されど斯くの如きは之をその當時の内務省に期待することは到底できなかつたのである。されば新聞社等に於ても選舉の結果を報告するに、票數は内務省の報告に據る場合に於ても候補者の黨派別に就ては何れも自社の調査によつたのである。



候補者の黨派別は先づ第一に何とか判定しなくてはならないが故に、候補者の黨派別に就て、内務省、地方廳、朝日、日日等の新聞社の報告を比較調査したのである。調査の結果は總數九百六十六の場合の中四十九の場合に於て黨派別が齟齬してゐることを發見した。各種の報告が一致してゐる九百十七の場合に於てはその一致してゐる黨派別を採用したが、殘餘の四十九の場合に於ける黨派別の認定の爲めには實に慘澹たる苦心をしたのである。且又此のことは總選舉の日を距る餘り遠からざる中に完了せざれば調査の益々困難にならんことを思ひ、連日諸方面に奔走して參考材料を得るに勵めたのである。幸にして此の邊の事情に精通し、而かも此の調査に興味同情を有せらるる某知人の援助によりて、此の種類の調査に於てはこれ以上を望むことは無理であると信ずる程度の參考材料を得た。さうしてそれ等の參考材料によつて最終の認定をなした。尙ほ諸報告の黨派別が一致してゐるものに就ても一應は目を通ほしたのである、さうして唯一つの場合(落選)に於て諸報告が中立に一致してゐたものを著者独自の見解によつて革新に改めた。爰にはつきりと斷はつて置きたいのは、本書採用の候補者の黨派別認定に就ては著者が全責任を負ふものであると云ふことである。比較的不偏不黨公平であると思はれ、各地方に支部通信員等を有し、かういふことの調査機關が完備してゐる二、三有力なる新聞社の此の點に關する認定が、著者のそれと大差なきことは、著者が自分自身の判定が正鵠を失つてゐないといふ自信を強める上に於て與つて大いに力あつた。

各候補者の得票數に就ては諸報告は概ね一致して居た。且此の種類の統計に於ては一、二票の差異の如きは、それが當落に關係せざる限りは之を追究する必要はないが、それも念の爲め一々地方廳に問合はせて成るべく正確なる數字を得るに努めた。これは、假令あつても稀有のことではあるが、電報報告の同じ誤が轉々諸報告中に現はれ、諸報告の數字が一致してゐることが必ずしも當てにならぬといふやうなことが萬一ありはしないかといふことを懸念したが爲めである。

斯くて本節の基本資料ができあがつたのは四月二十日に第五十五帝國議會が開かれた、その少し前であつた。その當時これだけを直ちに發表すべきかとも思つたのではあるが、それが政治界其の當時の狀況に於て、會々政争の具に供せられ、此の研究の學術的性質に累を及ぼさんことを虞れて中止したのである。

黨派別の名稱

昭和三年二月第一回の普選總選舉が行はれたときの我が國の政治界が宛も二大政黨對峙の如き觀を呈したことは全く一時的の現象であつて極めて不自然なるものである。尙ほ此の事に就ては後に詳論する。唯ここでは總選舉の前後に於ける言論界の大勢が此の幻沫的現象が恒久性を有するが如くに考へ兩大政黨以外の候補者を排斥するやうな氣味のあつたことは餘りに目先きにのみ拘泥しすぎたものである。

今回の總選舉に現はれた黨派別の名稱は政友會、民政黨、革新俱樂部、實業同志會、中立、社會民衆黨、勞働農民黨、日本勞農黨、日本農民黨、九州民憲黨の十種である。此の内九州民憲黨は普通には地方無産黨として知られてゐる。又中立は種々の分子を含み、黨派にはあらざれど、計數上之を一黨派と看做したのである。兵庫縣第一選舉區の藤原米造氏は自らは愛國自由黨と名乗つてゐられたが、これは中立の中に算入す

るのが適當であるとした。

無産黨若しくは無産政黨といふ名稱は何となく面白くないやうに考へたのである。内務省の報告書類にはそれが新成政黨となつてゐるのも多分は同じやうな考から出てゐることと思はれる。又仄聞するところによれば無産黨の人々の中にも同じやうな考を持つてゐるものが絶無ではないといふことである。それ故に何か他に適當の名稱もないかと思ひ、或は大衆黨或は普選黨といふやうな種々の考案に耽つたが、どうしても腑に落ちるやうな思ひ付きがなかつたが故に無産黨といふ名稱を襲用することとした。

無産黨の數々はまだまだ離合集散の道程にあるやうに思はれ、その内社會民衆黨は比較的形體が稍々具備してゐるやうに考へられたるが故に、無産黨は之を社會民衆黨と社會民衆黨以外の無産黨との二つに區別することとした。本節の表の中に「他無」とあるは社會民衆黨以外の無産黨の略稱である。

候補者の議員經歷別

當選者の姓名には特に太き字體を用ひて落選者との區別を明かにせり。候補者の黨派別の名前の右に「前」とあるは昭和三年一月二十一日第五十四議會が解散せられた、其の當時の代議士、「元」とあるは嘗て代議士であつた者なることを示す。其の他の候補者の場合には「新」といふ字を附記するが普通の慣例なれど、それ等の候補者の中には當選はせられなかつたが、選挙場裏を馳驅せられた經歷を有する人達、中には萬年候補者となへ謳はれた人さへあるから、「新」はちとをかしいやうな氣持ちがしたが故に、いつそ何んにも附記

しないことにした。

爰に老婆心的の注意に値することは、前代議士の中には選挙區が變はつてゐるものもあることである。例へば清瀬一郎氏は前回は大阪市舊第三區今回は兵庫縣第四區から。又坂梨哲氏は前回は福岡縣舊第十五區、今回は宮崎縣から立候補せられたのである。

候補者の議員としての經歷を調べるには非常に便利重寶な小冊子がある。それは大正十五年九月衆議院事務局から出版された

『(第一回乃至第十五回) 總選舉衆議院議員當選回数調』

と題した出版物である。其の中には

議員イロハ別名簿

議員府縣別名簿(當選回数調)

每會期別議員異動表

每總選舉に於ける會期並に期間表

同名異人、異姓同人、異名同人(改名)調

府縣を異にし選出せられた議員調

が載つてゐる。

法定得票數

普選法第六十九條の第一項に

『有効投票の最多數を得たる者を以て當選人とす、但其の選舉區内の議員の定數を以て有効投票の總數を除して得たる數の四分の一以上の得票あることを要す』

とあり。乃ち一選舉區の有効投票總數をその選舉區の議員の定數を以て除したる商の四分の一が法定得票數即ち當選者得票の最小限である。

舊法には算定の基礎を選舉人名簿登録者總數に置いてあつたが、今回は之を有効投票總數に改めたのは確かに一つの進歩である。普選法の立案中に於ては三分の一説と四分の一説との兩説があつたが、終いに四分の一に決定した。又舊法には五分の一となつてゐたのであるが、それは名簿上の選舉人の數の五分の一であり、名簿上の選舉人の數は有効投票總數よりも通例著るしく多いのであるから、得票の過少に對する制裁がきつくなつたといふ譯ではない。

設し法定得票數の制裁の爲めに定員だけの當選者を得ざるときは、普選法第七十五條の規定により更に選舉を行はなくてはならないのであるが、それは随分臆怯なことであり、萬已むを得ざる場合の外は成るべく避けたいのである。偕て今回は候補者の數も割合に少なく法定得票數を得ざりしが爲めに當選者とならざりし例は無いが、將來選舉上の陽氣の加減で候補者が雨後の筍の如く簇出するやうな場合にはその絶無を保

することはできないから、今回の總選舉の結果も亦さういふ觀察點から吟味することが必要である。

これは餘談であるが、世間の注意を促したいことがある。それは我が國に於ては法文中に算術上の術語を用ゐることを避けんとする傾向がある。これはよくないことであつて、それが爲めにさなきだに難澁な法文、特に選舉に關する法文を層一層解かり悪くする傾きがある。將來比例代表法が行はるることもあるべきに想到すれば更に其の感を深ふする。故に斷然今日からして『被除數』、『除數』、『商』といふ術語を法文中に用ゐることにしたいといふのが著者の持論である。尤も算術に於ては被除數を『實』、除數を『法』とも稱するが、法文中に於ては或は紛らはしいやうな場合が起るかも知れないから、それは避け方がよい。外國の選舉法などの中には被除數、除數、商に相當する術語が遠慮なく用ゐられてある。

前へに掲げた普選法第六十九條第一項の末文に『除して得たる數』とあるは『除したる商』或は『除して得べき商』とした方がよいと思はれる。勿論簡單なる場合に於ては何れにしてもよいのであるが、稍々複雑なる票數計算の方法を規定する場合に於ては唯『數』といふよりも、其の出所性質が現はれてゐる『商』の方がよい。特に一々『何々を何々で除して得たる數』といふことを繰返さなくてはならない場合に於ては、それが繁雜であるのみならず、文句が解り悪くなる恐れがある。商といふ術語を用ゐれば『上の商』とか『前の商』とかいへばすむことが度々ある。

黨派別得票數に案分すれば

次ぎに掲ぐる統計表中下の方の列に『黨派別得票數に案分すれば』とあるは、假想的に各選舉區毎に比例代表制が行はれたとしたならば、其の結果がどうなるかを示したものである。此れは比例代表制の採否を論ずる上に於ても、又後に論ずる選舉干渉の効果を研究する上に於ても、大いに參考になる。

爰に最も困難なるは案分計算上に於ける端數の處分である。此の端數の處分に就ては本書に於ては廣く諸外國に於て行はれゐる、所謂ドンド方式（注後出）を採用した。

注 ドンド方式 とはかういふことを深く研究した白耳義の大學教授ヴ・クトル・ドンドといふ人の名前から出た名稱である。此の方式は一番最初に獨逸に於て案出せられたものであるが、今日では獨逸に於てさへも選舉法の法文中に於て矢張りドンド式と唱へてゐる。文久三年に獨逸國フランクフルト市に於て出版せられた小冊子が甫めて此の方式を世に紹介したのである。此の小冊子の拔萃は比例代表法委讓式の開山ヘーアの著書の附録中に轉載せられてゐる。其の第四版には第二九八頁より第三〇一頁に載つてゐる。餘事ながらかういふ研究に興味を有せらるる人の爲めに附記するのである。ヘーアの著書も今日では容易に得難いのであるが、著者の知れる限り本邦にて此の書物を所持して居られるは小野塚喜平次博士、犬塚勝太郎氏、佐々木行忠侯等である。著者が多年苦心の未漸く昨年入手した一本は新議院の建築成るを待つて衆議院の圖書室へ寄附する積りである。

一例として爰に甲乙丙の三黨派があつて、一選舉區に於ける投票合計數、甲黨は一五〇〇、乙黨は九〇〇、丙黨は六〇〇を得たとする。さうすると此れ等の數を順次1、2、3、……で割つて次に示すやうな表を

	甲黨	乙黨	丙黨
得票合計數	1500	900	600
2 で割る	750	450	300
3 "	500	300	200
4 "	375	225	150
5 "	300	180	120
6 "	250	150	100
7 "	214	128	85
8 "	187	112	75
9 "	166	100	66
10 "	150	90	60
.....

作る。そこで三人を選出する場合には此の表の中で一番大きな數を三つ採るのである。それは第一行の1500

と750、それから第二行の900である。故に甲黨より二人、乙黨から一人といふことになる。飛んで六人を選出する場合には此の表の中で六つの一番大きな數は第一行の1500と750と900との三つ、第二行の900と450との二つ、第三行の600の一つである。それ故に甲黨より三人、乙黨より二人、丙黨より一人といふことになる。凡てさういふふうにして當選人を各黨派に配分するのである。尙ほ詳しいことは後の表に示してある。

爰に一寸困ることがある、例へば選出すべき人數が八人なる場合である。前の表には300といふ數がどの行にもあつて、其の何れを採つてよいかが一寸解らないからである。偕て元へ立戻つて考へてみれば結局八人を1500と900と600との割合に案分するのである。さうしてそれは4と2.4と1.6となる。そこで一人の人間を分割することができないから困るのであるが、此の場合丙黨の一人を採るのが至當であることは明かである。結局同じ數

當選總數	甲黨	乙黨	丙黨
3	2	1	
4	2	1	1
5	3	1	1
6	3	2	1
10	5	3	2
12	6	4	2
13	8	5	3
.....

北海道第一區

(札幌市、小樽市、石狩、後志二支廳)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	106,758
"	(選舉當日現在)	105,640
投票總數		83,869
無効投票總數		949

黨派別	姓名	得票數
民(元)	中西六三郎	17,501
民(前)	山本厚三	12,395
政(前)	森正則	12,393
政(前)	岡田伊太郎	9,898
民(前)	澤田利吉郎	9,782
民(前)	一柳仲次郎	7,456
政(前)	丸山浪彌	4,404
中	高山晴雄	3,611
農	山本懸藏	2,887
中	納谷信造	2,438
中	久保久治	155
	法定得票數	5,183
	供託金沒收限界	2,073

有効投票總數	合計	82,920
此の内	當選票數 6割3分	52,187
	落選票數 3割7分	30,733

黨派別得票數	政	26,695
	民	47,134
	中	6,204
	他無	2,887

黨派別得票數に按分すれば 政 1, 民 3

字があつた場合には得票合計數の成るべく小さい方のものを採るのである、さうすることには計算上の根據がある。又さうすることに極めて置けば疑はしい場合は起らない。即ち選出總數八人のときは甲黨より四人、乙黨より二人、丙黨より二人といふことになる。又選出總數九人の場合には甲黨より四人、乙黨より三人、丙黨より二人といふことになる。

府縣の配列順

三府五港を首めに置く府縣の配列順には惰性的舊套の外にはこれと言ふ理由はないから、本書に於ては内閣統計局に於て用ゐてゐる、北に起り南に終る地理的の配列順を採用した。即ち本書の府縣順位は、北海道、〔東北〕青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、〔關東〕茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、〔北陸〕新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、〔東山〕山梨縣、長野縣、岐阜縣、〔東海〕靜岡縣、愛知縣、三重縣、〔近畿〕滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、〔中國〕鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、〔四國〕徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、〔九州〕福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、それから沖繩縣。

此の統計區劃順位は大正十三年六月各省主任官が會合して、その採用を決定したのであつて、第四十三回統計年鑑より此の順に依つてゐる。三府五港を首じめとする慣用の舊式順を用ゐるは萬已むを得ざるときに限り、成るべく統計局順が廣く一般に用ゐらるることを序ながら希望して置く。

北海道第三區

(函館市、檜山、渡島二支廳)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	73,940
"	(選舉當日現在)	73,250
投票總數		52,689
無効投票總數		533

黨派別	姓名	得票數
民(元)	平出喜三郎	15,870
政(前)	黒住成章	15,212
政(前)	佐々木平次郎	12,832
民	北村屹郎	5,760
		法定得票數 4,346
勞農	加藤貫一	2,482
		供託金沒收限界 1,739

有効投票總數	合計	52,156
此の内	當選票數 8割4分	43,914
	落選票數 1割6分	8,242

黨派別得票數	政	28,044
	民	21,630
	他無	2,482

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 1

備考 黒住成章氏昭和三年七月十六日死去

北海道第二區

(旭川市、上川、宗谷、留萌三支廳)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	82,344
"	(選舉當日現在)	81,520
投票總數		62,155
無効投票總數		853

黨派別	姓名	得票數
政(前)	東武	18,520
政	林路一	12,007
民(前)	坂東幸太郎	11,857
民(前)	淺川浩	9,201
政	近藤豊吉	6,050
		法定得票數 3,831
勞農	荒岡庄太郎	2,053
日農	堀井久雄	1,614
		供託金沒收限界 1,533

有効投票總數	合計	61,302
此の内	當選票數 8割4分	51,585
	落選票數 1割6分	9,717

黨派別得票數	政	36,577
	民	21,058
	他無	3,667

黨派別得票數に按分すれば 政 3, 民 1

北海道第五區

(釧路市、河西、釧路、根室、網走四支廳)

定員 四人

有権者數	(名簿確定當時)	93,508
"	(選舉當日現在)	92,564
投票總數		66,914
無効投票總數		779

黨派別	姓名	得票數
政(元)	木下成太郎	14,116
政	三井徳實	13,496
民(前)	小池仁郎	9,709
民	前田政八	8,600
民	野坂良吉	8,359
政	東條貞	6,450
政	前田駒次	5,405
		法定得票數 4,135
		供託金沒收限界 1,653

有効投票總數	合計	66,135
此の内	當選票數 6 割 9 分	45,921
	落選票數 3 割 1 分	20,214

黨派別得票數	{	政	39,467
		民	26,668

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 2

北海道第四區

(室蘭市、空知、膽振、浦河三支廳)

定員 五人

有権者數	(名簿確定當時)	99,769
"	(選舉當日現在)	98,850
投票總數		77,073
無効投票總數		1,044

黨派別	姓名	得票數
政(前)	板谷順助	12,010
政(前)	松實喜代太	9,622
民(元)	岡本幹輔	8,252
中	檀野禮助	7,958
民(前)	神部爲藏	7,387
民(前)	手代木隆吉	7,231
民	岡田春夫	5,936
民	山本市英	5,618
勞農中	木田茂晴	4,319
	菅舜英	3,986
		法定得票數 3,801
政(元)	石黒長平	3,710
		供託金沒收限界 1,521

有効投票總數	合計	76,029
此の内	當選票數 5 割 9 分	45,229
	落選票數 4 割 1 分	30,800

黨派別得票數	{	政	25,342
		民	34,424
		中	11,944
		他無	4,319

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 2, 中 1

青森縣第二區

(弘前市、西津輕郡、中津輕郡、南津輕郡、北津輕郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	71,531
"	(選舉當日現在)	70,959
投票總數		62,392
無効投票總數		919

黨派別	姓名	得票數
政 (元)	鳴海文四郎	19,950
政 (前)	工藤十三雄	14,582
民	長内則昭	10,200
民 (元)	菊地良一	7,768
民 (前)	兼田秀雄	6,288
		法定得票數 5,123
勞農	石渡春雄	2,685
		供託金沒收限界 2,049

有効投票總數	合計	61,473
此の内	當選票數 7 割 3 分	44,732
	落選票數 2 割 7 分	16,741

黨派別得票數	政	34,532
	民	24,256
	他無	2,685

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 1

青森縣第一區

(青森市、東津輕郡、上北郡、下北郡、三戸郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	89,762
"	(選舉當日現在)	89,027
投票總數		70,873
無効投票總數		876

黨派別	姓名	得票數
政	中川原貞機	22,628
政	藤井達也	18,744
民 (前)	工藤鐵男	14,317
民 (元)	北山一郎	14,308
		法定得票數 5,833
		供託金沒收限界 2,332

有効投票總數	合計	69,997
此の内	當選票數 8 割 0 分	55,689
	落選票數 2 割 0 分	14,308

黨派別得票數	政	41,372
	民	28,625

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 1

備考 工藤氏(民) 北山氏(民) は得票數の接近した場合である

岩手縣第二區

(稗貫郡、和賀郡、膽澤郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡、氣仙郡、上閉伊八郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	109,839
"	(選舉當日現在)	108,569
投票總數		93,667
無効投票總數		615

黨派別	姓名	得票數
政 (前)	志賀和多利	23,123
政 (前)	廣瀬爲久	17,004
民 (前)	柵瀬軍之佐	16,950
政	小野寺章	16,268
民	堀合由己	9,658
		法定得票數 5,816
民	紫琢治	4,946
勞農	泉國三郎	3,885
		供託金沒收限界 2,326
政	八重桜治郎藏	1,218

有効投票總數	合計	93,052
此の内	{ 當選票數 7 割 9 分	73,345
	{ 落選票數 2 割 1 分	19,707

黨派別得票數	政	57,613
	民	31,554
	他無	3,885

黨派別得票數に按分すれば 政 3, 民 1

岩手縣第一區

(盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	80,327
"	(選舉當日現在)	79,429
投票總數		62,481
無効投票總數		453

黨派別	姓名	得票數
政	田子一民	25,476
政 (前)	熊谷巖	16,627
政 (元)	鈴木巖	10,400
民 (前)	柏田忠一	9,525
		法定得票數 5,169
		供託金沒收限界 2,068

有効投票總數	合計	62,028
此の内	{ 當選票數 8 割 5 分	52,503
	{ 落選票數 1 割 5 分	9,525

黨派別得票數	政	52,503
	民	9,525

黨派別得票數に按分すれば 政 3

備考 田子氏の得票數は法定得票數の約五倍

宮 城 縣 第 二 區

(玉造郡、栗原郡、登米郡、桃生郡、牡鹿郡、本吉郡)

定 員 三 人

有 権 者 數	(名簿確定當時)	84,403
"	(選舉當日現在)	83,445
投 票 總 數		72,036
無 効 投 票 總 數		600

黨 派 別	姓 名	得 票 數
民	矢 本 平 之 助	13,479
民 (前)	菅 原 英 伍	9,893
民	小 山 倉 之 助	9,531
政 (元)	遠 藤 良 吉	9,362
政 (前)	星 廉 平	8,714
政	大 庭 彦 六 郎	7,807
政	大 石 倫 治	7,612
		法定得票數 5,953
民 (元)	村 松 山 壽	5,038
		供託金没収限界 2,381

有効投票總數	合計	71,436
此の内	當選票數 4 割 6 分	32,903
	落選票數 5 割 4 分	38,533

黨派別得票數	政	33,495
	民	37,941

黨派別得票數に按分すれば 政 1, 民 2

備考 當選票數の割合全國中の最低

宮 城 縣 第 一 區

(仙臺市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、亶理郡、名取郡、
宮城郡、黒川郡、加美郡、志田郡、遠田郡)

定 員 五 人

有 権 者 數	(名簿確定當時)	123,445
"	(選舉當日現在)	121,637
投 票 總 數		104,203
無 効 投 票 總 數		787

黨 派 別	姓 名	得 票 數
民 (前)	藤 澤 幾 之 輔	19,774
政 (元)	中 島 鵬 六	17,075
民 (前)	内ヶ崎 作三郎	14,277
政 (前)	菅 原 傳	13,357
中	守 谷 榮 夫	12,606
民	長 谷 川 陸 郎	9,615
政	五 十 嵐 豊 吉	5,824
社民	赤 松 克 磨	6,076
		法定得票數 5,171
中	平 渡 信	4,812
		供託金没収限界 2,068

有効投票總數	合計	103,416
此の内	當選票數 7 割 5 分	77,089
	落選票數 2 割 5 分	26,327

黨派別得票數	政	36,256
	民	43,666
	中	17,418
	社民	6,076

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 2, 中 1

秋田縣第二區

(由利郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	93,517
"	(選舉當日現在)	92,689
投票總數		83,552
無効投票總數		663

黨派別	姓名	得票數
民(前)	榊田清兵衛	20,107
政(前)	井出繁三郎	19,695
政(前)	池田龜治	17,456
民(前)	鹽田團平	16,134
		法定得票數 6,908
勞農	澤田松太郎	5,938
革新(元)	添田飛雄太郎	3,559
		供託金沒收限界 2,763

有効投票總數	合計	82,889
此の内	當選票數 6 割 9 分	57,258
	落選票數 3 割 1 分	25,631

黨派別得票數	政	37,151
	民	36,241
	他無	5,938
	革新	3,559

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 1

秋田縣第一區

(秋田市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、河邊郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	100,137
"	(選舉當日現在)	99,061
投票總數		87,350
無効投票總數		1,102

黨派別	姓名	得票數
民(前)	町田忠治	18,352
政	池内廣正	17,394
民(前)	田中隆三	17,221
政	鈴木安孝	16,702
民(前)	信太儀右衛門	13,584
		法定得票數 5,328
勞農	畠山松次郎	2,995
		供託金沒收限界 2,131

有効投票總數	合計	86,248
此の内	當選票數 8 割 1 分	69,663
	落選票數 1 割 9 分	16,579

黨派別得票數	政	34,096
	民	49,157
	他無	2,995

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 2

山形縣第二區

(鶴岡市、北村山郡、最上郡、東田川郡、西田川郡、飽海郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	97,492
"	(選舉當日現在)	96,194
投票總數		83,505
無効投票總數		975

黨派別	姓名	得票數
政(前)	松岡俊三	19,200
政(前)	熊谷直太	16,611
民	奥山龜藏	14,925
民	清水徳太郎	14,723
政	佐藤信吉	9,780
日勞	白旗松之助	6,285
		法定得票數 5,158
		供託金沒收限界 2,063
中	池田龍藏	1,006

有効投票總數	合計	82,530
此の内	當選票數 7 割 9 分	65,459
	落選票數 2 割 1 分	17,071

黨派別得票數	政	45,591
	民	29,648
	他無	7,291

黨派別得票數に按分すれば 政 3, 民 1

山形縣第一區

(山形市、米澤市、南村山郡、東村山郡、西村山郡、
南置賜郡、東置賜郡、西置賜郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	112,780
"	(選舉當日現在)	111,454
投票總數		97,183
無効投票總數		993

黨派別	姓名	得票數
政(前)	高橋熊次郎	18,708
政(前)	西方利馬	17,942
民(元)	黒金泰義	17,741
民(元)	佐藤啓	16,749
政(前)	西澤定吉	13,798
		法定得票數 6,012
中	角張東順	4,094
實同	針重敬喜	3,630
政(前)	佐々木春作	3,528
		供託金沒收限界 2,405

有効投票總數	合計	96,190
此の内	當選票數 7 割 4 分	71,140
	落選票數 2 割 6 分	25,050

黨派別得票數	政	53,976
	民	34,490
	中	4,094
	實同	3,630

黨派別得票數に按分すれば 政 3, 民 1

福島縣第二區

(若松市、岩瀬郡、南會津郡、北會津郡、耶麻郡、河沼郡、
大沼郡、東白川郡、西白河郡、石川郡、田村郡)

定員五人

有権者数	(名簿確定當時)	127,536
"	(選挙當日現在)	126,119
投票総数		104,682
無効投票総数		642

党派別	姓名	得票数
政(前)	八田宗吉	22,418
民(前)	金澤安之助	16,621
政(元)	石射文五郎	15,710
民(前)	菅村太事	15,068
民	林平馬	14,870
中(前)	中野寅吉	10,198
中(前)	町野武馬	9,155
		法定得票数 5,202
		供託金没収限界 2,081

有効投票総数	合計	104,040
此の内	當選票数 8割1分	84,637
	落選票数 1割9分	19,353
党派別得票数	政	46,559
	民	38,128
	中	19,353

党派別得票数に按分すれば 政 2, 民 2, 中 1

福島縣第一區

(福島市、郡山市、信夫郡、伊達郡、安積郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	86,780
"	(選挙當日現在)	86,462
投票総数		72,558
無効投票総数		461

党派別	姓名	得票数
民(前)	栗山博	18,955
政(前)	堀切善兵衛	18,875
政	菅野善右衛門	18,091
民	川淵洽馬	13,892
		法定得票数 6,007
		供託金没収限界 2,403
中(元)	長澤倉吉	2,284

有効投票総数	合計	72,097
此の内	當選票数 7割8分	55,921
	落選票数 2割2分	16,176

党派別得票数	政	32,847
	民	36,966
	中	2,284

党派別得票数に按分すれば 政 1, 民 2
備考 當選者全部三人の得票数が似てゐる場合

茨城縣第一區

(水戸市、東茨城郡、西茨城郡、鹿島郡、
行方郡、稻敷郡、北相馬郡)

定員四人

有権者数	(名簿確定當時)	112,803
"	(選挙當日現在)	111,717
投票總數		90,355
無効投票總數		693

党派別	姓名	得票数
政(前)	内田信也	25,593
民(前)	河野正義	14,352
政(前)	来栖七郎	13,966
民	中崎俊秀	12,721
政	安井誠一郎	11,449
中	菊地謙二郎	6,562
		法定得票数 5,580
民	豊田豊吉	5,019
		供託金没収限界 2,242

有効投票總數	合計	89,662
此の内	{ 當選票数 7 割 4 分	66,632
	{ 落選票数 2 割 6 分	23,030

党派別得票数	政	51,008
	民	32,092
	中	6,562

党派別得票数に按分すれば 政 3, 民 1

備考 二月二十三日開票の稻敷郡第二開票所焼失、此分だけ投票やり直し、来栖七郎昭和三年五月二十四日死亡

福島縣第三區

(石城郡、双葉郡、相馬郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	70,638
"	(選挙當日現在)	70,052
投票總數		61,072
無効投票總數		703

党派別	姓名	得票数
民(前)	比佐昌平	15,961
政	木村清治	15,339
政(元)	松本孫右衛門	13,284
民	氏家清	12,092
		法定得票数 5,031
中	山田忠正	2,298
		供託金没収限界 2,012
中	佐川潔	1,395

有効投票總數	合計	60,369
此の内	{ 當選票数 7 割 4 分	44,584
	{ 落選票数 2 割 6 分	15,785

党派別得票数	政	28,053
	民	28,623
	中	3,693

党派別得票数に按分すれば 政 1, 民 2

茨城縣第三區

(新治郡、筑波郡、眞壁郡、猿島郡、結城郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	115,681	
"	(選舉當日現在)	114,665	
投票・總數		94,566	
無効投票總數		863	

黨派別	姓名	得票數	
政(前)	飯村五郎	15,867	
民(前)	原脩次郎	14,628	
民	海老澤爲次郎	14,193	
政(元)	宮古啓三郎	12,020	
政(元)	鈴木錠藏	11,732	
民	風見章	11,418	
政	香取類作	10,163	
		法定得票數 5,857	
中	菱沼右一	3,682	
		供託金沒收限界 2,343	

有効投票總數	合計	93,703				
此の内	<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>當選票數 6 割 1 分</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>落選票數 3 割 9 分</td> </tr> </table>	{	當選票數 6 割 1 分	{	落選票數 3 割 9 分	56,708
		{	當選票數 6 割 1 分			
{	落選票數 3 割 9 分					
		36,995				

黨派別得票數	{	政	49,782
		民	40,239
		中	3,682

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 2

茨城縣第二區

(那珂郡、久慈郡、多賀郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	72,782	
"	(選舉當日現在)	72,030	
投票總數		59,823	
無効投票總數		643	

黨派別	姓名	得票數	
民	小峯滿男	16,902	
政(元)	山崎猛	14,935	
政(前)	石井三郎	12,850	
政(前)	川崎巳之太郎	9,814	
		法定得票數 4,932	
實同	五來欣造	4,679	
		供託金沒收限界 1,973	

有効投票總數	合計	59,180				
此の内	<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>當選票數 7 割 6 分</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>落選票數 2 割 4 分</td> </tr> </table>	{	當選票數 7 割 6 分	{	落選票數 2 割 4 分	44,687
		{	當選票數 7 割 6 分			
{	落選票數 2 割 4 分					
		14,493				

黨派別得票數	{	政	37,599
		民	16,902
		實同	4,679

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 1

栃木縣第二區

(足利市、芳賀郡、下都賀郡、安蘇郡、足利郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	105,574
"	(選舉當日現在)	104,665
投票總數		89,996
無効投票總數		1,015

黨派別	姓名	得票數
政	松村光三	15,490
政	藤沼庄平	15,170
民(前)	神田正雄	8,520
民(前)	栗原彦三郎	8,211
民(前)	阿由葉勝作	7,319
政	上野基三	7,257
政(前)	榊原經武	7,240
民	中塚榮次郎	6,323
		法定得票數 5,561
民	森下國雄	5,138
中	岡部久四郎	4,440
		供託金沒收限界 2,225
日勞	大澤一六	2,112
中	山口清	1,020
政	横田稔	741

有効投票總數	合計	88,981
此の内	{ 當選票數 5割3分	47,391
	{ 落選票數 4割7分	41,590

黨派別得票數	政	45,898
	民	35,511
	中	5,460
	他無	2,112

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 2

栃木縣第一區

(宇都宮市、河内郡、上都賀郡、鹽谷郡、那須郡)

定員五人

有権者數	(名簿確定當時)	111,525
"	(選舉當日現在)	110,555
投票總票		91,999
無効投票總數		1,109

黨派別	姓名	得票數
政(前)	森 恪	16,432
民(前)	高田 耘平	16,072
民(前)	高橋元四郎	15,623
政(前)	齋藤藤四郎	13,463
民(前)	齋藤太兵衛	11,897
政	森山邦雄	11,593
日勞	麻生久	5,810
		法定得票數 4,545
		供託金沒收限界 1,818

有効投票總數	合計	90,890
此の内	{ 當選票數 8割1分	73,487
	{ 落選票數 1割9分	17,403

黨派別得票數	政	41,488
	民	43,592
	他無	5,810

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 3
備考 當選者が悉く前代議士なる場合

群馬縣第二區

(高崎市、群馬郡、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡、吾妻郡)

定員四人

有権者数	(名簿確定當時)	100,816
"	(選挙當日現在)	99,688
投票總數		84,220
無効投票總數		830

黨派別	姓名	得票数
民 (前)	木 檜 三 四 郎	16,476
政 (元)	高 津 仲 次 郎	13,941
民 (前)	井 本 常 作	12,570
政 (前)	木 暮 武 太 夫	12,229
民	最 上 正 三	9,613
日農	畑 桃 作	7,626
政	山 田 平 太 郎	5,348
		法定得票数 5,212
中	澤 田 謙	3,169
政	金 井 重 雄	2,418
		供託金没収限界 2,085

有効投票總數 合計 83,390

此の内 { 當選票数 6 割 6 分 55,216
落選票数 3 割 4 分 28,174

黨派別得票数	政	33,936
	民	38,659
	中	3,169
	他無	7,626

黨派別得票数に按分すれば 政 2, 民 2

群馬縣第一區

(前橋市、桐生市、勢多郡、利根郡、
佐渡郡、新田郡、山田郡、邑樂郡)

定員五人

有権者数	(名簿確定當時)	127,116
"	(選挙當日現在)	125,865
投票總數		110,430
無効投票總數		1,384

黨派別	姓名	得票数
政 (前)	武 藤 金 吉	19,461
民	武 藤 七 郎	17,623
政 (前)	青 木 精 一	16,307
民 (前)	飯 塚 春 太 郎	14,670
民 (前)	清 水 留 三 郎	11,497
民 (前)	生 方 大 吉	11,455
民	關 口 志 行	7,857
		法定得票数 5,452
日勞	須 永 好	5,230
實同	加 納 芳 三 郎	2,549
		供託金没収限界 2,181
日農	坂 本 利 一	1,221
中	松 高 元 治	1,007
政	小 暮 寛 次	169

有効投票總數 合計 109,046

此の當 { 當選票数 7 割 3 分 79,558
落選票数 2 割 7 分 29,488

黨派別得票数 { 政 35,937 民 63,102 中 1,007
實同 2,549 他無 6,451

黨派別得票数に按分すれば 政 2, 民 3

備考 武藤金吉昭和三年四月二十一日死亡

埼玉縣第二區

(比企郡、秩父郡、兒玉郡、大里郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	97,222
"	(選舉當日現在)	96,258
投票總數		85,186
無効投票總數		1,483

黨派別	姓名	得票數
民	高橋守平	19,173
中(元)	長島隆二	16,573
政	大澤寅次郎	16,440
政	石阪養平	15,587
政(前)	横川重次	14,097
		法定得票數 5,231
		供託金沒收限界 2,092
民(元)	高木利平	1,833

有効投票總數	合計	83,703
此の内	{ 當選票數 8 割 1 分	67,773
	{ 落選票數 1 割 9 分	15,930

黨派別得票數		政	46,124
		民	21,006
		中	16,573

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 1, 中 1

埼玉縣第一區

(川越市、北足立郡、入間郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	115,231
"	(選舉當日現在)	114,194
投票總數		91,080
無効投票總數		1,029

黨派別	姓名	得票數
政(前)	粕谷義三	25,382
政(前)	泰豊助	23,103
民	田中千代松	22,377
民	定塚門次郎	8,727
民	松永東	8,500
		法定得票數 5,628
		供託金沒收限界 2,251
中(前)	神谷彌平	1,962

有効投票總數	合計	90,051
此の内	{ 當選票數 8 割 8 分	79,589
	{ 落選票數 1 割 2 分	10,462

黨派別得票數		政	48,485
		民	39,604
		中	1,962

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 2

千葉縣第一區

(千葉市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡、君津郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	114,753
"	(選舉當日現在)	113,646
投票總數		92,270
無効投票總數		619

黨派別	姓名	得票數
政(前)	鈴木 隆	19,309
民(前)	本多貞次郎	16,128
政	川島正次郎	14,316
民(前)	志村清右衛門	13,975
民	多田滿長	13,675
政(前)	小島七郎	10,891

法定得票數 5,728

實同 富田 照 3,357

供託金沒收限界 2,231

有効投票總數	合計	91,651
此の内	{ 當選票數 7 割 0 分	63,728
	{ 落選票數 3 割 0 分	27,923

黨派別得票數	政	44,516
	民	43,778
	實同	3,357

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 2

埼玉縣第三區

(北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	82,873
"	(選舉當日現在)	82,046
投票總數		67,978
無効投票總數		1,059

黨派別	姓名	得票數
中	遠藤柳作	18,234
民	野中徹也	16,761
政(前)	出井兵吉	16,051
民	齋藤重三郎	8,565
政	一ノ瀬 一二	7,308
		法定得票數 5,577
		供託金沒收限界 2,231

有効投票總數	合計	66,919
此の内	{ 當選票數 7 割 6 分	51,048
	{ 落選票數 2 割 4 分	15,873

黨派別得票數	政	23,359
	民	25,326
	中	18,234

黨派別得票數に按分すれば 政 1, 民 1, 中 1

千葉縣第三區

(長生郡、山武郡、夷隅郡、安房郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	105,657
"	(選舉當日現在)	104,587
投票總數		81,196
無効投票總數		1,250

黨派別	姓名	得票數
政(前)	森 轟 祖	17,704
民(前)	土屋清三郎	15,562
實同(前)	千葉三郎	14,738
政	横堀治三郎	13,423
政	川名博夫	13,192
		法定得票數 4,997
政	岡本一己	3,323
政	北田正平	2,004
		供託金沒收限界 1,999

有効投票總數	合計	79,946
此の内	當選票數 7 割 7 分	61,427
	落選票數 2 割 3 分	18,519

黨派別得票數	政	49,646
	民	15,562
	實同	14,738

黨派別得票數に按分すれば 政 3, 民 1

千葉縣第二區

(印旛郡、海上郡、匝瑳郡、香取郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	88,651
"	(選舉當日現在)	87,689
投票總數		60,848
無効投票總數		369

黨派別	姓名	得票數
民(元)	鶴澤宇八	18,827
政(前)	吉植庄一郎	18,577
政(前)	今井健彦	15,992
勞農	竹尾 式	7,083
		法定得票數 4,040
		供託金沒收限界 2,016

有効投票總數	合計	60,479
此の内	當選票數 8 割 8 分	53,396
	落選票數 1 割 2 分	7,083

黨派別得票數	政	34,569
	民	18,827
	他無	7,083

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 1

東京府第二區

(神田區、小石川區、本郷區、下谷區)

定員五人

有権者數	(名簿確定當時)	104,381
"	(選舉當日現在)	102,881
投票總數		78,917
無効投票總數		462

黨派別	姓名	得票數
民	中島彌團次	14,681
政 (前)	鳩山一郎	12,969
社民	安部磯雄	12,373
政 (前)	矢野鉉吉	9,078
民	小瀧辰雄	7,472
中	赤塚五郎	4,818
	河合徳三郎	4,187
		法定得票數 3,923
中 (元)	古島一雄	3,824
民	高橋秀臣	3,646
實同	松野喜内	2,397
革新 (前)	佐々木安五郎	2,029
		供託金沒收限界 1,569
中	倉持忠助	971

有効投票總數	合計	78,455
此の内	當選票數 7 割 2 分	56,573
	落選票數 2 割 8 分	21,882

黨派別得票數	政	22,047
	民	30,617
	中	8,992
	革新	2,029
	實同	2,397
	社民	12,373

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 2, 社民 1

東京府第一區

(麹町區、芝區、麻布區、赤坂區、四谷區、牛込區)

定員五人

有権者數	(名簿確定當時)	101,054
"	(選舉當日現在)	100,225
投票總數		78,124
無効投票總數		486

黨派別	姓名	得票數
民 (前)	横山勝太郎	13,305
民 (前)	瀨川光行	10,517
政	三木武吉	9,114
民	立川太郎	8,459
政	櫻内辰郎	8,331
社民	本多義成	7,110
	菊池寛	5,682
		法定得票數 3,882
政	川手忠義	3,305
政	中村愛作	3,205
中 (元)	鈴木梅四郎	2,764
實同	水上嘉一郎	1,880
中	茂木久平	1,789
中 (元)	藏原惟郭	1,584
		供託金沒收限界 1,553
中	田中澤二	466
中	妹尾順藏	127

有効投票總數	合計	77,638
此の内	當選票數 6 割 4 分	49,726
	落選票數 3 割 6 分	27,912

黨派別得票數	政	18,874	民	41,267	中	9,935
	實同	1,880	社民	5,682		

黨派別得票數に按分すれば 政 1, 民 4

東京府第四區

(本所區、深川區) 定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	78,016
"	(選舉當日現在)	77,411
投票總數		58,368
無効投票總數		704

黨派別	姓名	得票數
民	小 俣 政 一	10,149
民 (前)	太 田 信 治 郎	9,949
政 (前)	磯 邊 尚	4,465
政	國 枝 捨 次 郎	4,204
政	瀧 澤 七 郎	3,954
政	中 野 勇 治 郎	3,669
	法定得票數 3,604	
社民	宮 崎 龍 介	3,581
政	森 健 二	3,501
民	津 谷 一 治 郎	3,363
勞農	唐 澤 清 八	2,845
民	深 山 彦 平	2,769
	供託金沒收限界 1,412	
中	森 田 小 六 郎	1,420
民	寺 田 彌 一 郎	1,147
實同	寺 部 賴 助	1,119
革	糟 谷 磯 平	813
中	大 谷 米 太 郎	716

有効投票總數	合計	57,664
此の内	{ 當選票數 5 割 0 分	28,767
	{ 落選票數 5 割 0 分	28,897
黨派別得票數	{ 政 19,793 民 27,377 中 2,136 實同 1,119	
	{ 革新 813 社民 3,581 他無 2,845	
黨派別得票數に按分すれば	政 2, 民 2	

備考 舊第六區、舊定員は三人

東京府第三區

(日本橋區、京橋區、淺草區)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	85,739
"	(選舉當日現在)	84,930
投票總數		64,290
無効投票總數		485

黨派別	姓名	得票數
民 (前)	賴 母 木 桂 吉	15,771
民 (前)	高 木 益 太 郎	10,174
政	伊 藤 仁 太 郎	9,423
政 (前)	安 藤 正 純	8,750
革新 (前)	田 川 大 吉 郎	7,017
政 (前)	近 藤 達 兒	4,999
民	小 森 七 兵 衛	4,700
	法定得票數 3,988	
	供託金沒收限界 1,595	
實同	神 山 勇 吉	1,267
中	大 和 茂 樹	1,087
中	荻 野 萬 之 助	550
中	望 月 義 人	67

有効投票總數	合計	63,805
此の内	{ 當選票數 6 割 9 分	44,118
	{ 落選票數 3 割 1 分	19,687
黨派別得票數	{ 政 23,172	
	{ 民 30,645	
	{ 中 1,704	
	{ 實同 1,267	
	{ 革新 7,017	

黨派別得票數に按分すれば 政 2, 民 2

東京府第六區

(北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡)

定員五人

有権者数	(名簿確定當時)	221,645
"	(選挙當日現在)	220,531
投票総数		164,185
無効投票総数		2,110

党派別	姓名	得票数
民	中村 繼男	30,577
政 (前)	前田 米藏	25,470
政 (前)	中島 守利	22,420
民	鶴岡 和文	20,024
民	佐藤 正	17,413
日勞	松谷 與二郎	12,438
		法定得票数 8,104
政	有馬 淺雄	7,577
勞農	南 喜一	6,659
社民	爲藤 五郎	5,938
民	上杉 章雄	4,773
		金収收限界 3,242
實同	猪股 勳	2,680
政	篠房 輔	2,648
日農	横田 多門	2,147
中 (前)	淺賀 長兵衛	1,311

有効投票総数 合計 162,075

此の内 { 當選票数 7 割 2 分 115,904
落選票数 2 割 8 分 46,171

党派別得票数 { 政 58,115 民 72,787 中 1,311
實同 2,680 社民 5,938 他無 21,244

党派別得票数に案分すれば 政 2, 民 3

東京府第五區

(荏原郡、豊多摩郡、大島島廳管内、八丈島島廳管内)

定員五人

有権者数	(名簿確定當時)	195,182
"	(選挙當日現在)	194,085
投票総数		145,616
無効投票総数		1,315

党派別	姓名	得票数
民 (前)	高木 正年	47,278
民 (前)	鈴木 富士彌	20,995
政	牧野 賤男	17,717
民 (前)	斯波 貞吉	15,009
政	佐藤 安之助	13,566
日勞	加藤 勘十	10,199
政	畑 彌右衛門	7,443
		法定得票数 7,315
勞農	秋和 松五郎	3,863
政	三上 英雄	3,105
		供託金収收限界 2,886
社民	小川 清俊	2,711
中	石井 満	2,415

有効投票総数 合計 144,301

此の内 { 當選票数 7 割 9 分 114,565
落選票数 2 割 1 分 29,736

党派別得票数 { 政 41,831 民 83,282 中 2,415
社民 2,711 他無 14,062

党派別得票数に按分すれば 政 2, 民 3

備考 高木氏得票は全國にて一番多い

神奈川県第一区

(横濱市)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	113,460
"	(選挙當日現在)	112,798
投票総数		73,302
無効投票総数		738

党派別	姓名	得票数
民(前)	戸井嘉作	18,538
民(前)	三宅馨	18,173
政	磯野庸	13,650
社民	岡崎憲	12,523
労農	神道寛次	6,741
		法定得票数 6,042
中	橋元文治	2,939
		供託金没収限界 2,417

有効投票総数	合計	72,564
此の内		50,361
		22,203

党派別得票数	政	13,650
	民	36,711
	中	2,939
	社民	12,523
	他無	6,741

党派別得票数に案分すれば 政 1, 民 2

東京府第七区

(八王子市、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	73,830
"	(選挙當日現在)	73,259
投票総数		62,172
無効投票総数		576

党派別	姓名	得票数
政	中村亨	11,819
政	坂本一角	11,299
政	津雲國利	10,244
民(前)	八並武治	9,913
民	荒井惣太郎	8,107
		法定得票数 5,133
政	中溝多摩吉	4,903
日農	矢部甚吾	3,239
		供託金没収限界 2,053
社民	下田金助	1,479
民	櫻井平八	593

有効投票総数	合計	61,596
此の内		33,362
		28,234

党派別得票数	政	38,265
	民	18,613
	社民	1,479
	他無	3,239

党派別得票数に案分すれば 政 2, 民 1

神奈川県第三区

(高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡、津久井郡)

定員四人

有権者数	(名簿確定當時)	96,152
"	(選挙当日現在)	94,991
投票総数		80,017
無効投票総数		1,205

党派別	姓名	得票数
政	鈴木英雄	16,489
民(元)	岡崎久次郎	14,118
政	胎中楠右衛門	12,621
民(前)	平川松太郎	12,049
政	清田房次郎	10,215
政	永野毅	9,808

法定得票数 4,926

實同 大島正徳 3,512

供託金没収限界 1,970

有効投票総数 合計 78,812

此の内 { 當選票数 7 割 0 分 35,277
落選票数 3 割 0 分 23,535

党派別得票数 { 政 49,133
民 26,167
實同 3,512

党派別得票数に案分すれば 政 3, 民 1

神奈川県第二区

(横須賀市、川崎市、久良岐郡、橋樹郡、
都筑郡、三浦郡、鎌倉郡)

定員四人

有権者数	(名簿確定當時)	86,244
"	(選挙当日現在)	85,428
投票総数		67,548
無効投票総数		555

党派別	姓名	得票数
民(前)	小野重行	14,388
民(前)	小泉又次郎	13,768
政	赤尾藤吉郎	12,355
政(前)	川口義久	12,326
地無	川島不二郎	8,315
社民	片山哲	5,841

法定得票数 4,187

供託金没収限界 1,675

有効投票総数 合計 66,993

此の内 { 當選票数 6 割 0 分 40,511
落選票数 4 割 0 分 26,482

党派別得票数 { 政 24,681
民 28,156
社民 5,841
他無 8,315

党派別得票数に案分すれば 政 2, 民 2

備考 地無は地方無産の略稱

新潟縣第二區

(北蒲原郡、中蒲原郡、東蒲原郡、岩船郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	96,812
"	(選舉當日現在)	95,832
投票總數		78,408
無効投票總數		537

黨派別	姓名	得票數
政(前)	高橋光威	17,314
民	佐藤與一	15,694
民(前)	石塚三郎	13,345
政(前)	加藤知正	13,089
日農	須貝快天	9,561
勞農	布施辰治	8,868
	法定得票數	4,867
	供託金沒收限界	1,947

有効投票總數	合計	77,871
此の内	當選票數 7割6分	59,442
	落選票數 2割4分	18,429

黨派別得票數	政	30,403
	民	29,039
	他無	18,429

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 1, 他無 1

新潟縣第一區

(新潟市、西蒲原郡、佐渡郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	73,643
"	(選舉當日現在)	72,901
投票總數		65,245
無効投票總數		502

黨派別	姓名	得票數
政(前)	山本梯二郎	18,244
政(元)	田邊熊一	16,388
民	安倍邦太郎	14,170
民	野澤卯市	12,951
	法定得票數	5,395
勞農	井上乙吉	2,771
	供託金沒收限界	2,158
中	新保八十平	219

有効投票總數	合計	64,743
此の内	當選票數 7割5分	48,802
	落選票數 2割5分	15,941

黨派別得票數	政	34,632
	民	27,121
	中	219
	他無	2,771

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 1

新潟縣第四區

(高田市、中魚沼郡、東頸城郡、中頸城郡、西頸城郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	87,697
"	(選舉當日現在)	86,688
投票總數		70,924
無効投票總數		594

黨派別	姓名	得票數
民	増田義一	17,730
政	武田徳三郎	17,185
民	高島順作	16,717
政	大竹謙治	16,666
		法定得票數 5,858
		供託金沒收限界 2,344
中	寺島善八	2,032

有効投票總數	合計	70,330
此の内	{ 當選票數 7 割 3 分	51,632
	{ 落選票數 2 割 7 分	18,698

黨派別得票數	政	33,851
	民	34,447
	中	2,032

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 2

新潟縣第三區

(長岡市、南蒲原郡、三島郡、古志郡、
北魚沼郡、南魚沼郡、刈羽郡)

定員五人

有権者數	(名簿確定當時)	130,175
"	(選舉當日現在)	128,887
投票總數		105,812
無効投票總數		693

黨派別	姓名	得票數
民(前)	山田又司	16,753
政(元)	高橋金次郎	15,463
革(元)	大竹貫一	15,413
中(前)	堤清六	15,338
民	飯塚知信	12,964
政	松本弘	12,798
政(元)	木村清三郎	9,942
日勞	網島正與	5,462
		法定得票數 6,231
		供託金沒收限界 2,102
中	矢島吉平	986

有効投票總數	合計	105,119
此の内	{ 當選票數 7 割 2 分	75,931
	{ 落選票數 2 割 8 分	29,188

黨派別得票數	政	38,203	民	29,717	中	16,324
	革新	15,413	他無	5,462		

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 1, 中 1, 革新 1

富山縣第二區

(高岡市、射水郡、氷見郡、東礪波郡、西礪波郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	78,678
"	(選舉當日現在)	77,778
投票總數		68,761
無効投票總數		335

黨派別	姓名	得票數
民	山田毅一	21,208
民	松村謙三	15,197
政(前)	上埜安太郎	14,090
政(前)	石原正太郎	13,461
		法定得票數 5,702
政	土倉宗明	4,470
		供託金沒收限界 2,281

有効投票總數	合計	68,426
此の内	當選票數 7 割 4 分	50,495
	落選票數 2 割 6 分	17,931

黨派別得票數	政	32,021
	民	36,405

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 2

富山縣第一區

(富山市、上新川郡、中新川郡、下新川郡、婦負郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	81,746
"	(選舉當日現在)	80,753
投票總數		71,501
無効投票總數		551

黨派別	姓名	得票數
民(前)	野村嘉六	18,445
民(前)	寺島權藏	17,067
政(前)	石坂豊一	16,763
政(前)	高見之通	14,458
		法定得票數 5,913
民	山梨利一	4,217
		供託金沒收限界 2,365

有効投票總數	合計	70,950
此の内	當選票數 7 割 4 分	52,275
	落選票數 2 割 6 分	18,675

黨派別得票數	政	31,221
	民	39,729

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 2

石川縣第二區

(河北郡、羽咋郡、鹿島郡、鳳至那、珠洲郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	76,587
"	(選舉當日現在)	76,754
投票總數		60,515
無効投票總數		419

黨派別	姓名	得票數
民(元)	櫻井兵五郎	15,749
民(前)	佐藤實	14,675
政(前)	青山憲三	14,143
政(前)	米原於菟男	8,845
政(元)	益谷秀次	6,684
		法定得票數 5,008
		供託金沒收限界 2,003

有効投票總數	合計	60,096
此の内	當選票數 7割4分	44,567
	落選票數 2割6分	15,529

黨派別得票數	政	29,672
	民	30,424

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 2

石川縣第一區

(金澤市、江沼郡、能美郡、石川郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	82,581
"	(選舉當日現在)	81,581
投票總數		65,609
無効投票總數		346

黨派別	姓名	得票數
政(元)	中橋徳五郎	22,809
民(前)	永井柳太郎	21,163
政	著本太吉	8,003
民(元)	中谷宇平	6,595
民	竹田儀一	5,459
		法定得票數 5,439
		供託金沒收限界 2,175
實同	寺田正男	1,234

有効投票總數	合計	65,263
此の内	當選票數 8割0分	51,975
	落選票數 2割0分	13,288

黨派別得票數	政	30,812
	民	33,217
	實同	1,234

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 2

山梨縣 (全縣一區)

定員五人

有権者數	(名簿確定當時)	126,279
"	(選舉當日現在)	111,668
投票總數		109,351
無効投票總數		1,291

黨派別	姓名	得票數
民	河西豊太郎	24,758
政	田邊七六	21,743
政	大崎清作	18,067
政	竹内友治郎	16,629
政	穴水要七	15,166
日農	高橋龜吉	8,786
		法定得票數 5,403
		供託金沒收限界 2,161
中	早川巳之利	1,765
勞農	古屋貞雄	1,146

有効投票總數	合計	108,060
此の内	{ 當選票數 8 割 9 分	96,363
	{ 落選票數 1 割 1 分	11,693

黨派別得票數	政	71,605
	民	24,758
	中	1,765
	他無	9,932

黨派別得票數に案分すれば 政 4, 民 1

備考 當選票數の割合全國中の最高

福井縣 (全縣一區)

定員五人

有権者數	(名簿確定當時)	131,315
"	(選舉當日現在)	129,990
投票總數		110,864
無効投票總數		919

黨派別	姓名	得票數
政 (前)	山本条太郎	20,351
實同 (元)	松井文太郎	18,624
民 (元)	添田敬一郎	18,603
政	佐々木久二	13,091
民 (前)	熊谷五右衛門	12,554
政 (前)	猪野毛利榮	12,463
民 (前)	土生 彰	9,485
		法定得票數 5,497
勞農	田村仙之助	3,974
		供託金沒收限界 2,199
政	須田孝太郎	800

有効投票總數	合計	109,945
此の内	{ 當選票數 7 割 6 分	83,223
	{ 落選票數 2 割 4 分	26,722

黨派別得票數	政	46,705
	民	40,642
	實同	18,624
	他無	3,974

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 2, 實同 1

長野縣第二區

(上田市、南佐久間郡、北佐久間郡、小縣郡、埴科郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	80,241
"	(選舉當日現在)	79,361
投票總數		71,741
無効投票總數		491

黨派別	姓名	得票數
政(元)	篠原和市	19,580
中	小山邦太郎	18,337
民(元)	山邊常重	18,011
政(元)	春日俊文	15,322
		法定得票數 5,938
		供託金沒收限界 2,375

有効投票總數	合計	71,250
此の内	當選票數 7 割 8 分	55,928
	落選票數 2 割 2 分	15,322

黨派別得票數	政	34,902
	民	18,011
	中	18,337

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 1, 中 1

長野縣第一區

(長野市、更級郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	87,896
"	(選舉當日現在)	86,916
投票總數		78,503
無効投票總數		680

黨派別	姓名	得票數
民(前)	松本忠雄	23,863
民(元)	小阪順造	22,704
政(前)	山本愼平	17,000
政	春日善之助	14,256
		法定得票數 6,485
		供託金沒收限界 2,594

有効投票總數	合計	77,823
此の内	當選票數 8 割 2 分	63,567
	落選票數 1 割 8 分	14,256

黨派別得票數	政	31,256
	民	46,567

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 2

長野縣第四區

(松本市、西筑摩郡、東筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	78,958
"	(選舉當日現在)	78,141
投票總數		66,190
無効投票總數		476

黨派別	姓名	得票數
政	上條 信	16,133
民(前)	降旗元太郎	15,015
政(前)	植原悦二郎	13,408
民	百瀬 渡	13,293
中(前)	畔田 明	6,162
		法定得票數 5,476
		供託金沒收限界 2,191
中	小松雄道	1,636
中	唐澤龜雄	67

有効投票總數	合計	65,714
此の内	當選票數 6 割 8 分	44,556
	落選票數 3 割 2 分	21,158

黨派別得票數	政	29,541
	民	28,308
	中	7,865

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 1

長野縣第三區

(諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	99,606
"	(選舉當日現在)	98,515
投票總數		87,239
無効政票總數		501

黨派別	姓名	得票數
民(前)	樋口秀雄	17,934
政(前)	小川平吉	17,452
政	伊原五郎兵衛	16,035
民(前)	戸田由美	14,526
政	山田織太郎	11,778
勞農	藤森成吉	6,916
		法定得票數 5,421
		供託金沒收限界 2,169
政	原田治郎	2,097

有効投票總數	合計	86,738
此の内	當選票數 7 割 6 分	65,945
	落選票數 2 割 4 分	20,791

黨派別得票數	政	47,362
	民	32,460
	他無	6,916

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 2

岐阜縣第二區

(大垣市、羽島郡、海津郡、養老郡、
不破郡、安八郡、揖斐郡、本巢郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	71,558
"	(選舉當日現在)	70,844
投票總數		60,578
無効投票總數		462

黨派別	姓名	得票數	
政(前)	井上孝哉	14,617	
民(前)	奥村千藏	13,174	
政	佐竹直太郎	8,156	
民(元)	川村數郎	7,595	
實同	川瀬新一	6,827	
地無	中澤辨次郎	5,274	
		法定得票數	5,010
政(元)	木村作次郎	4,473	
		供託金沒收限界	2,004

有効投票總數	合計	60,116	
此の内	{	當選票數 6 割 0 分	35,947
		落選票數 4 割 0 分	24,169

黨派別得票數	{	政	27,246	民	20,769
		實同	6,827	他無	5,274

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 1

備考 地無は地方無産の略稱

岐阜縣第一區

(岐阜市、稲葉郡、山縣郡、武儀郡、郡上郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	77,832
"	(選舉當日現在)	77,030
投票總數		65,688
無効投票總數		613

黨派別	姓名	得票數	
民(前)	山田道兄	15,969	
政(元)	匹田銳吉	10,749	
實同(前)	河崎助太郎	10,212	
政	大野伴陸	8,757	
民(元)	坂口拙三	7,860	
政(元)	山田永俊	7,298	
		法定得票數	5,423
中	栗田徳次郎	4,230	
		供託金沒收限界	2,169

有効投票總數	合計	65,075	
此の内	{	當選票數 5 割 7 分	36,330
		落選票數 4 割 3 分	28,145

黨派別得票數	{	政	26,804
		民	23,829
		中	4,230
		實同	10,212

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 1

静岡縣第一區

(静岡市、清水市、庵原郡、安倍郡、志太郡、榛原郡、小笠郡)

定員五人

有権者數	(名簿確定當時)	146,082
"	(選挙當日現在)	144,682
投票總數		126,612
無効投票總數		987

党派別	姓名	得票數
政	山口忠五郎	17,613
政(前)	松浦五兵衛	15,264
民	小久江美代吉	14,859
民	梅野敦馬	14,020
政(前)	松本君平	13,508
民(前)	平野光雄	12,072
政	深澤豊太郎	9,606
民(元)	加藤定吉	8,767
政	寺崎乙治郎	8,249
實同	中田驥郎	8,238
勞農	杉浦啓一	3,429
		法定得票數 6,281
		供託金没収限界 2,513

有効投票總數	合計	125,625
此の内	{ 當選票數 6割0分	75,264
	{ 落選票數 4割0分	50,361

党派別得票數	政	64,240
	民	49,718
	實同	8,238
	他無	3,429

党派別得票數に案分すれば 政 3, 民 2

岐阜縣第三區

(加茂郡、可兒郡、土岐郡、惠那郡、益田郡、大野郡、吉城郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	96,959
"	(選挙當日現在)	96,064
投票總數		78,302
無効投票總數		580

党派別	姓名	得票數
政(前)	牧野良三	25,144
政	平井信四郎	17,189
民	渡邊徳助	15,539
民(前)	古屋慶隆	14,964
		法定得票數 6,477
政(前)	佐々木文一	4,886
		供託金没収限界 2,591

有効投票總數	合計	77,722
此の内	{ 當選票數 7割4分	57,872
	{ 落選票數 2割6分	19,850

党派別得票數	政	47,219
	民	30,503

党派別得票數に案分すれば 政 2, 民 1

備考 古屋氏投票を渡邊氏に譲つたが爲めに落選

静岡縣第三區

(濱松市、磐田郡、周智郡、濱名郡、引佐郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	108,133
"	(選舉當日現在)	106,868
投票總數		94,581
無効投票總數		710

黨派別	姓名	得票數
民(元)	井上剛一	18,833
政(前)	倉元要一	17,835
政	大橋亦兵衛	16,132
民(前)	永田善三郎	14,813
政	宮島清次郎	13,727
中	縣忍	12,531
		法定得票數 5,867
		供託金沒收限界 2,347

有効投票總數	合計	93,871
此の内	{ 當選票數 7 割 2 分	67,613
	{ 落選票數 2 割 8 分	26,258

黨派別得票數	{ 政	47,694
	{ 民	33,646
	{ 中	12,531

黨派別票得數に案分すれば 政 2, 民 2

静岡縣第二區

(沼津市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	100,491
"	(選舉當日現在)	99,524
投票總數		83,686
無効投票總數		1,020

黨派別	姓名	得票數
民	岸衛	18,593
政(前)	庄司良朗	15,484
政	郡谷照一郎	14,599
政(前)	小泉策太郎	13,947
民	宮城藤平	8,674
民	櫛部荒熊	8,656
		法定得票數 5,167
中	影山由己	2,713
		供託金沒收限界 2,067

有効投票總數	合計	82,666
此の内	{ 當選票數 7 割 6 分	62,623
	{ 落選票數 2 割 4 分	20,043

黨派別得票數	{ 政	44,030
	{ 民	35,923
	{ 中	2,713

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 2

愛知縣第二區

(愛知郡、東春日井郡、西春日井郡、知多郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	89,122
"	(選挙當日現在)	88,154
投票総数		68,564
無効投票総数		491

党派別	姓名	得票数
民	久野 尊 資	15,829
民 (前)	西 脇 晋	15,633
政 (前)	丹下 茂 十 郎	14,328
政	山 田 佐 一	11,794
	法定得票数 5,673	
政 (前)	清 水 市 太 郎	5,548
政	高 井 種 次 郎	2,711
	供託金没収限界 2,269	
民	酒 井 五 郎 吉	1,698
日農	加 藤 今 一 郎	532

有効投票総数	合計	68,073
此の内	当選票数 6 割 7 分	45,790
	落選票数 3 割 3 分	22,283

党派別得票数	政	34,381
	民	33,160
	他無	532

党派別得票数に案分すれば 政 2, 民 1

愛知縣第一區

(名古屋市)
定員五人

有権者数	(名簿確定當時)	158,161
"	(選挙當日現在)	156,330
投票総数		113,295
無効投票総数		809

党派別	姓名	得票数
民 (前)	田 中 善 立	25,020
民 (前)	小 山 松 壽	16,887
政 (前)	加 藤 鎌 五 郎	15,734
民	鬼 丸 義 齋	10,842
中	推 尾 辨 匡	10,691
政	瀬 川 嘉 助	8,864
民 (前)	横 山 一 格	7,661
民	今 堀 辰 三 郎	7,235
	法定得票数 5,624	
民	村 山 爲 章	4,353
勞農	山 崎 常 吉	3,433
	供託金没収限界 2,250	
實同	岩 越 謹 一	1,766

有効投票総数	合計	112,486
此の内	当選票数 7 割 0 分	79,174
	落選票数 3 割 0 分	33,312

党派別得票数	政	24,598
	民	71,998
	中	10,691
	實同	1,766
	他無	3,433

党派別得票数に案分すれば 政 1, 民 4

愛知縣第四區

(岡崎市、碧海郡、幡豆郡、額田郡、西加茂郡、東加茂郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	92,695
"	(選挙當日現在)	91,515
投票総数		76,773
無効投票総数		544

党派別	姓名	得票数
中	山崎延吉	19,772
民	武富濟	18,406
民	岡本實太郎	15,696
政	小林 錡	11,587
中	小笠原三九郎	10,768
		法定得票数 6,353
		供託金没収限界 2,541

有効投票総数	合計	76,229
此の内	當選票数 7 割 1 分	53,874
	落選票数 2 割 9 分	22,355

党派別得票数	政	11,587
	民	34,102
	中	30,540

党派別得票数に案分すれば 政 0, 民 2, 中 1

愛知縣第三區

(一宮市、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	78,141
"	(選挙當日現在)	77,340
投票総数		67,029
無効投票総数		486

党派別	姓名	得票数
民 (元)	瀧 正 雄	22,420
政 (前)	三輪市太郎	17,993
民 (前)	加藤 鯛 一	16,498
民 (前)	服部 英 明	9,632
		法定得票数 5,547
		供託金没収限界 2,219

有効投票総数	合計	66,543
此の内	當選票数 8 割 6 分	56,911
	落選票数 1 割 4 分	9,632

党派別得票数	政	17,993
	民	48,550

党派別得票数に案分すれば 政 1, 民 2

三重縣第一區

(津市、四日市市、桑名郡、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡、
河藝郡、安濃郡、一志郡、阿山郡、名賀郡)

定員五人

有権者數	(名簿確定當時)	146,471
"	(選挙當日現在)	145,002
投票總數		126,505
無効投票總數		908

黨派別	姓名	得票數
政 (前)	加藤 桑四郎	29,417
民	木村 秀興	25,782
民 (前)	川崎 克	19,995
政 (前)	井口 延次郎	16,255
政 (前)	伊阪 秀五郎	14,379
民	宮村 隆治	8,463
實同	小村 庄七	6,711
		法定得票數 6,280
中	谷田 志摩生	2,970
		供託金沒收限界 2,512
民	山崎 新一	1,625

有効投票總數	合計	125,597
此の内 {	當選票數 8 割 4 分	105,828
	落選票數 1 割 6 分	19,769

黨派別得票數	政	60,051
	民	55,865
	中	2,970
	實同	6,711

黨派別得票數に案分すれば 政 3, 民 2

愛知縣第五區

(豊橋市、北設楽郡、南設楽郡、寶飯郡、渥美郡、八名郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	75,301
"	(選挙當日現在)	74,593
投票總數		59,472
無効投票總數		293

黨派別	姓名	得票數
政 (前)	大口 喜六	14,167
政	鈴木 五六	12,086
民 (前)	杉浦 武雄	10,251
革新	鈴木 正吾	8,842
民 (前)	加藤 六藏	8,440
中	青木 孝義	5,393
		法定得票數 4,932
		供託金沒收限界 1,973

有効投票總數	合計	59,179
此の内 {	當選票數 6 割 2 分	36,504
	落選票數 3 割 8 分	22,675

黨派別得票數	政	26,253
	民	18,691
	中	5,393
	革新	8,842

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 1

滋賀縣 (全縣一區)

	定員五人	
有権者數	(名簿確定當時)	150,763
"	(選舉當日現在)	148,931
投票總數		121,888
無効投票總數		694

黨派別	姓名	得票數
政 (前)	清水銀藏	16,700
政 (元)	安原仁兵衛	15,581
民 (前)	堤康次郎	15,008
民 (前)	田中養達	14,885
政	富田八郎	13,691
實同	堀部久太郎	12,461
民	青木亮貫	10,994
民	橋本二郎	8,758
中 (前)	平井光三郎	6,087
		法定得票數 6,060
政	丸橋茂平	5,501
		供託金沒收限界 2,424
革新	大久保清治	1,161
中	舟橋秀雄	367

有効投票總數 合計 121,194

此の内 { 當選票數 6 割 3 分 75,865
落選票數 3 割 7 分 45,329

黨派別得票數 { 政 51,473 民 49,645 中 6,454
實同 12,461 革新 1,161

黨派別得票數に案分すれば 政 3, 民 2

三重縣 第二區

(宇治山田市、飯南郡、多氣郡、度會郡、
志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	97,330
"	(選舉當日現在)	96,378
投票總數		76,674
無効投票總數		493

黨派別	姓名	得票數
民	池田敬八	20,959
中 (前)	尾崎行雄	19,070
政 (前)	濱田國松	12,259
中	岸本康道	10,718
政 (前)	安保庸三	10,086
		法定得票數 4,761
勞農	河合秀夫	3,089
		供託金沒收限界 1,905

有効投票總數 合計 76,181

此の内 { 當選票數 8 割 3 分 63,006
落選票數 1 割 7 分 13,175

黨派別得票數 { 政 22,345
民 20,959
中 29,788
他無 3,089

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 1, 中 2

京 都 府 第 一 區

(上京區、下京區)

定 員 五 人

有 權 者 數	(名簿確定當時)	139,097
"	(選舉當日現在)	137,580
投 票 總 數		97,342
無効投票總數		544

黨 派 別	姓 名	得票數
民 (前)	片 岡 直 温	17,507
民 (前)	森 田 茂	13,158
革新 (前)	田 崎 信 藏	9,036
勞農	水 谷 長 三 郎	8,781
政	鈴 木 吉 之 助	8,226
實同 (前)	鷺 野 米 太 郎	7,754
民	西 村 金 三 郎	6,156
	法定得票數 4,840	
民	中 村 三 之 亟	4,147
中	増 田 伊 三 郎	3,924
中	杉 村 勇 次 郎	3,564
中 (元)	竹 上 藤 次 郎	3,369
中	中 川 喜 久	2,253
社民	吉 川 末 次 郎	2,247
	供託金没収限界 1,936	
民	福 田 關 次 郎	1,712
中	松 尾 茂 一	1,340
中	日 暮 正 路	1,193
中	鈴 木 紋 吉	1,166

中	江 羅 直 三 郎	1,143
中	小 島 周 作	122

有効投票總數 96,798

此の内 { 當選票數 5 割 9 分 56,708
 { 落選票數 4 割 1 分 40,090

	政	8,226
	民	42,680
	中	18,074
黨派別得票數	實同	7,754
	革新	9,036
	社民	2,247
	他無	8,781

黨派別得票數に案分すれば 民 4, 中 1

京都府第三區

(天田郡、何鹿郡、加佐郡、與謝郡、竹野郡、能野郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	72,515
"	(選挙當日現在)	71,586
投票総数		61,584
無効投票総数		385

党派別	姓名	得票数
政(前)	吉村伊助	15,181
民(前)	村上國吉	12,772
政	水島彦一郎	10,550
民(元)	津原武	10,533
中	高木半兵衛	9,812
		法定得票数 5,100
政	朝日定之	2,351
		供託金没収限界 2,040

有効投票総数	合計	61,199
此の内	当選票数 6割3分	38,503
	落選票数 3割7分	22,696

党派別得票数	政	28,082
	民	23,305
	中	9,812

党派別得票数に案分すれば 政 2, 民 1

備考 吉村伊助は昭和三年三月十五日死亡、これは補缺せられざる場合の嚆矢なり

京都府第二區

(愛宕郡、葛野郡、乙訓郡、紀井郡、宇治郡、久世郡、
綴喜郡、相樂郡、南桑田郡、北桑田郡、船井郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	88,219
"	(選挙當日現在)	87,509
投票総数		67,125
無効投票総数		432

党派別	姓名	得票数
民(前)	川崎安之助	21,907
政	磯邊清吉	14,972
労農	山本宣治	14,412
政(前)	長田桃藏	12,151
		法定得票数 5,558
		供託金没収限界 2,223
中	平原光親	2,181
革	奥村治郎	1,070

有効投票総数	合計	66,693
此の内	当選票数 7割7分	51,291
	落選票数 2割3分	15,402

党派別得票数	政	27,123
	民	21,907
	中	2,181
	革新	1,070
	他無	14,412

党派別得票数に案分すれば 政 1, 民 1, 他無 1

大阪府第二區

(南區、浪速區、天王寺區)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	74,161
"	(選舉當日現在)	73,368
投票總數		52,258
無効投票總數		381

黨派別	姓名	得票數
民(元)	紫安新九郎	21,613
實同(前)	武藤山治	9,748
民(前)	沼田嘉一郎	7,054
	法定得票數	6,823
政(前)	山本芳治	6,349
革新(元)	村田虎之助	3,804
	供託金沒收限界	2,729
民	上原正成	1,823
中	川西榮之祐	1,166
中(元)	岩田大中	320

有効投票總數	合計	51,877
此の内	當選票數 7 割 4 分	38,415
	落選票數 2 割 6 分	13,462

黨派別得票數	政 6,349	民 30,490	中 1,486
	實同 9,748	革新 3,804	

黨派別得票數に案分すれば 民 3

備考 黨派別得票數に案分すれば實同の武藤氏は落選

大阪府第一區

(西區、港區)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	93,753
"	(選舉當日現在)	92,609
投票總數		59,553
無効投票總數		435

黨派別	姓名	得票數
民	一松定吉	11,708
政	平賀周	7,784
民	榑谷寅吉	7,301
民	石原善三郎	6,619
政(前)	板野友造	6,224
社民	田萬清臣	5,777
	法定得票數	4,927
民(前)	筒井民次郎	4,719
實同(前)	羽室庸之助	3,696
勞農	野田律太	3,298
	供託金沒收限界	1,971
革新	宮武茂平	781
民	木村千幹	723
中	重松又太郎	278
中	武智正次郎	210

有効投票總數	合計	59,118
此の内	當選票數 4 割 5 分	26,793
	落選票數 5 割 5 分	32,325

黨派別得票數	政 14,008	民 31,070	中 488	實同 3,696
	革新 781	社民 5,777	他無 3,298	

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 2

大阪府第四區

(西淀川區、西成區、東淀川區、東成區、住吉區)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	172,364
"	(選舉當日現在)	170,703
投票總數		111,890
無効投票總數		971

黨派別	姓名	得票數
社民	鈴木文治	19,667
民	石川弘	14,741
民(前)	吉川吉郎兵衛	13,356
政(前)	森田政義	9,919
中	酒井榮藏	8,494
勞農	大橋治房	7,120
	法定得票數	6,920
民	本田彌一郎	5,487
實同	森本一雄	5,293
民	安城環	5,270
日勞	坂本孝三郎	5,193
民	中山福藏	3,470
中	福井芳太郎	2,837
	供託金沒收限界	2,768
中	角源泉	2,738
中	赤田喜代松	2,481
政	榎本鹿太郎	2,115
民	本田喬行	1,684
中	山地只一	1,054

大阪府第三區

(北區、此花區、東區)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	102,746
"	(選舉當日現在)	101,898
投票總數		74,165
無効投票總數		584

黨派別	姓名	得票數
民(前)	武内作平	16,211
民(前)	廣瀬徳藏	14,319
社民	西尾末廣	12,126
政(前)	吉津度	8,612
中(元)	今井嘉幸	5,953
實同	田中治太郎	5,227
政	上田孝吉	4,516
	法定得票數	4,599
民	内藤正剛	4,080
中	白谷輝光	2,537
	供託金沒收限界	1,840

有効投票總數	合計	73,581
此の内	{ 當選票數 7 割 0 分	51,268
	{ 落選票數 3 割 0 分	22,313

黨派別得票數	{ 政 13,128 民 34,610 中 8,490
	{ 實同 5,227 社民 12,126

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 2, 社民 1

大阪府第五區

(三島郡、豊能郡、南河内郡、中河内郡、北河内郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	116,650
"	(選舉當日現在)	115,436
投票總數		94,409
無効投票總數		805

黨派別	姓名	得票數
民 (前)	田中萬逸	15,866
政 (前)	岩崎幸治郎	15,767
民	勝田永吉	12,616
民 (前)	佐川庄七	12,332
日勞	杉山元治郎	11,156
政 (元)	相島勘次郎	10,773
實同 (元)	高松正道	9,811
		法定得票數 2,340
政	中村虎次郎	5,283
		供託金沒收限界 2,340

有效投票總數	合計	93,604
此の内	{ 當選票數 6 割 0 分	56,581
	{ 落選票數 4 割 0 分	37,023
黨派別得票數	{ 政	31,823
	{ 民	40,814
	{ 實同	9,811
	{ 他無	11,156

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 2

有效投票總數	合計	110,919
此の内	{ 當選票數 5 割 2 分	57,683
	{ 落選票數 4 割 8 分	53,236

黨派別得票數	{ 政	12,034
	{ 民	44,008
	{ 中	17,604
	{ 實同	5,293
	{ 社民	19,667
	{ 他無	12,313

黨派別得票數に案分すれば 民 2, 中 1, 社民 1

兵庫縣第一區

(神戸市)
定員五人

有権者数	(名簿確定當時)	132,999
"	(選挙當日現在)	131,893
投票總數		102,989
無効投票總數		753

党派別	姓名	得票数
民 (元)	野田文一郎	31,076
政 (前)	砂田重政	14,346
中	藤原米藏	12,236
日勞	河上丈太郎	7,823
政	中井一夫	7,477
		法定得票数 5,112
民	中亥歳男	4,790
民	濱野鐵太郎	4,357
實同 (前)	森田金藏	4,158
中	勝田銀次郎	3,703
革	西田富三郎	3,692
民	山本平三郎	2,982
民	西見芳宏	2,812
		供託金没収限界 2,045
中	柚久保寅市	1,314
社民	堤良明	791
中	高田末吉	510
中	丹治剛太郎	169

有効投票總數	合計	102,236
此の内	{ 當選票数 7 割 1 分	72,958
	{ 落選票数 2 割 9 分	29,278

党派別得票数	政 21,823	民 46,017	中 17,432	實同 4,158
	革新 3,692	社民 791	他無 7,823	

党派別得票数に案分すれば 政 1, 民 3, 中 1

大阪府第六區

(堺市、岸和田市、泉北郡、泉南郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	83,276
"	(選挙當日現在)	82,359
投票總數		66,670
無効投票總數		733

党派別	姓名	得票数
民	松田竹千代	15,212
民 (前)	井阪豊光	13,405
政 (前)	山口義一	12,427
中 (元)	南鼎三	10,317
革新	南惣一郎	7,835
		法定得票数 5,495
民	白嶋正造	4,602
		供託金没収限界 2,198
民	片木政治郎	2,139
民	中林友信	—

有効投票總數	合計	65,937
此の内	{ 當選票数 6 割 2 分	41,044
	{ 落選票数 3 割 8 分	24,893

党派別得票数	政 12,427	民 35,358
	中 10,317	革新 7,835

党派別得票数に案分すれば 政 1, 民 2

備考 中林友信(民)は投票前々日死亡せるが故に候補者の人数計算上省く

兵庫縣第三區

(明石市、明石郡、美囊郡、加東郡、
多可郡、加西郡、加古郡、印南郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	88,955
"	(選舉當日現在)	88,273
投票總數		69,754
無効投票總數		574

黨派別	姓名	得票數
民	三宅利平	21,827
政	青木雷三郎	12,736
政	山本唯次	10,935
日勞	吉田賢一	8,689
		法定得票數 5,675
民(元)	内藤濱治	5,569
中	稻村修道	4,461
民	福田正俊	4,438
		供託金沒收限界 2,306
中	佐野茂	525

有効投票總數	合計	69,180
此の内	{ 當選票數 6 割 6 分	45,498
	{ 落選票數 3 割 4 分	23,682

黨派別得票數	政	23,671
	民	31,834
	中	4,986
	他無	8,689

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 2

兵庫縣第二區

(尼ヶ崎市、武庫郡、川邊郡、有馬郡、津名郡、三原郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	129,122
"	(選舉當日現在)	127,822
投票總數		98,396
無効投票總數		908

黨派別	姓名	得票數
民(前)	前田房之助	25,097
政(前)	廣岡宇一郎	16,481
民(前)	小寺謙吉	15,444
中(元)	山邑太三郎	10,120
政	蔭山貞吉	10,040
社民	米窪滿亮	6,097
		法定得票數 6,093
勞農	近内金光	4,907
實同	森田茂樹	4,531
中	三崎省三	3,724
		供託金沒收限界 2,437
中	三輪強	1,047

有効投票總數	合計	97,488
--------	----	--------

此の内	{ 當選票數 6 割 9 分	67,142
	{ 落選票數 3 割 1 分	30,346

黨派別得票數	政	26,521	民	40,541	中	14,891
	實同	4,531	社民	6,097	他無	4,907

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 2, 中 1

備考 山邑太三郎當選直後死亡、次點者蔭山貞吉當選

兵庫縣第五區

(城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡、氷上郡、多紀郡)

定員三人

有権者數	(名簿確定當時)	82,033
"	(選舉當日現在)	80,987
投票總數		61,238
無効投票總數		558

黨派別	姓名	得票數
民 (前)	齋藤 隆夫	23,348
民	田 昌	14,679
政 (前)	若宮 貞夫	14,127
政 (前)	尾崎 勇治郎	7,182
		法定得票數 5,055
		供託金沒收限界 2,023
中	橋本 五郎	1,344

有効投票總數	合計	60,680
此の内	當選票數 8 割 6 分	52,154
	落選票數 1 割 4 分	8,526

黨派別得票數	{	政	21,309
		民	38,027
		中	1,344

黨派別得票數に案分すれば 政 1, 民 2

兵庫縣第四區

(姫路市、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	97,778
"	(選舉當日現在)	96,566
投票總數		81,378
無効投票總數		546

黨派別	姓名	得票數
民	大野 敬吉	19,543
政 (前)	原 惣兵衛	15,292
政 (前)	土井 權大	12,833
革新 (前)	清瀬 一郎	12,150
民 (前)	田中 武雄	12,016
		法定得票數 5,052
中	内海 正名	4,300
民	古河 和一郎	2,843
		供託金沒收限界 2,021
中	多田 友雄	1,425
中	田淵 巖	430

有効投票總數	合計	80,832
此の内	當選票數 7 割 4 分	59,818
	落選票數 2 割 6 分	21,014

黨派別得票數	{	政	28,125	民	34,402
		中	6,155	革新	12,150

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 2

備考 清瀬氏前回の選舉區は大阪府舊第三區

和歌山縣第一區

(和歌山市、海草郡、那賀郡、伊都郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	92,388
"	(選挙當日現在)	91,422
投票総数		75,275
無効投票総数		711

党派別	姓名	得票数
政	木本主一郎	18,397
民	山崎傳之助	16,953
民(前)	中村啓次郎	16,907
政(前)	松山常次郎	13,089
政(前)	隅田豊吉	9,218
		法定得票数 6,164
		供託金没収限界 2,466

有効投票総数	合計	74,564
此の内	當選票数 7 割 0 分	52,257
	落選票数 3 割 0 分	22,289

党派別得票数	政	40,704
	民	33,860

党派別得票数に案分すれば 政 2, 民 1

奈良縣 (全縣一區)

定員五人

有権者数	(名簿確定當時)	125,181
"	(選挙當日現在)	124,017
投票総数		104,768
無効投票総数		781

党派別	姓名	得票数
政	森本千吉	16,481
民(前)	八木逸郎	14,355
政	岩本武助	12,243
民(前)	福井甚三	11,700
民	松尾四郎	11,002
政	今村奇男	9,084
中	服部教一	9,050
勞農	清原一隆	8,779
中	江藤源九郎	5,811
		法定得票数 5,199
革(前)	馬場義興	4,565
		供託金没収限界 2,080
中	奥田信義	917

有効投票総数	合計	103,987
此の内	當選票数 6 割 3 分	65,781
	落選票数 3 割 7 分	38,206

党派別得票数	政	37,808	民	37,057	中	15,778
	革新	4,565	他無	8,779		

党派別得票数に案分すれば 政 2, 民 2, 中 1

鳥取縣 (全縣一區)

定員 四人

有権者数	(名簿確定當時)	103,018
"	(選挙當日現在)	101,975
投票総数		93,242
無効投票総数		935

党派別	姓名	得票数
政	豊田 收	19,625
政	矢野 晋也	18,052
民 (前)	三好 榮次郎	16,435
民 (前)	谷口 源十郎	15,843
民 (前)	山楯 儀重	14,873
		法定得票数 5,777
労農	村上 吉藏	4,355
		供託金没収限界 2,310
日勞	稻田 直道	2,671
中立	寺崎 勝治	408
中立	藤田 幸太郎	45

有効投票総数	合計	92,307
此の内	{ 當選票数 7 割 6 分	69,955
	{ 落選票数 2 割 4 分	22,352

党派別得票数	政	37,677
	民	47,151
	他無	7,026
	中立	453

党派別得票数に案分すれば 政 2, 民 2

和歌山縣 第二區

(有田郡、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡)

定員 三人

有権者数	(名簿確定當時)	82,609
"	(選挙當日現在)	81,876
投票総数		59,908
無効投票総数		466

党派別	姓名	得票数
民 (元)	小山谷 藏	19,191
政 (前)	中村 巍	11,058
中 (前)	田淵 豊吉	10,437
政	那須 彌次郎	8,784
政	世耕 弘一	6,832
		法定得票数 4,953
民	堀田 馨一	2,011
		供託金没収限界 1,981
中	角 猪之助	1,119

有効投票総数	合計	59,432
此の内	{ 當選票数 6 割 8 分	40,686
	{ 落選票数 3 割 2 分	18,746

党派別得票数	政	26,674
	民	21,202
	中立	11,556

党派別得票数に案分すれば 政 2, 民 1

島根縣第二區

(飯石郡、安濃郡、邇摩郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡、鹿足郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	80,358
"	(選挙當日現在)	79,445
投票総数		67,324
無効投票総数		573

党派別	姓名	得票数
民(前)	俵 孫 一	22,689
政(元)	島 田 俊 雄	19,589
中立	沖 島 鎌 三	11,135
民	山 崎 定 道	6,425
		法定得票数 5,563
民	横 山 正 造	3,520
中立	升 田 憲 元	3,393
		供託金没収限界 2,225

有効投票総数	合計	66,751
此の内	當選票数 8 割 0 分	53,413
	落選票数 2 割 0 分	13,338

党派別得票数	政	19,589
	民	32,634
	中立	14,528

党派別得票数に案分すれば 政 1, 民 2

島根縣第一區

(松江市、八束郡、能義郡、仁多郡、大原郡、簸川郡、隠岐郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	94,448
"	(選挙當日現在)	93,243
投票総数		78,009
無効投票総数		343

党派別	姓名	得票数
民(前)	木 村 小左衛門	26,172
民(前)	櫻 内 幸 雄	20,537
民(前)	原 夫 次 郎	15,121
政(前)	古 川 清	11,693
		法定得票数 6,472
日 勞	福 田 狂 二	4,143
		供託金没収限界 2,589

有効投票総数	合計	77,666
此の内	當選票数 8 割 0 分	61,830
	落選票数 2 割 0 分	15,836

党派別得票数	政	11,693
	民	61,830
	他無	4,143

党派別得票数に案分すれば 民 3

岡山縣第二區

(兒島郡、都窪郡、淺口郡、小田那、後月郡、
吉備郡、上房郡、川上郡、阿哲郡)

定員五人

有権者數	(名簿確定當時)	142,612
"	(選舉當日現在)	140,955
投票總數		109,102
無効投票總數		960

黨派別	姓名	得票數	
民(前)	小川郷太郎	26,528	
民(前)	西村丹治郎	23,718	
政(前)	星島二郎	14,433	
政	小谷節夫	14,010	
政(前)	犬養毅	13,680	
政(前)	高草美代藏	11,311	
		法定得票數	5,407
勞農	難波英夫	4,462	
		供託金沒收限界	2,163

有効投票總數	合計	108,142
此の内	{ 當選票數 8 割 5 分	92,369
	{ 落選票數 1 割 5 分	15,773

黨派別得票數	政	53,434
	民	50,246
	他無	4,462

黨派別得票數に案分すれば 政 3, 民 2

岡山縣第一區

(岡山市、御津郡、赤磐郡、和氣郡、上道郡、
真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡)

定員五人

有権者數	(名簿確定當時)	141,379
"	(選舉當日現在)	139,257
投票總數		111,890
無効投票總數		979

黨派別	姓名	得票數
中立	鶴見祐輔	24,648
政	玉野知義	14,499
政(前)	岡田忠彦	14,118
政	横山泰造	14,109
政	久山知之	11,970
政(前)	難波清人	11,267
民(前)	清水長郷	7,371
		法定得票數
勞農	三木静次郎	5,154
民	光島美作夫	4,209
革新(元)	野間五造	3,566
		供託金沒收限界
		2,218

有効投票總數	合計	110,911
此の内	{ 當選票數 7 割 2 分	79,344
	{ 落選票數 2 割 8 分	31,567

黨派別得票數	政	65,963
	民	11,580
	中立	24,648
	革新	3,566
	他無	5,154

黨派別得票數に案分すれば 政 4, 中 1

廣島縣第二區

(吳市、安藝郡、賀茂郡、豊田郡)

定員四人

有権者数	(名簿確定當時)	109,392
"	(選挙當日現在)	108,499
投票總數		83,580
無効投票總數		868

党派別	姓名	得票数
政(前)	望月圭介	16,086
民(前)	山道襄一	15,888
民(元)	宮原幸三郎	13,310
政	肥田琢司	11,561
民	田中貢	10,739
民	木原七郎	8,111
政(前)	渡邊伍	7,017
	法定得票数	5,170
	供託金没収限界	2,068

有効投票總數 合計 82,712

此の内 { 當選票数 6 割 9 分 58,845
落選票数 3 割 1 分 25,867

党派別得票数 { 政 34,664
民 48,048

党派別得票数に案分すれば 政 2, 民 2

廣島縣第一區

(廣島市、佐伯郡、安佐郡、山縣郡、高田郡)

定員四人

有権者数	(名簿確定當時)	112,277
"	(選挙當日現在)	111,078
投票總數		82,731
無効投票總數		843

党派別	姓名	得票数
民(前)	藤田若水	13,808
政	岸田正記	12,784
政(前)	名川侃市	12,704
民	森祐昌	12,070
民(前)	荒川五郎	11,434
中(前)	江藤榮吉	8,453
中	藤野哲雄	8,156
	法定得票数	5,118
	供託金没収限界	2,047
中	森寅重	2,479

有効投票總數 合計 81,888

此の内 { 當選票数 6 割 3 分 51,366
落選票数 3 割 7 分 30,522

党派別得票数 { 政 25,488
民 37,312
中 19,088

党派別得票数に案分すれば 政 1, 民 2, 中 1

山口縣第一區

(下關市、宇部市、厚狹郡、豐浦郡、美禰郡、大津郡、阿武郡)

定員四人

有権者數	(名簿確定當時)	114,020
"	(選舉當日現在)	112,748
投票總票		91,715
無効投票總數		1,350

黨派別	姓名	得票數
政	久原房之助	18,118
政	庄晋太郎	17,003
政	榊谷香三	14,410
民(元)	藤井啓一	10,522
政	磯部國四郎	9,084
民(元)	三隅哲雄	6,726
政	安部寛	6,180
政(前)	秋田寅之介	6,142
		法定得票數 5,648
		供託金沒收限界 2,259
中	磯部檢藏	2,180

有効投票總數	合計	90,365
此の内	當選票數 6割6分	60,053
	落選票數 3割4分	30,312

黨派別得票數	政	70,937
	民	17,248
	中	2,180

黨派別得票數に案分すれば 政 4

廣島縣第三區

(尾道市、福山市、御調郡、世羅郡、沼隈郡、深安郡、
盧品郡、神石郡、甲坂郡、雙三郡、比婆郡)

定員五人

有権者數	(名簿確定當時)	135,873
"	(選舉當日現在)	134,377
投票總數		108,961
無効投票總數		1,042

黨派別	姓名	得票數
政(前)	島居哲	12,746
政	宮澤裕	12,230
政	小山寛藏	12,133
民	作田高太郎	11,147
民(前)	横山金太郎	10,618
民	土屋寛	10,236
政(元)	門田新松	7,687
政	木舍幾三郎	7,422
政	米田規矩馬	7,112
革新(前)	湯淺凡平	5,917
		法定得票數 5,396
民(元)	吉田中	4,442
中	原侑	2,858
中	藤井眞	2,655
		供託金沒收限界 2,158
中	兒玉静一	716

有効投票總數	合計	107,919
此の内	當選票數 5割5分	58,874
	落選票數 4割5分	49,045

黨派別得票數	民	59,330
	中	6,229
		民 36,443 革新 5,917

黨派別得票數に案分すれば 政 3, 民 2

徳島縣第一區

(徳島市、名東郡、勝浦郡、那賀郡、海部郡、名西郡)

定員三人

有権者数	(名簿確定當時)	76,956	
"	(選挙當日現在)	75,995	
投票総数		58,193	
無効投票総数		577	

党派別	姓名	得票数	
民(前)	原田 佐之助	12,427	
政(前)	生田 和平	12,131	
政(元)	浅石 惠八	11,714	
民(前)	谷原 公	11,494	
政	多田 忠七	9,850	
		法定得票数 4,801	
		供託金没収限界 1,921	

有効投票総数	合計	57,616	
此の内	{ 当選票数 6 割 3 分	36,272	
	{ 落選票数 3 割 7 分	21,344	

党派別得票数	{	政	33,695	
		民	23,921	

党派別得票数に案分すれば 政 2, 民 1

山口縣第二區

(大島郡、玖珂郡、熊毛郡、都濃郡、佐波郡、吉敷郡)

定員五人

有権者数	(名簿確定當時)	133,658	
"	(選挙當日現在)	132,286	
投票総数		97,481	
無効投票総数		1,102	

党派別	姓名	得票数	
民	澤本 興一	16,761	
政	葛原 猪平	15,227	
政(前)	兒玉 右二	14,114	
政(前)	吉木 陽	13,948	
政	西村 茂生	13,930	
政(元)	窪井 義道	12,833	
民	小河 虎彦	7,499	
		法定得票数 4,819	
中	吉原 月香	2,067	
		供託金没収限界 1,928	

有効投票総数	合計	96,379	
此の内	{ 当選票数 7 割 7 分	73,980	
	{ 落選票数 2 割 3 分	22,399	

党派別得票数	{	政	70,052	
		民	24,260	
		中	2,067	

党派別得票数に案分すれば 政 4, 民 1

香 川 縣 第 一 區

(高松市、大川郡、木田郡、小豆郡、香川郡)

定 員 三 人

有 權 者 數	(名簿確定當時)	73,900
"	(選舉當日現在)	73,196
投 票 總 數		58,694
無効投票總數		783

黨 派 別	姓 名	得票數
政	宮 脇 長 吉	19,717
民 (前)	小 西 和	17,537
民 (前)	戸 澤 民 十 郎	12,776
勞農	上 村 進	7,881

法定得票數 4,826
供託金沒收限界 1,930

有効投票總數	合計	57,911
此の内	當選票數 8 割 6 分	50,030
	落選票數 1 割 4 分	7,881

黨派別得票數	政	19,717
	民	30,313
	他無	7,881

黨派別得票數に按分すれば 政 1, 民 2

德 島 縣 第 二 區

(板野郡、阿波郡、麻植郡、美馬郡、三好郡)

定 員 三 人

有 權 者 數	(名簿確定當時)	77,968
"	(選舉當日現在)	77,238
投 票 總 數		60,181
無効投票總數		565

黨 派 別	姓 名	得票數
政 (前)	秋 田 清	18,768
民	眞 鍋 勝	15,859
民 (前)	高 島 兵 吉	13,445
政	三 井 貞 七	11,544

法定得票數 4,885
供託金沒收限界 1,954

有効投票總數	合計	59,616
此の内	當選票數 8 割 1 分	48,072
	落選票數 1 割 9 分	11,544

黨派別得票數	政	30,312
	民	29,304

黨派別得票數に案分すれば 政 2, 民 1